

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
178	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉 障害者総合支援法に係る基準該当事業所登録認可事務の改正について	地域のサービス供給状況を考慮して基準該当事業所の登録を判断することが現行制度の原則であるが、基準該当事業所の登録は、所在市町村で登録を行い、支給決定市町村で、サービス等利用計画により、地域のサービスの状況及び必要性等を判断し支給決定を行うことができないか。	【制度の概要】 基準該当事業所は、都道府県条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち、その基準を満たすことが要件となっており、その認定・登録については、現行制度では、基準該当事業所が所在している市町村ではなく、障がい者が基準該当事業所を利用することを決定した市町村が行うこととなっている。 このため、所在市町村以外の利用者を多数受入れている基準該当事業所は、それぞれの市町村に対し、登録申請を行っている現状である。 【支障事例】 現在、登録申請を受ける所在市町村以外の市町村は、都道府県条例の基準に基づき、申請書類等の審査を行った上、登録を行っているが、基準該当事業所の状況や内容を現地で把握できる状況ではなく、指導監査等も難しい現状である。 【制度改正の必要性】 以上のことから、基準該当事業所の状況を現地で把握することができる所在市町村で一括登録を行い、利用市町村と情報共有の上、各支給決定障がい者が利用できるように、制度の改正を希望する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号イ	厚生労働省	創路市	市町村は、支給決定障害者等が基準該当事業所から基準該当障害福祉サービスを受けたときであって、必要と認めるときは、当該サービスに要した費用について、特例介護給付費等を支給することができることとされている。 基準該当事業所の認定・登録については、特例介護給付費等の支給に関する事務手続きの簡素化のために市町村において行われているもので、法令上定めのないところであり、その手続きについては、各自治体において自主的に定めていただくことができる。	基準該当事業所の認定・登録については、法令上明確な規定がないため、本件のような事例がおこっている。省令において、明確に事業所の所在地を管轄する市町村に提出する旨を規定することが必要と考える。	
189	A	権限移譲	医療・福祉 指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めもの	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めもの	【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31、第51条の32、第51条の33	厚生労働省	宇都宮市	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に関しては、本年4月1日から、全ての事業所が1つの指定都市の区域内にあるものに係る業務管理体制の届出の受理等の事務を都道府県から指定都市に移譲したところである。 当該事務を都道府県から中核市に移譲することについては、指定都市における当該事務の実施状況を踏まえて検討していくべきものであり、指定都市への移譲が施行されたばかりの現時点において、中核市への移譲の判断を行うことは妥当ではない。	本件についてはこれまで、指定相談支援事業者の間で届出先の混乱が生じていることを御報告してきているところである。 そのような中、この4月から指定都市に事務移譲がなされたばかりであるのは国回答のとおりであり、指定都市における当該事務の実施状況を速やかに把握し、中核市への移譲を検討していただくことを希望するものである。	

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
茅ヶ崎市	<p>○基準該当登録後、国保連請求のための市町村番号登録を所在市町村へ依頼する必要があり、現在各市町村が依頼している状況にあるため、一括登録することで事務軽減に繋がると考えられる。</p>	<p>【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うこと。</p>	/	<p>基準該当事業所におけるサービス提供に係る特例介護給付費等は、市町村が必要があると認めるときに支給することができることとされているものであり、給付が当然に認定されている指定事業者等におけるサービス提供に係る介護給付費等と性質が異なるものであるため、基準該当事業所の認定・登録を事業所の所在地を管轄する市町村が行う旨を法令で定めることは適当ではない。</p>	<p>6【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii) 支給決定障害者等が基準該当事業所で基準該当障害福祉サービスを受けた場合における特例介護給付費等の支給(30条1項2号イ)に関して市町村が行う基準該当事業所の認定及び登録の手続については、法令上の定めはなく、支給決定障害者等が居住する市町村のみならず基準該当事業所が所在する市町村も行うことが可能であることを、市町村に平成27年度中に周知する。</p>
神奈川県、茅ヶ崎市、豊橋市	<p>○児童福祉法に定める業務管理体制に係る届出の受理等の事務については、平成27年度より、指定都市に加えて児童相談所設置市にも権限移譲がなされた。一方で、障害者総合支援法に定める業務管理体制に係る届出の受理等の事務については県に権限がある。そのため、事業者にとっても非常にわかりづらい状況が生じている。 ○指定一般相談支援事業者に係る業務管理体制届先を指定権者である中核市にすることで、指定業務との一体的な管理が可能になると考えられる。 ○既に県から権限移譲されており、事業所の指導・処分に関連して、効率的・効果的な事務を行うことができる。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、業務管理体制に係る事務権限を中核市へ移譲すべきである。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲を検討すること。</p>	/	<p>指定一般相談支援事業者の業務管理体制に関しては、本年4月1日から、全ての事業所が1つの指定都市の区域内にあるものに係る業務管理体制の届出の受理等の事務を都道府県から指定都市に移譲したところである。 指定都市における当該事務の実施状況に関しては、厚生労働省が地方自治体に対して行う実地指導において、実施状況を確認することを検討している。また、毎年度、地方自治体に依頼している指導監査の実施状況等に係る報告において、今年度分からは、都道府県及び指定都市における当該事務の実施状況等に係る項目を追加することを検討している。 これらを通じ、指定都市における当該事務の実施状況を確認した上で、当該事務を都道府県から中核市に移譲することについて検討したい。</p>	<p>5【厚生労働省】 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の4、51条の31から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
197	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害支援区分の医師意見書の緩和	<p>【具体的な支障事例】 障害者の中でも、身体障害者及び精神障害者の方は医療機関への通院を定期的または随時行っている方がほとんどであるが、知的障害者の方は比較的健康で通院もされていない方が多い。利用者(障害者)が、医師意見書を記入してもらっただけに医療機関を受診しても、医療機関によっては1、2回の受診では意見書を書いてもらえない場合がある。それによって、障害支援区分の認定に長期間を要し、サービスの利用が遅れてしまうといった支障が生じている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 地方の医療機関では、常勤の医師が少ないところも多く、利用者(障害者)が医療機関に予約をとり受診したにも関わらず、派遣された医師のため意見書を書けないと断られるケースがある。また、精神科のある医療機関の数が少ないため、遠くまで足を運ぶケースや、精神科以外の医師を受診するケースもあり、利用者に負担が生じている。</p> <p>【懸念の解消策】 医師意見書の代替として、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断して支援区分を認定できるようにすることを求める。</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条	厚生労働省	三重市	<p>ご提案いただいた内容については困難と考えている。平成26年4月より、従来の障害程度区分に代わり障害支援区分が施行されているが、施行に当たっては、1次判定(コンピュータ判定)の段階で知的障害や精神障害の特性を反映させることが地域差の解消につながるとの観点から、調査項目や各項目における判断基準等の見直しを行うとともに、2次判定の引き上げ要因となっていた調査項目や医師意見書の一部項目を1次判定に組み込んだ新たな判定式を構築したところである。</p> <p>医師意見書の代替として障害年金申請時の診断書や療育手帳発行時の判定結果を用いる場合、現行の医師意見書と項目が異なることから、1次判定(全国一律のコンピュータ判定)が適切に行われないこととなり、公平・公正な区分の認定が困難になるものと考えている。</p>	<p>支援区分の更新時においてのみ医師意見書を不要となれば、利用者の負担軽減になると考えた。障害年金の診断書や療育手帳の判定結果では一次判定(コンピュータ判定)の項目をすべて網羅できていないが、審査会において公正な判断を委ねることを意図していた。昨年度、1次判定の調査項目や各項目における判断基準等の見直しを行い、2次判定の引き上げ要因となっていた調査項目や医師意見書の一部項目を1次判定に組み込むなど、新たな判定式を構築したところであるので、直ちに改正を行うことが困難なことは承知した。</p> <p>ただ、今後の制度改正にあたっては、少しでも利用者(障害者)の負担が少なくなるよう、更新時における医師意見書の廃止を含め、項目の見直しについて検討をお願いしたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p>< 新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) ></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>釧路市、遊佐町、石岡市、高根沢町、茅ヶ崎市、小千谷市、瑞穂市、豊田市、伊丹市、加西市、春日市</p> <p>○地方でなくても、精神科が少ない中、しばらく通院していない知的障がい者の医師意見書入手するためには、時間を要したり、知能検査ができない病院では療育手帳の判定書を参考にして診断書をあらためて記載するなど、苦勞する現状である。</p> <p>○知的障害者は、病気でないため主治医がいらない人が多い。そのため、区分認定のためだけに受診して意見書をかいてもらうことになる。医師も障がい者の様子に詳しいわけではない。区分認定時に医師をさがすが、行政も本人も負担。</p> <p>○知的障害者の中には、定期通院していない人もいるため、年に数人の方から相談を受け助言を行っている。</p> <p>○知的障害者についてはかかりつけ医をもたない場合もあり、障害福祉サービスを利用するために新たに精神科を受診するケースもあるため、療育手帳の判定結果等を医師意見書の代替とすることが望ましい。</p> <p>○主治医がいなくて多く、その都度受診しただいため、利用者に負担が生じている。</p> <p>○知的障がい者の中には健康で医療機関を受診していない方もいる。利用者へは、医療機関を受診するよう説明し、医療機関にも意見書の記入を依頼し対応しているが、年数回は医療機関から断られるケースもある。</p> <p>○日常的に通院等をされていないために医師意見書を作成しただく医療機関に苦慮することがあり、その場合、医師意見書を記入してもらったための受診であっても、引き受けやすい医療機関を選んで依頼している。しかし、このように即席で出来上がり送付されてくる意見書はあくまで形式的なもので審査会の提出資料として意味のあるものなのか疑問が残る。</p> <p>○普段は、受診の必要がない方で、支援区分更新の診察を拒否され保護者が受診させるのに四苦八苦されているケースがあり保護者の負担が非常に大きい。</p> <p>○継続的に医療機関を受診していない知的障害者の障害支援区分の認定更新に際して、医師意見書を作成してくれる医療機関がなかったため、認定更新が遅れた例が数件あった</p> <p>○知的障害者の方の医師意見書については、定期的な通院がないなどの理由で記入してもらえないなどの支障が生じている。</p> <p>○診断書作成のため、利用者に時間的な負担や経済的な負担がかかっている。利用者は、その他にも重複して、別に診断書、申請書等も提出してもらったことが多いため、利用者の負担軽減になる。</p>	<p>【全国市長会】 医師意見書の取得における支障について実情を把握し、可能な代替え措置について十分に検討すること。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>○医師意見書については、審査判定にあたり、障害特性を反映する上でも重要であることから、廃止する等については困難と考えている。</p> <p>○なお、手続きにおける負担軽減については、26年4月に障害支援区分を施行する際、特性を反映する項目を新規で追加した代わりに、項目の削除や統合等を行っているところ。(106項目→80項目)</p> <p>○ご提案の背景にある意見書作成医師の確保が難しいという点については、現在も地域生活支援事業において医師意見書作成に当たる主治医研修を行っているところであり、継続的に実施していきたい。</p> <p>○また、障害支援区分については、審査判定結果における地域差等が指摘されており、現在、厚生労働省障害者支援状況等調査研究事業において、障害支援区分の制度運用における課題を把握するための調査を行っているところであることから、その結果も踏まえ、区分認定の在り方等について改善に努めていきたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害支援区分の認定(21条)については、認定に当たって必要となる医師意見書の作成に当たる医師を確保するため、都道府県が実施する主治医研修に対して引き続き支援を行うとともに、当該研修がより多くの都道府県において実施されるよう促すため、研修の取組事例を都道府県に平成28年中に周知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
325	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化	障害者総合支援法第10条に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の「指定市町村事務受託法人」制度を整備する。	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行政改革に取り組む中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考え。現在、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績・経験を積んだ人材も多く、市においては担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっており、また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップにもつながっている。 こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。	障害者総合支援法第10条	厚生労働省	三鷹市	障害者総合支援法の施行(平成25年4月)後3年を目途とした見直しとして、現在、厚生労働省に設置される社会保障審議会障害者部会において、見直しの検討を行っているところである。 介護保険制度における指定市町村事務受託法人制度と同様の仕組みを障害者総合支援法に導入することについては、この障害者部会の場において検討していただくこととしたい。	地方分権と行政改革をともに推進するための方策として、基礎自治体にとっては非常に有効な制度と認識している。 法の見直しの検討にあたっては、さらなる福祉サービスの質の向上を図るための方策として、速やかな対応をお願いしたい。 また、今後の検討のスケジュールについてお示しいただきたい。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>湯沢市、足利市、東京都、武蔵野市、青荷市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、羽村市、瑞穂市、昭島市、狛江市、横浜市</p>	<p>○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務については、職員の人員確保及び専門的能力不足により実質的な取り組みを行っていないのが現状である。 ○指導検査事務について、人員の確保が難しく、人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しい状況が生じている。 ○指定障害福祉サービス事業者等(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)の数は、平成26年4月1日現在、8,960事業所・施設である。これまで、区市町村に対し、事業費補助等の財政的支援、研修の実施等の技術的支援を行ってきたが、検査体制が整備される等の理由から、区市町村における指定障害福祉サービス事業者に対する指導検査は、平成25年度において、6区市町村中6区でしか実施されておらず、ほとんど進んでいない。 ○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務については、行政改革に取り組み中で機軸のみが付かずに、財源確保、人員の確保、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。現時点では同じく指導検査業務を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めている状況である。 ○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務については、行政改革に取り組み中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。 現時点では、同じく指導検査業務を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考えられる。 現在、介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体の実績・経験を積んだ人材も多く、担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっている。また、受託法人とどういった状況に組み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員数、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担い、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。 ○指導検査事務については、年々増加する事業費額に対して追いついていないため、同じく指導検査業務を持つ市においても早急に指導検査体制を整備し、障害福祉サービスの適正化に努めなければならない。 しかしながら、三区市町村に人員確保や専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成などが課題であるため、人員数、技術面の不足を補う方が求められる。「指定市町村事務受託法人」制度の導入は必要である。 ○指導検査は、その内容や重要性から、高い専門知識が必要となることは言うまでもなく、その人材確保は重要な課題であります。また、大規模でない自治体においては、指導検査の担当部署を設置することは困難であります。 以上のことから、三区市町村の一部事務が必要であると考ます。 ○市町村の指導検査事務について、知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく取り組みができていない。また、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。この課題を解決する手段として、指定法人制度の導入が非常に有効である。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっている。また、受託法人とどういった状況に組み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、効果的な指導検査を担い、障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。 ○検査の事務を市町村が担う場合、人事異動により職員の在職期間が短い中、専門性を取得する時間が限られ、常に専門性を保持し対応することは容易ではない。また、障害者総合支援法の施行や介護保険法の改正等により、事務量が増加している反面、人員体制の整備は進まない現状がある。さらには、現在は都が広域的に実施しているため平準化が図られているが、市町村が行うと公平性が欠ける恐れもある。 ○事業所との関係性を保持しつつ、検査の円い事務執行を行うため、「指定市町村事務受託法人」制度を導入していただきたい。 ○指導検査事務についての課題として、検査の業務に必要人材育成・ノウハウの蓄積が困難なこと、障害の法制改正が継続することによる事務量の増大・人員体制が組み立てが困難なことがあります。一方市内の事業所においては、小規模で運営体制が脆弱なため指導検査を行うための経験や困難事例を解決するための能力がある広域行政の都や専門性のある法人に委託することが求められています。このことから、指定法人の制度の導入が非常に有効であると考えます。 ○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等への指導検査について、東京都が本年を目標として、市町村に事務移譲する方針が示されている。市町村の障害福祉担当課では自立支援給付費の支給事務を行っているものの、職員体制が脆弱で、現状では指導検査事務のノウハウ的な職制も十数人である。 介護保険法では「指定市町村事務受託法人」制度が規定されており、多くの市町村で活用しているところであるが、障害者総合支援法には、当該規定がなく、事務移譲を更に困難にしているところである。障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村における指導検査が円滑に行われることが期待される。 ○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行政改革に取り組み中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。 現時点では、同じく指導検査業務を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 ○人事異動があることからの業務を抱えながら専門的な指導検査を行うことは、現在の市町村のスタッフでは難しい状態である。よって、検査の事項が可能な場合は、質の向上並びに職員の負担軽減につながる。 ○経験を積んだ職員の人事異動に伴い、経験不足の職員での対応となることあり、「人事異動等による、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しい」という課題が非常に顕著になっているところである。 ○障害者総合支援法に係る指定法人指導検査事務は、人員の確保等が困難なことや、更には専門性が必要なことから、人材の確保が難しく、実質的な取り組みに至っていない現状にあります。現時点では三区市町村に、指導検査業務を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めている状況であります。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考えます。 経験豊富な専門的な知識を有する人材が、多数確保されている受託法人の協力を得る中で、検査を実施して行くことは非常に効果的であります。よって、障害者総合支援法においても介護保険法と同様の規定を設け、自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っている体制を整備し、効果的な指導検査を担い、障害福祉サービスの質の向上を図ってまいります。 ○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行政改革に取り組み中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。 現時点では、同じく指導検査業務を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考えられる。 現在、介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体の実績・経験を積んだ人材も多く、担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっている。また、受託法人とどういった状況に組み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員数、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担い、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。 ○年々増加する指定障害福祉サービス事業所に対し、適切な年度で実地指導を行うための体制や手法が課題となっている。このため、効果的かつ効率的に実地指導を実施できるよう、障害者総合支援法においても外部委託を可能にする必要がある。 ただし、技術面の確保は、委託によりたがいに解決される問題ではなく、委託制度の内容や運用面での対応により左右されるものと考えられる。</p>	<p>【全国市長会】 市区町村の実情に配慮し、十分な検討を求める。</p>	<p>障害者総合支援法の施行後3年(平成28年4月)を目途とした見直しについては、現在、厚生労働省に設置される社会保障審議会障害者部会において検討が進められているところである。 障害者部会における検討は、本年中に取りまとめが行われる予定であり、その後、必要に応じて、見直しのための法案の提出等を進めてまいります。</p>	<p>6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する指導検査(9条から11条)については、その事務の一部を法人に委託することを可能とする。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
160	日 地 方 に 対 する 規 制 緩和	医療・ 福祉	特別支援学校高等部における就労継続支援B型事業利用に必要な就労移行支援事業の特例について	<p>就労継続支援B型事業を利用できる対象者は、「就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された者」等と定められている。</p> <p>特別支援学校高等部において、学校の各種実習や学校と事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度運用を、就労移行支援事業者へも就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められた。</p>	<p>【現行の制度】 就労継続支援B型事業を利用できる対象者は、「就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された者」等と定められており、特別支援学校高等部卒業者についても一律にこの原則を適用することとされている。</p> <p>【支障事例】 特別支援学校高等部の生徒は卒業するまでにその進路を決めたいというニーズが強いが、特別支援学校の授業時間内においては、障がい福祉サービスを利用できないことから、夏季・冬季等の休暇期間による短期間の就労移行支援事業を利用している状況である。</p> <p>結果として、相談支援計画に反映する職業訓練的な適性評価が得られるものであるが不安が残る反面、利用者が短期間の環境変化に適応できず混乱する例も見受けられ、このような利用方法では就労移行支援事業所にとっても過剰な負担がかかりすぎている。</p> <p>【制度改正の必要性】 特別支援学校では、主に自立に向けた生活面での教育を行っているため、日常の生徒指導の成果を活用し、就業にかかるアセスメントにおいて必要に応じて就労移行支援事業者の協力を得て、実施することで十分な効果が期待でき、利用者、就労移行支援事業者への負担も軽減できるものとする。また、訓練給付費の支給削減という効果も期待できる。</p> <p>【制度の解消案】 学校の各種実習や学校と就労移行支援事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度運用を、就労移行支援事業者を経なくとも就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められた。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第二 3(5)就労継続支援B型サービス費</p>	厚生労働省	岐阜市	<p>特別支援学校卒業後に就労継続支援B型の利用を希望する者等に対する就労面に係るアセスメントは、就労継続支援B型の新規利用者に対する長期的な支援を行う上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労面に関するニーズを把握するために行うものである。このため、一般就労における支援ノウハウを有している就労移行支援事業所において実施することとしており、障害者の適切なサービスの利用を把握する観点からも、本アセスメントを免除することは困難である。</p>	<p>今回の提案は、特別支援学校卒業後における就労アセスメントを対象にしているのではなく、特別支援学校高等部在学中に卒業後の進路を決めたいというニーズが強いため、在学中に卒業後の進路を決める必要がある場合の就労アセスメントの緩和を対象としている。</p> <p>また、「制度改正の必要性」及び「制度の解決策」でも言及しているように、アセスメントそのものを不要としているのではない。例えば、対象者が通う特別支援学校にあっては日常の生徒指導の成果を有しているものであり、これと就労移行支援事業者による協力(特別支援学校内での就労移行支援事業者の指導等)を相互に連携をさせることができれば、より正確に就労の適性を判断することが可能となる。形式的な就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度の運用を、就労移行支援事業者を経なくとも就労の適性を確認できた場合において、就労移行支援事業の利用を免除する弾力的な運用に改めることを求めているものである。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>〇本事業には、市、相談支援事業所、就労移行支援事業所、学校などの関係機関が会議を重ね、細かな調整を行うなど、かなりの労力と時間を要している。生徒を多く抱える学校側にも必要に応じて、就労移行支援事業所が協力を得る形で十分に連携を確保できると考える。</p> <p>〇特別支援学校の各種施設より就労の適性評価が得られずケースについては、就労移行支援事業所と連携して就労の適性の確認が可能である。また、就労移行支援事業所の事業数が少なく、就労アセスメントにおける事業所や利用者の負担が増すことになる。</p> <p>〇就労移行支援事業所が1か所しかなく、受け入れ人数も若干名でない。また、事業所の選択肢が無いため適所となるケースが考えられる。</p> <p>就労アセスメントについて、特別支援学校生徒の場合、学校の実習や指導の成果の活用や、学校での面接・面接等により行うことで、生徒や家族、就労移行支援事業所の負担も少なくなり、事務効率向上も期待できる。</p> <p>〇圏域内において就労移行支援事業所数が圧倒的に少ない。アセスメント利用期間も学校の長期休業に集中しており、各市町村間で事業所を取り合っているのが現状である。</p> <p>〇同様の支援が生じ、利用者及び就労移行支援事業所の負担を減らす措置の必要性を感じている。</p> <p>〇民間購買による支援学校より、1ヶ月程度しか見えない事業所が確保されることが問題としている。日型事業所を利用すると、相談員が少く、支援学校の判断が間違っても、チェックできる。</p> <p>〇特別支援学校等の生徒は夏季休暇期間中に1日1時間の就労移行支援を利用してアセスメントを受けている状況であるが、就労移行支援事業所の空き状況により、生徒が夏季休暇期間中にアセスメントを受けられなくなる可能性がある。</p> <p>また、市内に住所を有しながら市町村の特別支援学校に通学している者については、学校のある市町村で就労移行支援事業所等を利用しているが、就労移行支援事業所を申し込む時期もあり、また、就労移行支援事業所が代替り不足で労働者・生活支援センターも委託費削減による職員不足で対応が難しい状況にあり、やはり生徒が夏季休暇期間中にアセスメントを受けられなくなる可能性もある。</p> <p>〇特別支援学校では、すでに就労系のサービス事業所での実習を行い、就労アセスメントがされており、就労移行支援の利用は必要のないのが現状です。利用免除の制度を設けるよう求められている。</p> <p>〇明かか一般就労や就労移行支援事業の利用が困難とされるケースにおいても、就労継続B型事業の利用に向けて形式的に、夏季休暇中の短期間に就労移行支援事業所を利用せざるを得ないのが現状です。(今年度該当件)、就労移行支援事業所が少ないうえ、短期間でアセスメントが、卒業後の進路の選択材料となるには困難な状況です。</p> <p>〇在学中に就労移行支援事業所を利用する場合は、日程の調整が難しく、また短期間のアセスメントのため事業所においても戸惑いがあります。学校の進路による就業適性の確認や、特別児童手帳1級該当障害児については、障害基礎年金1級該当者と同様の扱いにより就労移行支援事業所の利用を免除する制度に改められた。</p> <p>〇当該団体の提案のとおり、特別支援学校高等部在学中の生徒は、卒業までその進路をきめたいというニーズが強い中、就労継続支援B型を希望するに就労移行支援事業所でのアセスメントが必須となっており、在学中にアセスメントを行うことは本人にとって多大な負担があることと、就労移行支援事業所の負担も大きい。</p> <p>また、就労移行支援事業所の資源も乏しい中、アセスメントを行える事業所を探すことも困難を極めている状況である。</p> <p>特別支援学校在学中の生徒が実習を行っている中で、就労移行支援事業所を経なくても、就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業所の利用を免除する制度とすることを望む。</p> <p>〇就労移行支援事業所を利用した就労アセスメントの実施を義務付けるものではなく、利用者の心身の状況やサービス利用を必要とする多様な理由を踏まえたうえで支給決定の可否を判断することができる運用とすることが必要であり、利用者及び事業者の不安な負担も軽減できると考える。</p> <p>〇就労移行支援事業所が利用しにくい。就労継続支援B型の利用希望者全員が長期休業期間中に受け入れられることは困難である。</p> <p>〇特別支援学校で行っている福祉事業所の実習や相談支援センターでの相談支援事業との連携により、就労面に対する適性を確認することは可能と考える。また、利用者、就労移行支援事業所、相談支援事業所、行政など関係機関の業務負担を軽減することができる。</p> <p>就労の適性を確認できた場合には就労継続支援B型に向けた就労移行支援の手続きを免除する制度に改められた。</p> <p>〇18歳以下の児童が障害サービスを利用する場合、児童相談所へ利用の可否を依頼し、サービスの申請、支給決定、支払いなど一連の事務が煩雑な。特別支援学校での実習などからみて就労は無理である生徒が判断した生徒が在学中の就労移行支援を利用している。計画的な移行が実現しないこと、市で就労移行支援センター、市で相談支援センター、市で就業支援センター、就労移行支援センターを設けても、就労の適性を在学中に確認できた場合は、就労移行支援事業所の利用を免除する制度の改正を望む。</p> <p>〇就職活動に就労移行支援を利用する者も、利用者の実習の適性を確認し、正しい情報がないと見込まれる。また、根拠に根拠にないが規定し規定しない限り、サービスの利用ができないことから制度的に手厚いよう望みます。</p> <p>利用者のことを考え、在学中に実習等を実施するなど、自身の状態を把握してきている特別支援学校の進路を優先するとし、障害者への配慮がほしい。</p> <p>〇同様の事例が生じ、利用者、就労支援事業所及び特別支援学校の負担軽減、さらには訓練等給付金の支給決定市町村の事務負担の軽減の観点から、優先的に就労移行支援事業所を経なくても、就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業所の利用を免除する制度に改められた。</p> <p>〇特別支援学校と就労移行支援事業所と連携し、夏休み等学校が長期休暇中の短期間、支給決定し、就労移行支援事業所でのアセスメントを行っているが、利用者の間に理解がわらず進捗が遅く、事業所によって短期間の利用と負担がかかっている状況にある。</p> <p>〇就労Bを支給決定するに当たり、就労移行支援事業所の負担が増えるので、従来あったように特別を当該にしたい。</p> <p>〇特別支援学校高等部在校生の保護者からも事務手続きの煩雑さなどから、形式的に就労移行支援事業所の利用を義務付ける現行制度を改めほしいと苦情が聞いている。</p> <p>〇現行法で定める形式的な就労移行支援事業所の利用が今後見込まれているが、岐阜市が提案書に示す事例同様の状況が生じている。これを解消する方針は全岐阜市一貫しており、質問する。</p> <p>〇就労移行支援の支給決定に当たり、認定困難、適性確認への関係、及び保護者への説明(就労移行支援決定の経緯・理由など)事務量が増加している。</p> <p>また、卒業までの自立訓練(生活訓練)利用者も、期間満了後にすぐに就労Bのサービスにつなげなくなるデメリットもある。提案市と同様の制度改正を希望する。</p> <p>〇特別支援学校高等部の生徒が、就労継続支援B型事業の利用を希望する場合、夏季休暇期間等に、短期間の就労移行支援事業所(障害福祉サービス)を利用している状況だが、利用者は、短期間で適当な就職先が受け入れられず、また、日型事業所の利用の不安でも就労移行支援事業所の支給決定までの過程においても、保護者への問い合わせ等があり、保護者の負担になっている。</p> <p>特別支援学校高等部の生徒が、就労移行支援事業所を利用しなくても、学校の各種実習、学校と就労移行支援事業所との連携により、就業に関する適性を確認することができると考える。</p> <p>よって、形式的に就労移行支援事業所の利用を義務付ける現行法の制度を、就労移行支援事業を経なくても就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められた。</p> <p>〇自費での実習等による費用負担が重く、決められた短期間で、また知らない場所・人の中でアセスメントは負担が大きいため、生活介護から就労継続支援B型にステップアップした方で、本人への希望がないにも関わらず、就労継続支援B型が初期利用という理由のみで就労移行支援の支給決定を行わざるを得ない状況。新入・転入に関わらず、1一律の適用を改めたい。また、必要に応じて現行法でのアセスメントを義務付けることもない。</p> <p>〇特別支援学校級の高等部の生徒については、夏季・冬季等の長期休暇中に就労移行支援事業の利用希望が集中している。</p> <p>〇特別支援学校卒業生が毎年増加傾向にあり、卒業後の進路については、相談支援事業所や就労移行支援事業所等が在籍時から関わること、卒業後のニーズが明確に反映されず、本人が関与しにくい状況にあり、相談支援事業所や就労移行支援事業所等と事業所からの助言によって就労継続B型が適切と判断されるケースについては、卒業後に形式的に就労移行支援事業を経た上で就労継続支援B型事業に移行している。</p> <p>〇就労移行支援事業所での短期間のアセスメントでは評価が難しい生徒の中には、特別支援学校がフォローする継続実習では問題ない作業を遂行する者もあり、特別支援学校においても就労面に関する一定の情報を把握できると、これらの情報を活用すればアセスメントに関する負担が軽減できると考えられる。</p> <p>したがって、現行のような就労移行支援事業所が把握する情報のみに基づいてアセスメントは適当ではないと考える。</p> <p>〇現在、雇員制には、就労移行支援事業所がない。そのため、雇員制の特別支援学校高等部在籍者の障害者が就労継続支援B型事業所を利用するに、本人が必ずしも出向く。本人の就労移行支援事業所の職員が雇員に出向くこと(航空機・鉄道)での移動を伴うアセスメントしかできない状況である。このような方法では、時間と経費などのコストがかかりすぎる。</p> <p>岐阜市が提案している内容と同様に、特別支援学校で生徒各人について、本人の希望や適性も把握しているため、就労移行支援事業所のアセスメントを免除すること(就業適性)が望ましい。</p> <p>〇特別支援学校高等部において、就労支援事業所への実習(就労移行支援暫定支給決定での利用を必須とする。)、特別支援学校からの情報提供を踏まえてアセスメントによりサービス利用計画を作成され、就労継続支援B型が適当と判断されたものについて、卒業後、直接、就労継続支援を利用できるように改定されること(就業適性)が望ましい。</p> <p>ただし、現行の制度では就労継続支援B型については、暫定支給決定は対象ではないが、これについては、暫定支給決定を設け、さらに情報提供を行い、就労継続支援B型が適当と判断する制度に改められた。</p> <p>〇特別支援学校高等部を卒業した者のうち、就労継続支援B型の利用が最速と判断される者であっても、本制度による規制から、就労移行支援を一定期間利用せざるを得ないケースも少なくないため、制度見直しが必要と考える。</p> <p>〇特別支援学校高等部において、実習や就労事業所の適性を確認して、就業に関する適性を確認することができると、就労移行支援事業の利用を免除することで、利用者、就労移行支援事業所の負担が軽減できる。</p> <p>〇特別支援学校高等部の生徒は卒業するまでその進路を決めたいというニーズが強いが、特別支援学校の授業時間内においては、障がい福祉サービスを利用できないことから、夏季・冬季等の長期休暇による短期間の就労移行支援事業所を利用している状況である。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める</p>	<p>就労継続支援B型の利用希望者に対する就労面に係るアセスメントは、特別支援学校卒業生の約6割強が卒業後に障害福祉サービスを利用していることや、就労継続支援B型から一般就労への移行率が2%にも満たないこと等の現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労面に関するニーズを把握するために行うものである。</p> <p>また、社会保障審議会障害部会委員から提出された資料によれば、就労継続支援B型の利用を希望していた者について、アセスメントの結果、訓練をすれば一般就労への移行の可能性があったため、就労移行支援事業所を利用することとなった事例も報告されており、同アセスメントは有益であると考えられている。</p> <p>就労移行支援事業所によるアセスメントが適切な方法により行われるのであれば、特別支援学校と就労移行支援事業所による協力によりアセスメントを実施することも可能である。</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p> <p>6【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第17法123) (ハ) 特別支援学校高等部の生徒が卒業後に就労継続支援B型事業を利用することについては、当該生徒の在学中に、就労移行支援事業所が、学校内において施設外支援としてアセスメントを実施することにより可能となることを、改めて地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>青森県、沖縄県</p> <p>○現行の契約内容により業務を受託する合理的な理由に乏しい。(参考) ・受託業務 ①労働組合基礎調査 県内642組合の「悉普」調査 ②労働組合実態調査 任意抽出約50組合に対する調査 ・受託料162,279円 ○労働組合へ調査票の発送、紙ベースとオンラインの2種類の回答の集約、回答がない労働組合には督促の電話など、事務作業に時間を費やす。 ○労働組合へ調査票を発送するため、ミン目調査票の切り分け、封筒への封入など単純作業に多大な労力を費やしており、国による民間委託への切り替え等により、負担軽減が可能と思われる。</p>			<p>必ずしも広範な労働組合の情報を把握していないとの指摘については、労働組合の資格審査件数の多寡ではなく、都道府県はその労働委員会において、労働組合法上の手続き(組合の資格審査)を通じ、公的機関として唯一、新設労働組合情報を含めたデータを把握しうる立場にあるので、労政主管課に委託をお願いしているところである。 また、本調査を都道府県労働局に移管して実施することについては、都道府県労働局の所管事務は労働基準行政や職業安定行政であり、労政行政に関する広範な情報をもたないため適さないと考え。 労政主管課は地域の各主要労働組合との繋がりを有し、調査協力を得やすい関係性にあるものと考えられる。本調査を一部の都道府県で民間委託とした場合、その繋がりを生かせないことに加え、公的機関が行うという安心感がなく、調査票の回収率低下が懸念され、統計の継続性に支障をきたす恐れがある。 なお、財源については、厳しい財政状況にあっても平成28年度予算要求にあたっては、今年度並みの額を要求しているところであり、何卒ご理解いただきたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (24)労働関係総合調査事業 労働関係総合調査事業のうち、労働組合基礎調査については、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、インターネットによるオンライン調査の更なる活用を進めるため、オンライン回答率が高い都道府県における取組事例について、都道府県に平成27年度中に通知する。</p>
	<p>【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 各府省の回答が現行規定で可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>貴見のとおりである。</p>	
<p>熊本県</p> <p>○現在、県内業者からの相談等はないが、承認権限の委譲があれば、県内業者の活性につながると考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、医薬品製造販売の地方承認権限を拡大するべきである。</p>	<p>○平成28年度中を目標に告示改正を行う予定とのことだが、平成27年度中の告示改正を目指すなど、なるべく早く承認審査が迅速化するよう検討し、所要の措置について時期の目安を示すべきではないか。 ○生薬単味製剤、生薬製剤についても、日本薬局方に収載されているものについては、地方承認権限の拡大に係る検討対象であるとの認識が共有できたところであり、これらについても作業スケジュールを示すべきではないか。</p>	<p>○一般用漢方処方製剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、添付文書の記載要領の整備、都道府県における承認審査に係る留意事項の整理を行うほか、漢方薬等の専門家からの意見聴取やパブリックコメントの実施、都道府県担当者への説明など所要の手続きに一定の期間を要するため、平成28年度中を目標に告示等改正を行うとしたところである。ただし、迅速化の観点から、関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができた処方については、平成28年度を目処に告示等改正を行う方向で検討したい。 ○生薬単味製剤については、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものうち、漢方薬等の専門家や関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができたものから、承認基準等策定した上で、平成28年度を目処に告示等改正を行う方向で検討したい。 ○生薬製剤については、同じ名称であっても製品ごとにその処方異なるなど、日本薬局方における品質を担保するための規格や統一的な承認基準の策定が困難である。上記の一般用漢方処方製剤及び生薬単味製剤に係る作業を行うだけでも、相当量の作業が発生し、その他の承認事務が遅れるおそれもあることから、生薬製剤については都道府県への権限移譲は困難である。</p>	<p>4【厚生労働省】 (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。 ・一般用漢方処方製剤(平成28年度中) ・生薬単味製剤(平成28年度中)</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
120	A	権限移譲	医療・福祉 医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	現在、製造販売承認に関して、漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤(承認基準の制定されたもの)の多くは、国(医薬品医療機器総合機構)が承認権者となっているが、これを都道府県へ権限移譲していただきたい。	【制度改正の必要性】 漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤については、本県でも審査が可能であるにも関わらず、国の審査となっている。 権限を国から都道府県へ移譲することで、承認期間を約3ヶ月に短縮することができ、医薬品製造販売業者の新商品開発に係る時間を短縮できるメリットがある。 なお、品目の承認要件となるGMP適合性調査は都道府県が行っており、承認の権限が国から県に移譲されることで、承認権者と調査権者が同じとなり事務の効率化が図られる。 【支障事例】 漢方のメッカ推進プロジェクトの出口戦略として漢方製剤や生薬製剤の拡大を図るうえで、新たな商品開発に相当な時間を要するという支障が生じている。	医薬品医療機器等法第14条第1項、同条第9項、同法第81条、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号、昭和45年9月30日付発令第842号「かぜ薬の製造(輸入)承認基準について」他	厚生労働省	奈良県	一般用漢方処方製剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、都道府県知事の事務・権限とする品目等を拡大する目的で、以下の関連告示の改正を行う作業を関係団体と進めているところである。当該改正作業を進め、平成28年度中を目途に告示改正を行う予定。 (告示) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」(昭和45年厚生省告示第306号)	漢方製剤については、左記のとおり、日本薬局方で規格が設定されたものに関し、都道府県へ速やかに承認権限移譲をお願いするとともに、今後も日本薬局方の規格基準の設定を推進し、承認権限移譲の処方数を増やしていただくようお願いする。 生薬単味製剤については、まず作業中の承認基準を速やかに制定していただいた上で、都道府県への権限移譲の検討をお願いする。 生薬のみからなる製剤については、日本薬局方で規格基準の設定が難しいものと認識しているが、設定と今後の都道府県への権限移譲の検討をお願いする。	
6	A	権限移譲	土木・建築 サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟・282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第9条から第11条、第15条	厚生労働省、国土交通省	福井市	2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあって、諸外国と比較しても量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。 地域における公的賃貸住宅の供給など、地域の住宅政策の基本的な方向性については、住生活基本法に基づいて、都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえ、 ・住生活の安定の確保や向上の促進のための目標や施策 ・公営住宅の供給目標等が、都道府県の住生活基本計画として定められている。 サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すものであり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画との調和を図りつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公営住宅等の供給状況等を踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。 仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されないなどのおそれがある。 本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に高齢者住まい法で制度化されている都道府県と市町村の協議を通して、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けている都道府県もある。また、多くの都道府県で、市町村と協議の上、高齢者居住安定確保計画において登録基準の強化・緩和が行われている。 さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能であり、実際に活用されている。以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとで本提案内容を実現することが適当と考えられている。	都道府県で住生活基本計画との調和を図るとするが、市が計画の策定権限の移譲を受けた場合でも、県との意見調整を行い、各種計画との調和を図りながら策定すべきものと考えている。 また、計画的な整備がされない懸念について、県全体として必要な供給量等の確保は、市が計画を策定する段階において、県との意見調整を行うことで解消が可能である。 独自登録基準の設定に関し、市計画への委任を行っている事例を示しているが、法的根拠が明らかではない。事業者規制等を行うものについては、法的根拠を明確にしたうえで行っていくべきではないかと考える。 本市ではサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があり、偏在について課題として捉え、計画策定権限並びに独自の登録基準の設定権限の移譲を求めているものである。 国土交通省においても、サービス付き高齢者向け住宅のあり方について検討会を開催し、現行制度においてサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があるとの課題認識を持っていることから、本市の抱えている課題については、共通認識と考えている。 さらに、検討会の中間とりまとめでは、「市町村で適切な立地を誘導すべき」との見解も出していることから、市への計画策定権限の移譲は、貴省のコンパクトシティ等の施策とも合致するものと考えている。 また、登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能とあるが、本提案は登録事務の移譲だけでは課題の解消ができなため、独自登録基準の設定と併せて登録事務の移譲を求めるものである。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>熊本県</p> <p>○現在、県内業者からの相談等はないが、承認権限の委譲があれば、県内業者の活性につながると考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、医薬品製造販売の地方承認権限を拡大すべきである。</p>	<p>○平成28年度中を目途に告示改正を行う予定とのことだが、平成27年度中の告示改正を目指すなど、なるべく早く承認審査が迅速化するよう検討し、所要の措置について時期の目途を示すべきではないか。</p> <p>○生薬単味製剤、生薬製剤についても、日本薬局方に収載されているものについては、地方承認権限の拡大に係る検討対象であるとの認識が共有できたところであり、これらについても作業スケジュールを示すべきではないか。</p>	<p>○一般用漢方処方製剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、添付文書の記載要領の整備、都道府県における承認審査に係る留意事項の整理を行うほか、漢方薬等の専門家からの意見聴取やパブリックコメントの実施、都道府県担当省への説明など所要の手続きに一定の期間を要するため、平成28年度中を目途に告示等改正を行うとしたところである。ただし、迅速化の観点から、関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができた処方については、平成28年度夏頃に目途に告示等改正を行う方向で検討したい。</p> <p>○生薬単味製剤については、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものうち、漢方薬等の専門家や関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができたものから、承認基準等策定した上で、平成28年度を目途に告示等改正を行う方向で検討したい。</p> <p>○生薬製剤については、同じ名称であっても製品ごとにその処方が異なるなど、日本薬局方における品質を担保するための規格や統一した承認基準の策定が困難である。上記の一般用漢方処方製剤及び生薬単味製剤に係る作業を行うだけでも、相当量の作業が発生し、その他の承認事務が遅れるおそれもあることから、生薬製剤については都道府県への権限移譲は困難である。</p>	<p>[再掲] 4【厚生労働省】 (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。 ・一般用漢方処方製剤(平成28年度中) ・生薬単味製剤(平成29年度中)</p>
<p>仙台市、本庄市、鳥取県、横浜市</p> <p>○登録審査の円滑化を図り標記住宅の登録を促進することを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る審査基準」を策定運用している。現状、市町村では高齢者居住安定確保計画の法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができず、「判断の明確化」と「お願い」「誘導」をする内容となっているため、審査基準の内容を拒否されることも考えられる。市町村策定の計画にも法的効力がなく、登録基準の独自の強化・緩和を行うことができれば、市町村が望ましいと考えるサ高住の供給を促進できる効果がある。また、法的効力が認められれば、市町村による計画策定も促進されると考えられる。</p> <p>○市町村の判断で登録基準(例床面積25㎡以上など)の強化・緩和ができたため、サービス付き高齢者住宅(サ高住)が建設費の面から地価の低い地域に集中的に整備される傾向があり、その地域の社会保障に影響が生じる。</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅の整備については、本県でも地域差が生じている。地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給管理及び立地適正化のために、市町村独自の登録基準の策定が有効である。</p> <p>○平成24年9月に高齢者居住安定確保計画を任意で策定している。策定や見直しにあたって、現行法では、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の付加は県の計画に盛り込む必要があるため、県との調整を要するとともに、市町村計画の法的位置づけがなく実効性の担保が薄い。</p> <p>○【地域における課題】サービス付高齢者向け住宅(以下、「サ高住」)の家賃や共益費、サービス費等が全国でもトップレベルに高い状況にある。高所得の高齢者は限られ、サ高住の供給促進を図るためには、中所得の高齢者向けに家賃やサービス費等の低減を図る措置を講ずる必要がある。また、市町村が立地・整備の方針や、契約の方針など地域の実情に応じた細やかな供給の方向性を計画に位置付けても法的拘束力を持たない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性と効果】県内統一した運用や調整を図ることも勿論必要であるが、現在、国が市町村に確保計画の策定を推奨している中で、法的強制力を持たない状況を改善することで、上記中所得者向けの家賃・サービス費等の低減の取組など、地域の実情に応じた登録基準の策定も可能となる。</p>	<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえ、手分け方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。ただし、広域的な観点からの調整が必要な介護サービスの提供に係る人材確保等について配慮が必要である。</p>	<p>○国としてもコンパクトシティ化を推進する中で、市町村のまちづくりの方針に沿って、サービス付き高齢者向け住宅について市町村が立地をマネジメントできるようにすべきではないか。</p> <p>○国としても市町村が任意に高齢者居住安定確保計画を策定することを推奨しているところ。加えて、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を認めるのであれば、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲すべきではないか。</p> <p>○計画策定に際して、都道府県との協議を求めることすれば、都道府県の施策の方向性と齟齬を生じないといった懸念は解消されるのではないかと。</p>	<p>○希望する市町村が、都道府県と十分な調整の上、高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されないとの懸念の解消に資する可能性はある。</p> <p>○しかしながら、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和を行うことについて、一部の都道府県からは、都道府県と調整した場合でも、 ・市町村ごとに登録基準が異なることとなるため、登録や指導監督に関する事務が大幅に増加し、煩雑化するおそれ ・周辺市町村の意見も反映させる必要があるのではないかと ・計画を定めた市町村の区域を対象外とするのであれば、都道府県の計画策定・改訂に支障が生じるおそれ ・都道府県計画と市町村計画の策定期間が同時期でなければ、調整が困難等との懸念があると聞いている。</p> <p>○一方で、制度的に、市町村長が登録や指導監督に関する事務を担うこととする場合、 ・入居を希望する高齢者に対して、一定件数以上の登録について、一覧性をもって登録情報を提供すること(登録簿を作成し、一般の閲覧の供すること) ・人口規模の小さい市町村によっては、当該事務を適切に遂行することが難しい場合なども想定される。</p> <p>○このため、こうした都道府県の意見等も踏まえ、本登録制度の運用実態等を勘案しつつ、さらに、制度改正の可否の検討を進めて参りたい。</p>	<p>5【厚生労働省】 (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(国土交通省と共管) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
25	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	サービス付き高齢者向け住宅の有効活用	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	高齢者住まい法 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	厚生労働省 国土交通省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	本提案内容は、サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所を、地域の実態に即して、建物だけではなく車で移動する場合も認めるべきというものである。 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。	高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することが可能ということは理解するが、各地方公共団体の完全に自由な裁量により緩和することができると考えてよいか。(例えば、一つの市町村全体を包含するような距離を設定するなど事実上国が定めた距離要件を撤廃するような規定も可能なのか。) 仮に可能とする場合には、国が一律に距離基準を定める意義はなくなるが、これに対し国が「望ましい基準」などを示し、地方の裁量の範囲を限定するようなことがないよう、責任ある回答を求めたい。	
290	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。 【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 承継の住馬や丹波地域のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内でサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車で移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに推進進めることができる。	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	厚生労働省 国土交通省	兵庫県、和歌山県	サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所については、これまで、「同一敷地又は隣接する土地」に限定していたところであるが、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等の観点から、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条を改正し、平成27年4月1日より、当該常駐場所の範囲を「近接する土地」まで拡大したところ。 「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号)において、「歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知したところであるが、当該通知は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられているものである。 また、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。 このため、各地方自治体の判断で、本提案内容を認めることは、現行制度上可能である。	「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行については技術的助言のことから、地方公共団体が地域の実情を踏まえ、近接地の範囲を判断できることは理解した。 なお、高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であるが、各地方公共団体の自由な裁量により緩和することができると考えてよいか。	

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	<p>【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 厚生労働省及び国土交通省からの回答が「現行制度上可能である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、移動型の場合、事故発生時の迅速な対応や徘徊が見られる認知症高齢者の受入れ等について検討する必要がある。</p>		<p>○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である(高齢者住まい法施行規則第15条第1項)。</p> <p>○ただし、当該基準の緩和を行う場合については、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることにご留意いただきたい。 (「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」(平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号))。</p>	
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	<p>【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 地域の特性に留意し、サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の低下につながらないよう検討すること。 なお、現行制度上可能という回答であるが、登録権者が判断する際の課題について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。</p>		<p>○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である(高齢者住まい法施行規則第15条第1項)。</p> <p>○ただし、当該基準の緩和を行う場合については、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることにご留意いただきたい。 (「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」(平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号))。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
45	A	権限移譲	医療・福祉	介護支援専門員業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定都市・中核市への移譲	介護保険法第69条の38の規定は、介護支援専門員の業務に対する指導監査について定めたものであり、都道府県知事の事務とされている。 一方で、指定居宅介護支援事業者の指定事務、指導監査事務等(介護保険法第79条～第83条)は、すでに指定都市及び中核市に移譲されている。 介護支援専門員の配置が必須とされている指定居宅介護支援事業所における不正事案は、当該事業所に勤務する介護支援専門員に起因するものがほとんどであると考えられるが、指導権限を有する者が異なることから、迅速に対応できないケースが生じている。 両事務を指定都市及び中核市において一体的に行うことで、より迅速かつ適切な対応が可能になる。	介護保険法第69条の38、第203条の2 地方自治法施行令第174条の3 104、第174条の49の11の2	厚生労働省	さいたま市	介護保険法第69条の38の都道府県知事による介護支援専門員への報告規定は、同法第69条の21に基づく都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対する報告等を定めたものである。都道府県は当該登録業務、介護保険法施行規則第113条の3に基づく介護支援専門員実務研修受講試験、同規則第113条の4に基づく介護支援専門員実務研修、同法第69条の7に基づく介護支援専門員証の交付等の業務(以下、「登録業務等」という。)を一体的に行っており、介護支援専門員の業務実態等を把握し、登録業務等の適切な管理が必要となることから、同法第69条の38の都道府県知事による介護支援専門員への報告等を認めているところである。 一方、登録業務等を行わないにもかかわらず介護支援専門員に対する指導監査を行うことは、不当に介護支援専門員の活動に介入することにつながりかねず、既に指導監査の結果、介護支援専門員としての業務を行うことを禁止させる等の措置を行った場合に、都道府県知事は、登録管理している介護支援専門員の活動状況を網羅的に把握できなくなるおそれがあり、登録業務等の遂行に支障が生じることから、適切ではないと考えられている。 なお、同法第83条では、市町村長は、必要があると認めるときは、介護支援専門員を含む指定居宅介護支援事業所の従業者に対し出頭を求め、関係者に質問することができるなど、現行規定においても、市町村長は介護支援専門員に対して適切に指導を行うことができるものと考えている。 さらに、平成26年度の介護保険法の一部改正により、平成30年度に居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲される予定であり、指定居宅介護支援事業所や介護支援専門員を含む当該事業所の従業者等に対して、市町村が自ら適切に指導できるように措置済みである。	介護保険法第69条の38の規定は、登録業務等の適切な管理を目的としたものであるが、現に同規定には「登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員」とあり、介護支援専門員の登録都道府県と実際の業務実施場所が異なる場合において、登録都道府県と介護支援専門員が業務を実施している都道府県の双方に権限が存在する。したがって、「登録業務等を行わないにもかかわらず介護支援専門員に対する指導監査を行うことは、不当に介護支援専門員の活動に介入することにはならない」と考えられる。また、登録都道府県への通知が義務付けられていることから、本市提案が実現した際に、権限の移譲に合わせて指定都市等と都道府県との間に同様の仕組みを設けることで介護支援専門員の活動状況を網羅的に把握できるものとする。 一方、事業所に対する指導権限が既に指定都市及び中核市に移譲されているため、指定都市等の区域内で業務を行う介護支援専門員の業務実態については、第一に指定都市等が知り得る可能性が高い状況にある。しかし現状においては、指定都市等が事業所に対する指導の過程で介護支援専門員の義務違反を知った際に、当該介護支援専門員に対し業務の禁止や登録の削除などの処分が必要であると判断した場合、都道府県に情報提供を行い、都道府県が改めて同様の内容の報告を求めることになり、非効率であることから、同法第83条に基づく指導では不足していると考えられる。 このため、迅速性や効率性の観点から、事業所に対する権限を持つ指定都市等が、介護支援専門員に対する指導権限を併せ持つ形態が必要であり、事業所と介護支援専門員に対する指導を併せて一体的に行うことで、介護サービス全体の質の向上のためのより効果的な指導が可能になると考えられる。 以上の観点から、本提案について再度検討していただきたい。	
233	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問看護ステーションの営業要件の緩和	【支障事例】 過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者があり、車の運転等、訪問看護師の負担が大きい。また、訪問看護ステーション側からは、効率的な訪問看護の提供ができず、採算がとれないといった経営面の課題がある。 さらに、遠隔地に訪問看護を提供するサテライトの設置については、本県では、小規模な訪問看護ステーションが多く、設置が進んでいない(平成27年4月現在 2カ所)。 一方、訪問看護の利用について、訪問看護ステーションの効率等から、利用者の療養生活に合わせた訪問看護が受けにくい現状がある。 【規制緩和による効果】 訪問看護ステーションの人員基準を2.5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能となり、退職後にUターン、Iターンを考えている看護職の働く場をつくり、人の流れをつくることができる。 また、そうした看護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できることから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることとなり、地域の活性化にも繋がる。 さらに、過疎地域に住む高齢者にとっても、自分の地域に在住する願望しみの看護職からサービスを受けることで「住み慣れた地域で、自分らしく暮らす」オーダーメイドの療養生活を送ることが可能となる。加えて過疎地域では医療的なケアへの不安から医療機関や施設に入院・入所している高齢者も多いと思われるため、このサービスが定着することになれば、施設から在宅へという流れができ、地域包括ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。	介護保険法第74条第1項、第2項、第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条	厚生労働省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	現行制度においても、指定訪問看護サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においては、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとなり、ご要望の過疎地域において常勤換算2.5人の人員基準を緩和することは、既に可能となっている。 また、離島等以外の地域においても、例えば、本体事業所に常勤換算1.5名を配置していれば、サテライトでは常勤換算1名の配置で訪問看護を提供することは可能であり、人員面に配慮した措置を講じていることから、そもそも要望は規制改革に当たらない。 加えて、本要望に提示されている「採算がとれないといった経営面の課題」については、介護報酬における離島や中山間地域等に関する加算単位数の水準等により対応すべき課題であり、訪問看護ステーションの営業要件を緩和することで解決できる課題とは考えられない。 訪問看護は、地域包括ケアシステムの根幹を成すサービスの1つであり、特に医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための重要なサービスとして、利用者のニーズに応じて、基本的に24時間対応可能な体制を整備する必要がある。人員基準を緩和した訪問看護ステーションでは、このような対応が困難であり、中重度の要介護者の療養生活ニーズに対応しきれないことが生じ得ることから、このような基準の緩和は適切ではない。 また、これまで訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る対応(平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」)において、東日本大震災の被災地における人員基準の特別措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論(平成25年3月8日介護給付費分科会諮問答申)を得て、当該特別措置も廃止されている。	(以下、概要。詳細は補足資料に記載) ・本提案は、「過疎地における人員基準の緩和」を求めるものであるが、特例居宅介護サービス費の制度の活用に関しては、過疎地の現状を踏まえた対象地域の見直し及び同制度の有効性を周知することが必要と考える。 ・過疎地においてサテライトの進出を促すためには、他の法人の訪問看護ステーションとの連携を図ることが可能な場合はサテライトと同様に扱うなど柔軟な対応が必要。 ・訪問看護ステーションにおける24時間対応を進めるための大規模化が進められているが、全ての施設が24時間対応を行うのではなく、基幹的役割を果たす大規模施設と、機動的に動く地域の小規模施設が役割分担をした上で、体制整備を進めるべき。 ・人材確保が困難な過疎地においては、上記のような役割分担や他の多様なサービスとの連携を図っていくことが、地域包括ケアシステム構築の近道であり、日本版CCRC推進の一助ともなるものとする。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>福岡県、宮崎市</p> <p>○昨年、実地指導を行うため事前提出資料の提出を求めた際、事業所より提出資料作成中に介護支援専門員が更新を失念していたことが判明し、また、その者が有効期限を過ぎて介護支援専門員の業務を行っていたため、県より登録を削除されたケースがあった。(県はその者に対し、聴聞を行い処分を決定した。)</p> <p>県は、有効期限の切れるケアマネ及びその方が属する事業所に更新案内を事前に送付しているがこのような事態が発生したため、これまでも県と市と連携を図り対応しているが、一体的に行うことが適切と考える。</p>	<p>【全国知事会】 介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため、登録の削除等の権限を都道府県の責任で行う必要があり、都道府県の事務との整合を図った上で、提案団体の提案に沿って、指定都市・中核市においても介護支援専門員業務に係る指導監査事務が行えるようにすべき。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 指定都市については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。 また、移譲にあたっては、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財源措置が必要である。</p> <p>当該事務・権限の移譲の検討にあたっては、指定都市から下記のとおり整理すべき事項が挙げられたことを申し添える。 ・整理すべき事項等> ・当該事務・権限の移譲により、指導・監査の主体の数が増えることから、取扱いに差が生じる恐れがある。については、国において統一的な取扱指針・マニュアル・Q&A等を完全とする必要がある。 ・現在の制度のままでは、指導・監査の権限が移譲されたとしても登録地以外の事業所に就業する介護支援専門員には、指導・監督の権限が及ばないため、新たな仕組みを考える必要がある。 ・当該事務・権限の移譲にあたっては、平成27年度の介護保険法の改正の効果も踏まえ、移譲の時期等の検討を進めるべきである。 ・指導監査事務の権限を改令市・中核市に移譲する場合は、他の改令市・中核市、都道府県との情報共有を密にするシステムの構築が必要である。 ・厚労省の見解では、介護保険法第93条により、既に市町村長に介護支援専門員に対する指導権限が付与されているとする。しかし、市町村長が必要な指示を行い、これに介護支援専門員が違反する場合、同法69条の39の介護支援専門員の登録削除の規定が適用されないため、市町村長の指導監査の実効性を担保するためには、新たな仕組みが必要となる。</p>	<p>○ 現行制度においても、登録地の都道府県知事に加え、業務地の都道府県知事も重層的に介護支援専門員への監督権限を有している(介護保険法第69条の38)。 このため、登録地の都道府県知事に加え、業務地の指定都市・中核市長に重層的に介護支援専門員への監督権限を付与(※)することとした場合、介護支援専門員への指導監督を指定居宅介護支援事業所に係る指導監督と一体的に行うことが可能になり、これにより、具体的な支障が生ずることはないのではないかと。 ※ 指定都市・中核市長が登録地内にある場合は、当該指定都市・中核市長に対する当該権限の付与、指定都市・中核市長が登録地外の業務地にある場合、当該業務地の都道府県知事が有する当該権限の当該指定都市・中核市長への移譲</p>	<p>指定居宅介護支援事業所に係る指導監督と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一体的に行えるようにするという提案については、介護支援専門員と指定居宅介護支援事業所の指定権限を有する自治体との関係についての考え方を整理する必要があること。 平成26年の介護保険法の一部改正により、平成30年度には、全ての市町村が居宅介護支援事業所の指定権限を有することとなるが、さいたま市のご主張の通り指定居宅介護支援事業所に係る指導監督と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一体的に行えるようにする場合、平成30年度からは介護支援専門員の指導監督権限も全ての市町村が担うこととする必要があること等を踏まえた検討が必要と考える。このため、次期制度改正に向けた検討の中で検討を行うこととしたい。</p>	<p>5【厚生労働省】 (2)介護保険法(平9法123) 介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受訓命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う市の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>福知山市、奥出雲町</p> <p>○過疎地域の定義は不明だが、訪問看護が不足しており、人員基準の緩和は必要と考える。 ○中山間地では、利用したい方は多いが、人員基準のクリアが難しい状況になる場合があり、サービスの提供に支障をきたすことがある。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 サービス提供に支障がないよう留意しつつ、提案の実現に向けて検討すること。 なお、現行制度においても過疎地域における常勤換算2.5人の人員基準を緩和することが可能ということであるが、事実関係について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。</p>	<p>○ 訪問看護ステーションのサテライトの設置について、都道府県をまたぐ場合も差し支えないなど柔軟な運用を認めているとのことであるが、このように柔軟に活用できることを、地方公共団体に通知等で周知すべきではないか。 ○ サテライトの設置が認められるのは、現在は同一法人内に限られているが、異なる法人が設置した事業所(常勤換算で1人の場合など)であっても、協定の届出等によって運営の一体性が確認できる場合には、サテライトと同様の取扱いとすることができるよう、検討すべきではないか。 ○ 介護保険法42条1項9号に基づき特例居宅介護サービス費の支給対象となる対象地域(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年厚生省告示第90号)第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域)は、具体的にどのような基準・手続で定められているのか。 また、地方公共団体の意見を踏まえて、対象地域について柔軟に拡大等をすべきではないか。</p>	<p>○ 特例居宅介護サービス費等の対象地域については、介護報酬改定の見直しの際に各市町村に照会を行い加除する必要が生じた場合には必要な措置を講じており、これまでの間、適切に対応してきたものとする。 一方、介護保険制度においては、一体的な対応をする体制であるサテライトの設置を可能としており、離島等以外の地域においても、例えば、本体事業所に常勤換算1.5名を配置していれば、常勤換算1名の配置で訪問看護を提供することは可能であり、人員面に配慮した措置を講じている。このサテライトについては、現行制度においても地域の実情等を踏まえた指定が可能となっている。 ○ 加えて、異なる法人による訪問看護ステーション間の連携を図ることについては、責任の所在が明らかではなく、サービスの利用者にとって適切な提供体制とは考えられない。</p>	<p>6【厚生労働省】 (1)介護保険法(平9法123) (イ)特例居宅介護サービス費(42条1項3号)等の支給対象となる地域(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平12厚生省告示53))については、平成28年度以降、地方公共団体の意向を聴いた上で、その適用について個別に判断し、平成30年度に予定される介護報酬改定にあわせて実施されるよう指定する。あわせて、指定訪問看護ステーションのサテライトについては、都道府県等の区域を越える指定が可能である等、柔軟な指定ができることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
260	地方に対する規制緩和	医療・福祉	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬単価を単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 平成27年4月から適用の介護報酬改定の影響も踏まえて、定期巡回サービス(訪問看護利用の場合)の月額報酬に比べ、単独の訪問看護を要介護1~4の場合は、4回以上の提供、要介護5の場合は、5回以上提供すれば、単独の訪問看護の方が有利になるため、定期巡回・随時対応型訪問介護の普及が阻害されている(単独の訪問看護の提供は月5~6回の提供が平均的な提供回数)。 ※(例)要介護1~4、訪問回数4回の場合、定期巡回:29,350 訪問看護:32,560 【効果・必要性】 介護報酬上、訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及びサービスの利用が促進される。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	介護報酬は、国費や2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるものであるから、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため対応できない。	本県の提案は、介護報酬上、定期巡回サービスの月額報酬に比べ、単独の訪問看護を複数回提供すれば、単独の訪問看護が有利になるため、定期巡回サービスの報酬単価を単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直すことを求めているものである。地域に応じた定期巡回サービスの介護報酬を要するといった趣旨ではない。地域包括ケアシステムの構築に欠かすことのできないサービスとして、積極的に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を拡充していくために、次期介護報酬の改定においては、単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直しを行うこと。	
261	地方に対する規制緩和	医療・福祉	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件の緩和等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級相当)に緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 介護者からの相談や、緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに出勤を指示するオペレーターの資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難である。 事業所において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者でもよいと考える。 ※本県の指定状況(19事業所:神戸、尼崎、芦屋1、明石2、加西1、たつの市1、加古川1、姫路市1) 【効果・必要性】 オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者とすると、訪問看護ステーションとの連携確保やオペレーター人材の確保が比較的容易になることから、当該サービスへの事業者参入が促進される。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の4	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターは、利用者又はその家族等からの通報に対し、随時の対応を行い、その中で利用者の心身の状況を的確に把握し、訪問の要否、緊急性の有無等の判断を行うものである。したがって、オペレーターの業務を適切に行うためには、介護・医療に関する専門的知識が不可欠であるが、介護職員初任者研修修了者とは、あくまでも介護に関する最低限の知識、技術を身につけた者であり、当該研修修了者をオペレーターとして認めることはできない。 なお、介護人材の確保を図るため効果的かつ効率的な配置としていくことは必要であると考えており、平成27年4月の介護報酬改定では、オペレーターの配置基準について、夜間から早朝までの間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲を緩和するとともに、複数の事業所における機能を兼約し通報を受け付ける業務形態の規定を緩和したところである。	介護職員初任者研修修了者であっても最低限の知識・技術は身につけていることから、事業所において看護師、介護福祉士などサービス提供責任者として従事した者と、いっしょに連絡がとれる体制を構築することで、オペレーターとして業務を行うことが可能だと考える。 また、介護職員初任者研修修了者と看護師、介護福祉士等が連携し、オペレーターとしての経験を積むことで、介護人材の育成、オペレーターの人材確保にもつながると考える。	
268	地方に対する規制緩和	医療・福祉	軽費老人ホーム(ケアハウス)の費用徴収基準の見直しについて	「軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料等に係る取扱指針」における全額負担とする対象収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収基準」への見直し。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年8月に介護保険の一定の所得以上の利用者負担の見直し及び資産等の勘案に伴う補足給付の見直しが行われ、負担の公平化が図られる予定である。 一方、公費負担により運営されている軽費老人ホーム(ケアハウス)は、60歳以上の老人で寡居環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が、低廉な料金を利用する施設であるが、200万円以上の所得階層も約29%も利用しており、本来入居すべき高齢者が利用しづらい状況にある。 【支障事例等】 軽費老人ホームには、要介護コースの高い入居者が多く、認知症高齢者の入居者が2割以上あるが、特別養護老人ホームの全額負担とする対象収入階層が280万円以上であるのに対し、310万円以上となっている。軽費老人ホームの利用料等は、取扱指針において、都道府県で定めることができるが、県単独で対象収入階層を引き下げたとしても、利用者が他府県に離れることなどにより事業そのものが成り立たなくなることが想定されるため、取扱指針の見直しを求める。 【効果・必要性】 対象収入階層の引き下げや費用徴収基準が見直されることにより、費用負担の公平化が図られるとともに、軽費老人ホーム運営費補助の都道府県負担額についても低減することが想定される。	軽費老人ホームの利用料等に係る取扱指針 別表Ⅱ-1	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	軽費老人ホーム入居者に係る利用料については、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)において、都道府県知事が定めることとされていることから、それぞれの地域の実情を勘案して、適切に費用徴収基準を定めて頂きたい。 なお、「軽費老人ホームの利用料に係る取扱指針」(平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知)は技術的助言として発出されているところ。 また、軽費老人ホームに係る国庫補助制度は三位一体改革で一般財源化され、地方自治体に税源移譲されている。	「軽費老人ホームの利用料に係る取扱指針」のうち、サービスの提供に要する基本額については、地域の実情に応じて都道府県の裁量で定めることは適切であるが、費用徴収基準については、全国で不均一な基準になれば利用者にとって不利益となる。 老人福祉法第20条の6において「無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な費用を供与することを目的とする施設」と定めている以上、国の責任において統一的な費用徴収基準の改定を行うべきである。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>熱海市、伊東市、福知山市、宮崎市、松原市</p> <p>○65歳以上の高齢者(平成27年4月1日現在 16,666人 43.5%)に占める単身者割合(同日現在 5,897人 前年度比756人増)が、35.4%で著しい増加傾向を呈しており、このような高齢者の安全安心を確保するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の誘致が必須であると考えるところ。現状の支障を排すことは、本市へのサービス導入の一助となり得る。 ○【支障事例】定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにおける現状の月額報酬においては、医療ニーズが高額頻回の訪問看護サービスが必要な利用者のフォローが困難で、利用が促進されない状況がある。 【制度改正の必要性】通常の訪問看護サービスと報酬上の差がなくなることで、当該サービスへの事業者参入及びサービス利用の促進が期待される。 ○定期巡回・随時対応型サービスの普及は、重要であると考えている。利用者が点在しているため、訪問が非効率的となり、採算が厳しくなっている。都市部のように利用者が固まり、効率的にサービスを展開できる地域と地方の報酬に差をつける必要がある。よって、報酬単価の見直しは必要である。 ○訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及びサービスの利用が促進できると考える。 ○平成25年度から事業開始された当該サービスの利用者数が見込みよりも僅少な状況である。</p>	<p>【全国知事会】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、案例に委任する。又は案例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、介護報酬のあり方について提案内容を尊重し、十分に検討すること。 なお、検討に当たっては、介護保険財政等に与える影響等についても留意する必要がある。</p>		<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて1日複数回、訪問介護と訪問看護を、定期・随時に提供することにより高齢者の生活全般を支えることを、実際の訪問回数に多寡に関わらず包括報酬により評価するものであり、訪問回数に応じて評価を行う訪問看護の報酬と単純に比較することは適当ではないが、いずれにしても介護報酬については、1次回答でお答えしたとおり、介護給付費分科会等の審議を経て決定してまいりたい。 なお、地域の実情等を動案して別途報酬上の評価が必要な場合には、市町村が、介護保険法第42条の2第4項の規定に基づく「市町村独自報酬」を設定することが可能である。</p>	<p>6【厚生労働省】 (19) 介護保険法(平9法123) (v) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平18厚生労働省告示126))については、関係する審議会の意見を聴いた上で、平成30年度に予定される改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>下仁田町、熱海市、福知山市</p> <p>○65歳以上の高齢者(平成27年4月1日現在 16,666人 43.5%)に占める単身者割合(同日現在 5,897人 前年度比756人増)が、35.4%で著しい増加傾向を見せており、このような高齢者の安全安心を確保するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の誘致が必須であると考えるところ。現状の支障を排すことは、本市へのサービス導入の一助となり得る。 ○【支障事例】定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、採算性等の問題から参入が難しく、展開が抑えられている状況がある。 【制度改正の必要性】資格要件の緩和により、事業者参入に一定の効果があるとは考えられる。 ○定期巡回・随時対応型サービスの普及は、重要であると考えており、特にオペレーターの資格基準の緩和は重要である。在宅サービスしか行っていない法人が定期巡回・随時対応サービスに取り組むと夜間のオペレーターの確保が非常に難しく、また、資格のない職員の方が的確に電話対応ができる事例もあり、現在のオペレーター要件は実態に合わないとの声がある。 ○介護者からの相談や、緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに出勤を指示するオペレーターの資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難である。事業所において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者でもよいと考える。 ○地域包括ケアシステムの構築のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所の整備が求められている中で、オペレーターの人材確保が困難との事業者からの意見もある。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 介護人材が今後一層不足することが想定される中で、オペレーター役を含め、十分な検討が必要である。</p>		<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターは、単に電話受付や他の職員に対する取次業務を行うものではなく、利用者又はその家族等からの通報に対し、随時の対応を行い、その中で利用者の心身の状況を的確に把握し、訪問の要否、緊急性の有無等の判断を行うものである。 したがって、オペレーターの業務を適切に行うためには、介護・医療に関する専門的知識が不可欠であるが、介護職員初任者研修修了者とは、あくまでも介護に関する最低限の知識・技術を身につけた者であり、修了したことをもって担保される知識・技術の水準に鑑みれば、介護福祉士等の現行の資格要件を満たす者と同等の対応が可能なものとして、当該研修修了者をオペレーターとして認めることはできない。 なお、オペレーターは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、当該オペレーターが、利用者の居宅においてサービス提供している際に利用者からの通報を受けられることができる体制を確保した上で、訪問サービス(日中の随時訪問を除く)を担当する介護福祉士がオペレーターを兼務することは可能であり、人材の効率的な活用によりオペレーターを確保していただきたいと考えている。</p>	
<p>宮崎市</p> <p>○【同様の制度改正の必要性等を感じている】単独で対象収入階層を引き下げたとしても、利用者が他府県に離れることなどにより事業そのものが成り立たなくなることが想定される。 ○経費老人ホームの運営費については、以前国の定めた「サービスの提供に要する基本額」をもとに算定し、補助を実施している。現在、その基本額の運用は、技術的助言となっているが、その基本額の算定根拠などが不明確なため、改定もままならない状況にある。 対象収入層の引き下げや費用徴収基準の見直しと併せて「サービスの提供に要する基本額」の算定根拠も明確にすることで、費用負担の公平化が図られ、経費老人ホーム運営費補助の都道府県等の負担額についても低減することが想定される。</p>	<p>【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>経費老人ホームについては、その運営費の財源も都道府県に移譲されており、地域の実情に応じた運営がなされていることから、国から改めて費用徴収基準等を示すことは適当ではないと考えている。 なお、一部の自治体においては、すでに地域の実情を踏まえた費用徴収基準等の設定をしているところ。</p>	<p>6【厚生労働省】 (15) 老人福祉法(昭38法133) 経費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財源が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
314	日 地 方に対する規 制緩和	医療・ 福祉	認知症初期集中支 援チームのチーム 員たる医師の要件 の緩和	<p>(具体的措置) チーム員たる医師の要件に ついて、認知症サポート医 であれば足りるとすること。 (理由) かかりつけ医を指導する立 場にある認知症サポート医 であれば、初期集中支援 チーム員たる医師としてふさ わしいと考えられるため。</p>	<p>○平成28年介護保険法改正により、認知症総合支援事業が市町村の地域支援事業 の包括的支援事業として位置づけられ、平成30年度までには、全ての市町村で早期 診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームの設置が必要となった。 ○認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、地域支援事 業実施要綱により定められるが、平成27年3月に厚生労働省から示された実施要綱 (案)の要件では、当該要件を満たす医師を確保できない市町が生じている。</p> <p><チーム員たる医師の要件(地域支援事業実施要綱(案)(平成27年3月27日)> 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症患者の 鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のい ずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。ただし、上記医師の確 保が困難な場合には、以下の医師も認めることとする。 ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症患者の 鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であ って、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの ・認知症サポート医であって、認知症患者の診断・治療に5年以上従事した経験を有 するもの(認知症患者医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)</p>	介護保険法第 115条の45第2項 第6号 地域支援事業実 施要綱(案)別記 5-3(1)ウ②	厚生労働省	香川県、徳 島県、高知 県、愛媛県	<p>認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、「日本老年精 神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症患者の鑑別診断等の 専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、 かつ認知症サポート医である医師1名とする。」とされていたこと。 これは、チーム員たる医師には、認知症医療に係る専門的な知識・能力と、認知症 の方の生活全体を支える医療介護連携に係る知識・能力の双方が必要であるという 基本的考え方に基づくものである。 昨年度、認知症初期集中支援チームの設置が困難である理由について調査を行っ たところ、チーム員たる医師の確保が困難である等の声も多かったことから、チーム 員たる医師に求められる責を担保しながら、チームの設置を拡大していくため、本 年度から、専門医であれば、「今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定の もの」、また、サポート医であれば、「認知症患者の診断・治療に5年以上従事した 経験を有するもの(認知症患者医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限 る)」と認知症医療専門医もしくは認知症サポート医それぞれの要件を一定の弾力的 な取扱いが可能とするように、要件を緩和したところである。 本年度、チーム員たる医師の要件を緩和したばかりであり、まずはこの条件の下で の事業の実施状況を見守っていくこととしている。</p>	<p>厚生労働省からの回答において、チーム員たる医師は、「認知症医療に係る専門的 な知識・能力と認知症の方の生活全体を支える医療介護連携に係る知識能力双方が 必要である」との基本的な考え方が示されたが、認知症サポート医は、かかりつけ医 等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役を担い、地域医師会や地域包括支 援センターとの連携づくりができる医師として県医師会が推薦した医師であり、まさに 基本的考え方で示されたチーム員たる医師であると思われる。本年度のチーム員た る医師の要件を定める地域支援事業実施要綱について、現時点(8月12日)では案を お示しただいている段階であり、実施要綱を確定する際にチーム員たる医師の要 件の見直しをお願いしたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>花巻市、能代市、東根市、遊佐町、石岡市、足利市、小山市、東京都、甲府市、豊田市、神戸市、姫路市、佐用町、奥出雲町、萩市、防府市、福岡県、五島市、宮崎県、宮崎市、松原市</p> <p>○認知症初期集中支援チームを設置することとなるが、医師の確保に苦慮していることから、医師の要件の緩和を求める。 ○実施要領(案)のままでは、チーム員たる医師が限られ、確保が難しい。 ○地域支援事業実施要領(案)で定められた要件を満たす医師を確保することが困難であり、認知症初期集中支援チームの設置について見通しが立たない状況である。 ○29年度中に設置予定であるが、実施要領(案)の要件では、当該要件を満たす医師を確保できないと予測される。 ○3名のサポート医がいるが、地域で活動していただくには人数が不足している。認知症サポート医研修を受けても要件を満たさないと活動できないのでは初期集中チームの活動を進めることができない。 ○現在、認知症患者の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師、かつ認知症サポート医である5人の医師に委嘱しているが、チーム数を増やしていく際には、医師の要件がネックとなり、増やせない可能性が出てくるため、要件を緩和して欲しい。 ○島しょ部において、認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件を満たす医師を確保できない状況である。 ○厚生労働省から示された当該要件を満たす医師の確保は難しい。 ○現在のところ、初期集中支援チームの専門医に該当する医師が不在である。また、緩和された要件である「学会の認める専門医」や「鑑別診断等の専門医療を主たる業務とする医師」が、その後サポート医研修を受講するという点も、医師に依頼する際のハードルとなる。さらに、認知症かかりつけ医の相談役・アドバイザーであるサポート医であれば、相談対象者である市民に最も近いかかりつけ医との連携も十分に可能とされ、機動性をもって早期の対応が可能であるため。 ○チーム員の医師の要件に合致した医師の確保は困難であり、「認知症サポート医であって、認知症患者の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者(認知症患者医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)」という項目に合致する医師も含まれている。 ○要件を満たす医師について、現在は確保できているが、今後事業を拡大しチームを増やした場合には、確保が困難になる。 ○認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件に該当する医師が1名しかいない。仮にチーム員の医師が、研修や入院などにより長期間不在の場合、認知症初期集中支援業務の運営に支障をきたすため、複数の医師がチーム員たる医師となるよう要件の緩和が必要である。 ○現在、医師チーム員たる医師の要件に該当する者は1名であり、今後この事業の利用が必要となることが増加した場合、当該要件を満たす医師の確保が難しくなる可能性がある。 ○提案に同意する。認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の確保に苦慮している。認知症専門医は不在であり、認知症の診療に従事しているサポート医は2名という実情である。 サポート医が2名いるが、診療が多忙であり、チームに協力できる体制ではない。サポート医を増加する対策が急務である。また、地域の実情から認知症診療に携わっているかかりつけ医をチーム員として位置づけ、サポート医の負担を少なくするなど役割の見直しを期待する。 ○平成28年度に認知症初期集中支援チームを設置する予定であるが、チーム員たる医師の要件を満たす医師の確保が難しい状況であり、提案の趣旨に賛同する。ただし、チーム員たる医師の要件について、認知症サポート医であれば足りるとするのではなく、認知症患者の診断・治療に一定期間以上従事した経験が必要と考える。 ○離島において医師確保には苦慮することが予想されます。 ○山間部の診療所には、定着医がいなく、いても少人数のところが多く、自治医科大を卒業した医師や県が独自に確保した医師が1年ごとに派遣されている。しかし、派遣される医師は、経験5年未満の者が多く、サポート医研修を受講しても初期集中支援チームの嘱託医として配置することができない状況である。 ○認知症初期集中支援チームの複数設置を検討しているが、当該要件を満たす医師の選択肢が少ないため、困難を生じている。 ○認知症サポート医の資格のある医師が少なく当該要件を満たす医師の確保が困難。</p>	<p>【全国知事会】 地域支援事業の要件については、地方分権推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 各自治体において当該医師の確保に苦慮しており、要件について適宜、検討することを求める。</p>	<p>認知症初期集中支援チームは、初期の認知症を早期に発見し支援を包括的、集中的に行う専門職チームであり、そのチーム員たる医師は、支援の方針や医学的助言の役割が大きく、認知症医療に係る専門的な知識・能力は必須である。 認知症サポート医は、認知症サポート医養成研修事業を受講することであることが可能であるが、認知症のより高度な専門的知識や技術、経験を有することを必須条件としていないため、サポート医であるだけではチーム員たる医師として不十分と考えられる(認知症サポート医、かつ、認知症患者の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの(認知症患者医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る)であればチーム員たる医師として認めている)。 また、昨年度都道府県に対する調査結果を踏まえ、今年度チーム員たる医師の資質を担保しながら、チームの設置を拡大していくため、要件を緩和したところであり、まずはこの条件の下での事業の実施状況を見守っていくこととしている。</p>	<p>6【厚生労働省】 (25)認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、平成27年度から実施している要件緩和を踏まえたチームの設置状況を平成28年度に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、離島・過疎地域等町村内に要件を満たす医師がいない場合における同チームの設置に係る具体的な取組を、地方公共団体に平成28年中に周知する。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
287	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	<p>公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県は公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興公営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談（平成24年3月）から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」ような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。</p>	<p>公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条</p>	<p>国土交通省 厚生労働省</p>	<p>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</p>	<p>公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困難する低額所得者」（公営住宅法第1条）に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等としてグループホーム事業等が規定され（公営住宅法第45条第1項）。さらに平成28年8月30日付け建設省住宅局長通知において、このグループホーム事業等については、事業主体から地方整備局長等への事後報告により、国土交通大臣の「承認」があったものとみなされており、国土交通大臣の事前承認手続は必要とされない。これは、グループホーム事業等により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困難する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いためである。御提案の「小規模多機能型居宅介護事業」は、実態面であくまで「通い」を中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を「住宅として」使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであるため、グループホーム事業等と同様に扱うことはできない。なお、提案団体からは「公営住宅の空き室を目的外使用することで、小規模多機能型居宅介護事業を行う」具体的なニーズの説明が、本年6月25日付けで内閣府地方権改革推進室から送付のあった回答では、得られなかった。</p>	<p>国交省は、本年度「少子化・人口減少に対応した地方創生施策の推進」において、既存の住宅団地の建て替えを機に、福祉施設や医療施設等の整備を進めるスマートウェルネス住宅の実現に取り組んでいるほか、UR団地内に医療・福祉・子育て支援施設等の誘致を推進している。本県では、災害復興公営住宅に地域住民との交流拠点としてコミュニティプラザが設置され、高齢者の見守りや自立支援の拠点となってきた。公営住宅の入居者の高齢化が急速に進むなか、介護や食事の手強などの生活支援は、安心して住み続けるために必要不可欠である。 小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」だけでなく、「泊まり」を組み合わせたサービスであり、既存ストックの有効活用や公営住宅の福祉拠点化の趣旨に沿ったものと考えられる。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	/	○第1次回答でもお示した通り、「公営住宅の空き室を目的外使用とすることで、小規模多機能型居宅介護事業を行う」具体的なニーズの説明が提案団体から得られていない中で、小規模多機能型居宅介護事業は実態面ではあくまで「通い」を中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を「住宅として」使用する事業ではなく、「住宅に困窮する低額所得者」に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある公営住宅制度の趣旨・目的(公営住宅法第1条)とは異なるものであるため、小規模多機能型居宅介護事業を同法に基づく目的外使用の対象となるグループホーム事業等と同様に扱うことはできない。	/

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
98	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれ省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する必要があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省</p>	九州地方知事会	<p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方が共同体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画についても共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。(別紙あり)</p>	<p>【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。)</p> <p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(箇条書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。</p> <p>【特定農山村法】 他の4法のような期限法ではなく計画の改定がないが、①定義等(第2条)で「…地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、…」と規定されているとおり、過疎法、山村振興法、半島振興法の指定地域と重複している地域が多く、また、②農林業等活性化基盤整備計画の作成を定めた、第4条第7項では、「基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、…との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、関係府省による調整の対象とされるべきと考えられる。</p>	有(5法比較表)	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>北海道、富山県、愛知県、聖徳市、鳥取県、鳥取県、奥出雲町、山口県、萩市、愛媛県、宇和島市</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が複雑する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込みが必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市1町 ○過疎、山村振興、特定農山村</p> <p>【2計画策定】4市2町 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) ・H27.4.1 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内市町との調整 ・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町との再調整 ・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 国からの意見への対応 ・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 ・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付) (過疎方針・計画) ・H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知 過疎方針策定について庁内での調整 市町に過疎計画策定について作業依頼 ・H27.10.20 過疎方針正式提出 ・市町は12月議会を以て過疎計画の議案提出 今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が複雑する場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考えられる。</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があるが、事務に係る負担は大きいので、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p>	<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一旦必要となる等の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に關する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p>	<p>6【厚生労働省】 (12) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
326	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する必要があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>	<p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画についても共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。(別紙あり)</p>	<p>【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。)</p> <p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(箇条書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。 【特定農山村法】 他の4法のような時限法ではなく計画の改定がないが、①定義等(第2条)で「…地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、…」と規定されているとおり、過疎法、山村振興法、半島振興法の指定地域と重複している地域が多く、また、②農林業等活性化基盤整備計画の作成を定めた、第4条第7項では、「基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、…との調和が保たれたものでなければならぬ。」と規定されていることから、関係府省による調整の対象とされるべきと考える。</p>	<p>有(5法比較表)</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>北海道、富山県、愛知県、聖徳市、鳥取県、鳥取県、奥出雲町、山口県、萩市、愛媛県、宇和島市</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が複雑する場合はあるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込みが必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>[3計画策定]2市1町 ○過疎、山村振興、特定農山村</p> <p>[2計画策定]4市2町 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) +H27.4.1 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内市町との調整 +H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町との再調整 +H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 国からの意見への対応 +H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 +H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文書しを添付) (過疎方針・計画) +H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知 過疎方針策定について庁内での調整 市町に過疎計画策定について作業依頼 +H27.10.20 過疎方針正式提出 ・市町は12月議会を以て過疎計画の議案提出 今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が複雑する場合はあり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考えられる。</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きい。ため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p>	<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要な等々の機会とは想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会とは想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (12) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
79	日地方に対する規制緩和	医療・福祉	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	<p>【支障事例】</p> <p>①豊田市民生委員児童委員協議会からは一斉改選の時期を4月に変更するよう国に働き掛けていくよう要望を受けており、同協議会としても県及び全国の協議会に対して働き掛けていくことになっている。</p> <p>②民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や3月末で退職する人など4月1日からであれば引き受けられるというパターンが数件あり、民生委員の欠員及びなり手不足の一因になっている(平成27年4月1日現在、民生委員の定数:569人、うち欠員4人)。</p> <p>③年度途中で民生委員の交替がなされるため、就学援助対象者など4月から関係性を築いてきたものが途中で切れてしまうため、民生委員活動への支障が出るとともに、住民にも混乱を与えてしまうことがある。</p> <p>④会計年度との相違があるため、年度契約をするボランティア保険で交替する民生委員に係る保険料が無駄になってしまう部分が発生する。</p> <p>⑤地区協議会の役員改選が年度途中でなされることとなるため、各地区協議会において補助金に係る手続が煩雑になる。</p> <p>⑥市、社会福祉協議会、自治会などの各団体の任期が4月-3月がほとんどであるため、民生委員を当該団体の役員とした場合、改選のときは当該団体の役員の任期の途中で交替しなければならないなどの支障がある。</p> <p>【制度改正の必要性・効果】</p> <p>上記の支障事例の解消を図ることができる。</p> <p>【解消策】</p> <p>一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。</p> <p>【効果】</p> <p>民生委員のなり手不足の解消、業務負担の軽減につながる。</p>	民生委員法第10条及び昭和28年法律第115号の改正附則第3項	厚生労働省	豊田市	<p>昨年同様の提案をいただいているところであるが、民生委員の一斉改選の時期については、4月とした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活環境が変わる場合も多く、この時期に一斉改選を行った場合、円滑な民生委員活動に支障が生じるおそれがあること 自治体における担当者など民生委員が連携を確保すべき関係機関においても人事異動があることから、民生委員と自治体等との円滑な意思疎通に支障を生ずるおそれがあること <p>から12月としているところであり、これにより、地域住民の生活環境が大きく変化する4月に向け、その生活状態の把握、自治体等の関係機関との意思疎通の確保などをを行い得るメリットがあるものと考えている。</p> <p>また、一斉改選については、全国23万人もの民生委員の委嘱・解嘱に関する事務手続の効率化を図るとともに、全国、都道府県、市町村レベルの一体的な民生委員活動を確保するなどの観点から、一斉改選を行っているものであり、実務上、特定の自治体のみ改選時期をずらすことは困難である。</p> <p>これらを踏まえた上で、一斉改選時期を4月又は12月のいずれにするかという点については、それぞれメリット、デメリットがあり、関係者にも様々なご意見があるものとは承知しているが、まずは当事者である民生委員の中でご議論をいただき、その結論を得た上で、制度的な対応を検討すべき問題と考えている。</p> <p>なお、ご提案の支障事例について、</p> <p>②については、原則として12月に一斉改選を行いつつ、欠員については、4月の段階で、追加委嘱をすることにより、運用上、回避できる問題であると考えられる。</p> <p>③については、改選時期が4月でも12月でも起こりうる問題である。</p> <p>④については、平成26年度から民生委員保険制度を創設し、国からも財政支援を行っているところであるが、当該保険制度においては、特定個人に着目するのではなく、民生委員児童委員協議会に所属する民生委員を対象としているものであるため、保険料を二重に支払う必要はない。</p> <p>⑤については、補助金の支給手続は、団体との関係で行うものであるため、具体的な支障の内容が不明である。</p> <p>⑥については、あらかじめ改選時期は定まっているものであることから、退任が見込まれる民生委員が関係団体の役員を行っている場合には、後任者を事前に調整しておくことなどにより、回避できる問題であると考えられる。</p>	<p>・4月は住民の生活環境が変わる時期であるからこそ、住民目線からも新たな民生委員活動をすべき節目である。円滑な民生委員活動や行政との連携は、事前に段取りよく準備を行い、民生委員が適切に住民の状況を引き継ぎできるようにしておけば、解消するものであると考えられる。民生委員等との議論は当然に必要であり、その状況に応じて、現場の民生委員にとってよりよい時期に設定できる状況をつくるのが重要であると考えられる。また、事務手続きの効率化・民生委員活動の観点からは、全国一律に12月1日にしなければならない理由は特段存在しない(4月1日でも良いはずである)。</p> <p>・②の回答については、改選時期のスタートから欠員ゼロでスタートすることを基本として取り組んでいるのに欠員を容認することにつながってしまう。</p> <p>・④の回答については、ボランティア活動保険に加入している地区があり、加入するには個人の氏名が必要で、新たに保険料納付が条件となるため二重に支払う必要が発生することになってしまう。</p> <p>・事業計画については、12月改選だと自分たちの立てた計画が途中で終わってしまい、新しい委員は、自分たちで決めた内容とはいかないため抵抗感があると考えられる。それを解消するために事業年度である4月1日で委嘱し事業計画や予算と同一の期間とすることが委員自身のやる気につながるものとする。</p> <p>(追加の支障事例) ○豊田市民生委員児童委員協議会から一斉改選の時期を4月に変更するよう強く要望を受けている。また、左記の具体的な支障事例、地域の実情等を考慮し制度の改正を必要と感じる。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>花巻市、東根市、遊佐町、綾瀬市、島田市、西尾市、古賀市、高知県</p> <p>○同様の支障事例(③～⑥)が生じている。(当該団体等からは要望なし) 関係団体等の任期も4月～3月となっていることから、委員に就任しやすくなるため、欠員の解消につながるものと思われる。 ○民生委員児童委員の任期の始期については、平成24年度市長と民児協会長・副会長との懇談会において、民児連からも同様の要望を受けている。その理由としては、会計処理の複雑化により会計担当者が苦勞している現状及び12月1日では始期が遅く、4月1日に先に他の役職に就かれてしまうことである。 ○民生委員について、任期が12月1日から始まるため、候補者をさがすのに、支障となることもある。 ほかの団体は4月1日からであるため、先に役員になってしまうため、民生委員を断られるケースもある。民生委員になる人が少なくなってきた現状では、少しでも民生委員が増えるように改正が必要である。 ○⑥と同様、自治会等役員の方が選出時期が早いいため、適任者を選出するのに苦勞している。(厳しいにもかかわらず、民生委員の条件等が一番多い。) ○地域の役員の交替が4月であり、交替時期を併せて欲しい旨の要望が過去にあった。 ○市や町内会などの各団体の任期が4月～3月であるため、民生委員を該当団体の役員とした場合、任期の途中で交替しなければならない場合がある。 ○年度に合わせた総会と任期に合わせた中間総会の開催が必要で事務的な負担はある ○民生委員は、民生委員・児童委員活動保険に加入しているが、現実に地域活動にボランティアとして参加協力する場面が多く、方が一に備え社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入している。年度契約保険のため、交錯した新しい民生委員に係る保険料が追加負担となってしまう。 また、民生委員はあて職として、各地区・団体等の役員となる場合が多く、年度途中での交代ということで、各地区・団体等に事務的な負担や関係性の継続の観点で支障がでている部分が実態としてある。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、一斉改選の時期を4月1日とする場合は、人事異動等により業務が重なるなどの懸念があることから、委嘱事務等の軽減策も含め十分な検討が必要である。</p>		<p>一斉改選時期を4月又は12月のいずれにするかという点については、それぞれメリット、デメリットがあり、関係者にも様々なご意見があるものとは承知している。 その上で、当事者たる民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会においては、12月の改選時期を見直すべきとの議論はないと伺っている。 厚生労働省としては、一斉改選の時期の設定に当たっては、実際に活動を行う民生委員の方々の考えを最大限尊重するべきであると考えており、当事者の最大公約的な意向を考慮せずに、見直しを行うことはできないと考えている。 いずれにしても、平成29年度には民生委員制度創設100周年の節目を迎えることなども踏まえ、まずは、全国民生委員児童委員連合会等の場で、民生委員の方々に全国的なご議論をいただき、その結論を得た上で対応を検討すべき問題と考えている。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
80	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大	生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略)被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金額について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。」という規定を置き、代理納付事由を政令(生活保護法施行令第3条)に定めているが、その列挙事由を追記する。	生活保護受給世帯の中には、病気や障がいを抱えていたり、支援してくれる家族や知人が近くにいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金品から公共料金を支払うことができない人達がいる。このような人達は、生活保護受給世帯として最低生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。ライフラインは最低生活を送るために必要不可欠であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限度の生活をすることが可能となる。よって、下記の項目について代理納付の追記が必要である。 ・ライフライン(電気・ガス・水道)	生活保護法第37条の2、生活保護法施行令第3条	厚生労働省	豊田市	電気、ガス、水道代については、自治体において金銭管理支援を自立支援プログラムの中に位置づけて実施すること等により被保護者の日常生活等の支援を行っており、代理納付の対象としなくとも「健康で文化的な最低限度の生活を送る」ことについての必要な支援は行うことができ、既に地方公共団体の創意工夫により最終目標を達成することができるものである。そのため、ご提案の趣旨は現行制度において実現可能であると考えている。	金銭管理支援を自立支援プログラムの中で位置づけて実施することが可能であるとの判断であるが、被保護者にレシート等の保存や家計簿の作成を求め、ケースワーカーが家計管理に関する支援を想定していると思われる。被保護者に保護金品が支給される前に、代理納付する自立支援プログラムを策定する方法で実現可能とする判断で良いのか検討をお願いしたい。検討の結果によっても、上記の意味で電気、ガス、水道代について、代理納付の対象としなくとも、自立支援プログラムの中での金銭管理支援で実現可能であることであれば、本市としても早期から実施するため検討を始めることとする。また、同様の支障を感じている自治体は多いと考えられるため、当該見解について告示・通達等の形で全国の自治体へ広く周知をお願いしたい。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>花巻市、能代市、湯沢市、東根市、ひたちなか市、瑞穂市、熱海市、富士宮市、豊橋市、八尾市、加古川市、小林市</p> <p>○不動産業(個人等含む)やガス会社等より、滞納分の支払い方法について代理納付の意見が寄せられている。生活保護受給期間中において、ライフラインや家賃及び各種保険料等の滞納がある場合、その滞納額を少額でも定期的に返済することによって、保護廃止後において自立した生活が期待できる。</p> <p>○家賃及び介護保険料の代理納付を積極的にしているところであるが、収入が多く代理納付できないケースはあるものの滞納については少ない。</p> <p>○ライフライン(電気、水道、ガス)については代理納付はしておらず、各世帯に任せている。しかし、保護費の計画的な費消に問題のある世帯も少なからずあり、滞納し困っているケースも散見される。中には、月の途中で保護費を使い果たし相談に訪れる者もいる。</p> <p>○ライフラインの滞納のため、やむを得ず窓口払するケースがあるが、当該理由では窓口払いをされないよう措置から滞納がある。しかし、滞納によりライフラインが止まり本人の生活維持が困難になるほか、再開には実施機関が間に人らなければならない。現行では、目的外使用をしない又は、滞納をしないことを指導指示し、従わなければ廃止するしかないが、根本的な解決でない。水道光熱費、電話などの通信費は代理納付を可能とされた。家賃滞納分については、現在の生活に支障のない範囲で弾力的運用を認められたい。</p> <p>○代理納付については、当市家賃や給食費など、一部は実施可能であるが、水道料金などについては未実施のため、料金を滞納しているケースも少なくない状況。ライフラインや滞納分に対する各種料金についても、代理納付の必要性は高いと思われる。</p> <p>○ライフラインや家賃の滞納で、生活に支障をきたしている受給世帯がある。</p> <p>○豊田市と同様の事例は頻りに生じていることから、制度で文化的な最低限度の生活の保障、生活保護廃止後の自立した生活のため、代理納付事由の追加が必要である。</p> <p>○代理納付を行うことにより保護費が大家やライフライン業者の滞納整理に使われる恐れがある。社会福祉協議会が行っている、日常生活自立支援事業を充実に対応可能と考ええる。</p> <p>○生活保護受給者の中には障害等により、他者の支援なしでは生活を送ることができない者も多し、生活状況によりライフラインの停止に陥るものも少なからずあり、ライフラインの使用料を代理納付することで安定した生活の維持につながると思われ。一方、家賃や保険料の滞納清算に扶助費を代理納付することは、最低生活を送るための保護費を借金返済に充てることと同様と考えられるため、検討が必要であると考え。</p> <p>○国民健康保険料及び介護保険料の滞納があり保護廃止後に介護保険のサービスの制限されてしまう。保護期間中については介護の代理納付で対応できているが、保護開始前の滞納について廃止後は対応ができない状況である。</p> <p>○ライフライン等の未払いや介護保険料や家賃の滞納分により、大屋等より現業員に相談があり、現業員から支払うよう指導して支払われているが、代理納付が可能であれば、職員の事務の軽減にもつながる。</p> <p>○生活保護受給世帯の中には、受給前に様々な滞納をしており、生活保護受給になるケースも少なくない。保護費はこれら受給前の滞納については何ら担保ないものであるが、要項には保護者の自立の妨げになっていないことは多い。これらの滞納分やライフラインの代理納付が可能となれば、保護者の自立に向けた有効な施策となりうる。</p> <p>○生活保護受給世帯の安定した生活を送るために、必要性は感じます。</p> <p>○金銭管理が困難な場合は、社会福祉協議会の権利擁護制度や成年後見人制度を利用しているが、提案のようない代理納付が可能であれば有効と考える。</p> <p>○本人の同意の上で、代理納付対象を追加することには賛意。</p> <p>○生活保護受給世帯の中には様々な理由によって、水道料金を滞納されている使用者がいる。このような使用者が水道料金を支払う意思があるにも関わらず、料金未納による給水停止処分を受けることを防いだり、料金徴収担当等が滞納整理業務の軽減を望むことができるため、必要であると考え。</p> <p>○市営住宅の家賃滞納がある生活保護受給者に対しては、面談等を通じ滞納分に係る納付指導を適宜行っているものの、納付に至らなかったり、一時的な納付があっても継続に至らないことがあります。</p> <p>○自分では支給された保護金品から公共料金を支払うことができない人がいる。特に単身世帯の場合はトラブルに発展することが多く、供給との対応に苦慮している。</p> <p>○生活保護費を適切に使用せず、ライフラインや家賃等を滞納するケースは散見されるが、滞納分の費用を代理納付により支払うことで、最低生活費を下回ることとなる。</p> <p>また、ライフラインの支払いについては、使用量により金額が変動することで、実際の取扱いには課題が多いと考え。</p> <p>○電気、ガス、水道、及び家賃の滞納分については、有効性があると考えるが、国保税等については、各制度において滞納処分の執行停止の制度等があるため、それらについてまで対象とすることが適切であるか検討が必要であり、各制度との調整が必要である。</p> <p>○公共料金の適切な支払いができず、ガスや電気の供給が停止される寸前又は実際に停止されるケースが発生している。</p> <p>○ライフラインの供給を停止された事例がある。</p>	<p>【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度により実現可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 厚生労働省からの回答が「現行制度において実現可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>なお、代理納付を可能とする項目については、実務上の負担とならないよう検討が必要がある。</p>	<p>○電気、水道及びガスは、住宅と同様に生活に不可欠なものであるため、政令改正により、所定の要件を明示し、当該要件に該当する場合には、代理納付を可能とするべきではないか。できないのであれば、理由を明確に示していただきたい。</p> <p>その際、事業者が自治体に受給者の料金情報を提供することについて、個人情報保護法との関係で懸念があるのであれば、専門家の助言を受けつつ、整理すべきではないか。</p> <p>○自立支援プログラムに金銭管理支援を位置付けることで、代理納付と同様の趣旨を実現している自治体もあることだが、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」及び「自立支援プログラム導入のための手引(案)」については、その趣旨が明確になっているとは言えないため、それを明示するとともに、自立支援プログラムに金銭管理支援を位置付けることで、どのようなことができるか、全国の自治体に対して具体的に通知等で示すべきではないか。</p>	<p>生活扶助費の支給は、法第31条第3項の「居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる」という規定により、同条第5項及び第37条の2で規定する場合を除き、被保護者本人に対して行うこととされているため、対応の具体例としては、保護の実施機関において自立支援プログラムを策定し、その中で行う金銭管理支援の一環として、一旦生活扶助費を本人に支給した上で、当該支給が自身にとって必要であるという被保護者本人の意思に基づき同意の下、例えばライフラインの料金支払いを代行することにより、本人の金銭管理能力の不足を自覚させ、支援を実施する中でその能力の向上を促すことが考えられる。</p> <p>専門部会からご提案のように、ライフラインの代理納付を法令上に位置づければ、被保護者の自身の抱える問題についての自覚や改善の意思等とは関係なく、保護の実施機関の判断に基づいて代理納付が実施可能となり、自立支援プログラムの策定により前述のような支援を行う場合と比較し、被保護者自身の金銭管理能力の向上には繋がりにくく、また生活扶助費は、実費支給される住宅扶助や、加算により給付される介護保険料加算とは異なり、支給時点において使途及び額が固定されておらず、本人の自由購入により支出されるべきという法の趣旨にもそぐわないものと考えられ、改正はすべきでないと考えている。</p> <p>また、全国の自治体に対して具体的に通知等で示すべきとの御指摘についてはすていこいつかの保護の実施機関において、関係法令や個々の被保護者の状況に鑑みて、自立支援プログラムの活用等により効果的な支援を行っている事例もあるところだが、豊田市や共同提案団体等におかれても類似の支援が実施できるよう、必要な情報提供を行うことを検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (イ)被保護者が使用した電気、水道及びガスの料金の支払いについては、金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができ、必要に応じて、助言も行うことが有効であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
180	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化	<p>実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限定されているが、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。</p>	<p>【制度改正の必要性・支障事例等】 生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところ、生活保護の不正受給の防止の徹底を図るためには、受給者の収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。この点に関し、税・所得に関する情報については、官公庁に調査への回答が義務付けられているため、確實に得ることができるが、そもそも税や所得の証明に基いていない収入を有する場合は存在し、これらをどのように把握するかが課題となっている。例えば、金融機関や被保護者の就労先等の民間事業者が保有する情報については、調査に対する回答が義務付けられていないため正確な把握ができておらず、不正受給につながり、正確な保護費算定が行えなかったりと、生活保護業務の適正な運営において支障が生じている。</p> <p>【見直しによる効果】 当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。</p>	生活保護法第29条第2項	厚生労働省	京都府	<p>ご提案の趣旨については理解するものの、保護の決定に当たり、当然に行うことが想定される生活保護法第29条に基づく調査について、その回答を義務付けることは金融機関等の負担の増加に直結するため関係機関の理解を得ることは困難と考えられ、また、税法を除き他の法令に類例がないため、改正を行うことは困難である。そのため、厚生労働省としては、当該調査に係る事務の効果的、効率的な実施のために、関係団体に対する事務連絡（「生活保護法第29条に基づく調査に関する協力依頼について（要請）」）や通知（「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日付け社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知））の発出等を行ってきているところであり、今後とも当該調査の適正実施のために取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、保護の実施機関の調査に対する回答状況について、金融機関の本店に対して一括照会を行った状況を調査したところ、平成25年度においては、金融機関の回答率は9割を超えている。</p>	<p>調査の効果的、効率的な実施のために関係団体への協力を求める対応を貴省が講じていることは理解しているが、それでもなお、不正受給が生じているのが現状である。本市においても、回答義務が課されていない金融機関や就労先に調査を行ったものの、回答が得られなかった、又は回答が遅かったことにより、保護費の正確な算定等ができず、過誤払等により返還を求めなければならぬ事案が複数発生しており、適正な生活保護業務の遂行に支障が生じている。</p> <p>また、金融機関の回答率が9割を超えているとあるが、100%でなければ不正受給は生じうるし、受給者間に不平等も生じると考えられる。</p> <p>生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められていること、及びこれまでの取組では、結果として不正受給の防止の徹底が図りきれていないことに鑑み、税法を除きほかに類例がないから困難である、というのではなく、調査権限の拡大により、これまでの対応からさらにより一歩踏み込んだ対応が必要であると考える。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>能代市、湯沢市、東根市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、厚木市、大和市、綾瀬市、浜松市、富士宮市、豊橋市、豊田市、高槻市、尼崎市、伊丹市、加古川市、和歌山市、高松市、熊本市、宮崎市、守口市、特別区長会</p> <p>○不正受給防止を図るため、受給者に対しては適正な収入申告を指導しているが、例年、収入等の未申告事案が多発している。対策として、毎年課税調査を実施しているところであるが、収入の未申告又は過少申告が散見されている。特に、飲食店等の給与明細等が発行されないケースで多くみられ、不正受給として対応せざるを得ない状況である。結果として、法78条に基づく徴収となるが、多くは費消しており、徴収によりその後の生活に影響が出ることとなる。</p> <p>○法第29条において保護の実施機関は必要な資料の提供を求めることができることとされているにもかかわらず、開示される情報は限られているほか、その範囲については開示者側の判断によることとなる。金融機関口座の入出金情報や年金の受給予定額などが開示されず業務に支障をきたしているため、保護の実施機関からの開示請求については応じることを義務付けるよう改善されたい。</p> <p>○生活保護受給者の収入を適正に把握するため、課税負担を通じて年1回の課税調査を実施しているが、税や所得の証明に表れない収入が存在していることから、すべてを把握するに至っていない。このため、金融機関や就労先など、民間事業者が保有する情報についても、調査に対する回答を義務づけられることにより、一定の改善が期待できる。</p> <p>○被保護者の給与収入などについて、除役作業を請け負っている個人事業主や、小規模飲食店(スナック等)など、調査回答が得られない事例があるため、適正な生活保護業務の運営のため、民間事業者に対する調査回答の義務付けは必要と思われる。</p> <p>○就労支援による自立支援の促進に力を入れる本市においては、収入申告書や課税調査等による収入状況の把握のほか、被保護者の就労状況、就労意欲の有無、就労継続の可能性などの情報が必要不可欠であると考えているため、平業市と同様に、調査権限の拡大を求める。</p> <p>○庁内で確認したところ、支障事例として、過去に給与支払者が調査に非協力的だったもの数件、最終的には調査に応じたが、電話での折衝が必要だったもの(金融機関)数件があったことが確認された。</p> <p>○現在、保護費の不正受給(就労収入に伴うもの)による生活保護法第78条による徴収金は一向に減らず、生活保護の適正な運営に支障をきたしている。特に支障事例として、官公署であれば回答を得られるものの、民間事業者になると回答が得られないものもあり、不正受給による収入を正確に把握することが難しい場合もある。このため、提案のとおり、より一層の生活保護制度の運用の適正化を図るためにも、民間事業者からの回答も義務化されることが望ましいと考える。</p> <p>○申告をせずに就労していた保護受給者の所得状況を過去に勤務していた企業に問い合わせたところ、多忙を理由に回答を拒まれ、正確な徴収金の決定に支障をきたした。</p> <p>○金融機関において、調査依頼としても積極的に対応をいただけない事例が見受けられ、一部の金融機関においては調査に対する対応を求めている事例があります。また、民間事業者へ給料明細等の提出を求めると、一部の民間事業者からは拒否される事例があります。</p> <p>○不正受給防止の観点から必要と思われるが、本人との信頼関係を崩さないため、同意書等の添付が必要と考える。</p> <p>○就労先事業者の調査非協力により、正確な保護費算定が行えない場合がある。また、就労による保護費の不正受給の疑いがある場合に、その詳細が確認出来ない場合がある。</p> <p>○生活保護のより一層の適正化を図ることができると思われるため、必要性は感じます。</p> <p>○現在、生活保護法第29条第1項に基づき、民間事業者に対して調査を依頼しているところであるが、おおむね協力を得られており、現在のところ特段の不都合を感じているところではない。ただし、民間事業者に対しても調査に対する回答義務を生活保護法上に明記することによって、法律上の根拠を得ることになり、より回答を求めやすくなると考える。</p> <p>○金融機関等に調査を実施した際、手数料を求められたことがあり、調査に支障をきたしたことがある。金融機関、本店等に対する一括照会において口座が「有」の場合、回答の残高が調査時点のものであるため、再度個別照会や指定日付の残高を照会する必要がある。そのため資産状況の確認に時間を消耗し、生活保護業務の適正な運営に支障が生じている。</p> <p>○毎年長尺において実施する必要がある課税調査において、課税当局の資料のみでは十分に不正等の内容を把握することはできず、特に不正就労案件の不正に係る判断や、不正と判断した際の事務処理においては、民間事業者からの詳細の回答を必要とするが、回答のない場合もある。</p> <p>○金融機関等に調査において、被保護者本人の同意書を複写したものに原本証明して添付する必要があるが、事務が煩雑となっている。また、未成年者の同意における有効性について理解が得られず、回答をいったん拒否され、事務が遅延した事実もあった。</p> <p>○税や所得の証明に表れてこない収入を有する場合は存在するため、正確な把握に苦慮している。</p> <p>○一部のインターネット銀行など、被保護者の調査に対し回答をいただけない現状である。金融機関や就労先等の民間事業者への調査に対する回答義務の拡大が、生活保護制度のより適正な運営を図る上で必要不可欠なものと考ええる。</p> <p>○民間事業者等への調査を行う際、本人が同意していることがわかる書面を求められる場合があり、調査の目的からすれば、同意なしで調査できるようにすべきと考える。</p> <p>○金融機関(一括照会)を行う際、市内の一部金融機関から、照会の都度回答を拒否されている。回答を得られなかった保護費については、収入の正確な把握ができず正確な保護費算定が行えないこと、また、不正受給の可能性が否定できないことから、生活保護の適正実施に支障が生じている。</p> <p>○民間事業者において、生活保護法第29条に基づく調査を実施した場合に、明確な回答が得られず、収入状況等の把握が困難なケースがある。</p> <p>○就労先へ調査を依頼したが、回答を拒否された事例があり、制度改正の必要があると考える。</p> <p>○非課税所得や官公庁の把握できない収入については、正確な把握が困難であり、調査権限の強化は必要である。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、調査権の拡大が実態を伴ったものとなるよう、全国銀行協会等の関係機関との調整について配慮することについても検討すべきである。</p>	<p>○ 保護費を適正に給付し、不正受給を防止することは生活保護制度の信頼の確保に不可欠であるため、不正受給のおそれがあると認められる場合等、要件を明示して、要保護者等の就労先等となっている民間事業者に対して回答を義務付けることはできないか。できないのであれば、理由を明確に示していただきたい。</p> <p>○ 税務調査によって収入額の確認ができることだが、税金の申告は年に1度であるため、生活保護の要否判定において直近3か月程度の収入額を確認する場合、不正受給のおそれがあり直近の収入額を確認する必要がある場合には、税務調査では対応できないのではないか。</p> <p>○ 要保護者等の収入等に関する調査協力について、金融機関以外の就労先等に対しては、特段の要請を行っていないことであるが、何らかの形で要請を行うべきではないか。</p>	<p>前回の回答においても申し上げたとおり、当該提案の重要性や実現した場合の効果については本省においても理解をしているところである。他方、生活保護法第29条に基づく調査について、民間事業者に回答を義務付けることについては、金融機関や被保護者の就労先である民間事業者に対する負担の増加につながることは間違いなく、幅広く国民の理解を得ることは難しいものと理解している。その上、生活保護法においては、第29条の規定に基づき、要保護者本人に対し、資産、収入の状況等について報告を求めることができ、当該報告の求めに対する回答を拒否するような場合には、同条第5項の規定に基づき保護の申請の却下や保護の停止も検討することができることとなっている。さらに、法第61条においては被保護者の収入等に変動があった場合に届け出る義務が規定されており、当該規定の義務が履行されていないと認められる場合には法第27条に基づく指導を行った後、法第62条第1項及び第3項の規定に基づき、保護の停止・廃止を行うことも想定されるものである。さらにこれらの規定の実行力を担保し、保護を適切ならしめるために、法第78条において不正受給に係る徴収金の徴収が規定されており、また、法第85条及び第86条において罰則が規定されている。つまり、法第29条の規定はこれらの対応に加え、不正受給のおそれがある場合等において、運用されるものであり、同条のみによって要保護者の収入状況等を把握するものではない。</p> <p>なお、税務調査によっては確認できない税情報がある時期においては、上記のような被保護者からの届出にかかる指導指示等の対応をより確実に実施する必要があり、これらを行ったにも関わらず、次年度における税務調査により収入の過小申告等が明らかになった場合等には、法第78条の適用を検討するなどの厳正な対応をさせていただいていくものと理解している。</p> <p>提案団体においては、生活保護制度の適正実施のため、適切な対応をされているものと認識しているが、法令上このような権限が実施機関に与えられているのであるから、関係機関の負担増となるような法第29条の調査について回答義務の創設を検討するべきではないという各方面からの反論が容易に想定される。そのため、当該提案の実現は、立法過程における合意形成に大きな課題があることから現時点では難しいものと考えている。専門部会からの「不正受給のおそれがあると認められる場合等、要件を明示して、要保護者等の就労先等となっている民間事業者に対して回答を義務付けることはできないか」という御指摘については、検討したものの、不正受給の端緒が個々個別の状況によって異なるため、要件に合致するような客観的な事例を示すことができず、保護の実施機関が適切に運用できる規定とすることが難しいこと等の課題があるため、やはり改正は困難であるものと理解している。</p> <p>一方、調査協力について何らかの形で要請すべきとの指摘については、照会先の関係機関の理解を得て、より円滑な調査の運用がなされるよう、提案団体の意見も踏まえ、具体的な対応を今後検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (ii)保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じるなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
181	日 地 方に対 する規 制緩和	医療・ 福祉	徴収金と保護金品の 相殺に当たって の受給者からの申 出(同意)の省略	現行法上、受給者の申出 (同意)がある場合に限っ て、徴収金と保護金品の相 殺が可能となっているが、最 低生活の維持に支障がない 範囲内において同意を不要 とすることを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 徴収金については、生活保護法の改正により、受給者の申出(同意)に基づき保護 金品との相殺が可能となったところであるが、自らに不利益な処分を受けることにつ いて同意を示さないことは、通常想定される。 現行法の規定では、同意を得られない場合には、徴収金についての相殺が行えず、 納付書の利用など他の方法による納入指導を行う必要があり、収入未済の拡大を招 く可能性がある。財源の確保に支障をきたすおそれがあるほか、市民の税負担 における不公平感を招くとともに、生活保護制度への信頼を失うおそれがある。 【見直しによる効果】 当該規定の見直しにより、生活保護制度のより一層の適正化の推進、徴収率の向 上による財源の確保、市民の税負担に係る公平性の確保、滞納債権の減少による納 入指導等の業務負担の軽減等を図ることができる。	生活保護法第7 8条の2	厚生労働省	京都市	生活保護法第78条の2の規定に基づく徴収金と保護費の調整は、憲法第25条に 規定する生存権に関する過去の判例を踏まえ、被保護者の申出があったときに限定 している。そのため、同意の省略を可能とする改正を行うことは困難である。	現行法において徴収金と保護金品を相殺できるのは、①被保護者からの申出があ り、かつ②生活の維持に支障がないと認められる場合であるが、①の有無に関わら ず、②について実施機関として客観的に判断する必要があり、申出があったとして も、生活の維持に支障があると認められる場合は、当然のことながら相殺を行うべき ではない。したがって、この場合、実質的に申出を要件とする意味がない。 一方、相殺をしても生活に支障が生じない場合は、申出の有無という不正受給者 の主観的な判断に委ねられることとなり、不正受給者間で不均衡・不平等が生じるも のと考えられる。これは、そもそも生活保護法の趣旨や、生存権との関係を踏まえたう えで相殺を可能とした法改正の趣旨が不正受給の防止であったことに鑑みると、法改 正の趣旨にも反するものと考えられる。 なお、過去の判例では、生活保護により保障すべき「健康で文化的な最低限度の生 活」(生存権)については、極めて抽象的・相対的な概念であり、具体的内容は「文化 の発達程度」「経済的・社会的条件」「一般的な国民生活の状況」等との相関関 係において判断決定されるべきものであるとともに、「国の財政事情」も踏まえ、多 面にわたる専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするとされてい る。 これは、国民全体の最低生活の水準についてその時々客観的な状況によって判 断すべき、ということ述べたものであり、最低生活の水準は本人の気持ちや申出で 変わるものではなく、あくまでも客観的な事由で決定すべきものであることから、相殺 の申出の有無という被保護者の主観を判断要素に含めるべきではないと考えられる。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>能代市、湯沢市、由利本荘市、山形市、小山市、東松山市、厚木市、大和市、綾瀬市、甲府市、熱海市、富士宮市、豊橋市、豊田市、高槻市、寝屋川市、加古川市、柳井市、高松市、大村市、熊本市、宮崎市</p> <p>○法78条徴収金については、同法により保護費との相殺を行うよう取り組んでいる。しかしながら、不在がらで相殺徴収の相殺ができないなど、申出書(同意)の徴収が困難なケースもあり、全てのケースには至っていない。本提案は、確実な徴収が可能であり、また、不正受給の抑制効果も期待できることから、検討してもらいたい。</p> <p>○同意のうえ申出書を提出させることに対し、市民団体から異議が出ているようで、県ですですに団体の意向に沿うような形で同意書の様式変更を実施機関に指示している。不正受給を放置することは制度の信頼を損ねることにつながるため、厳正に対処すべきと考え。本件だけでなく法第61条の説明など、近年被保護者から徴収しなくてはならない書類が増えておりケースワーカーの大きな負担となっている。事務負担の軽減、徴収率の向上の両面から見て、申出書の省略ができるよう改善されたい。</p> <p>○現に生活保護法第78条徴収金が発生した被保護者が、法第78条の2の規定による徴収金の保護食品からの差し引き申出(同意)を拒否し、徴収金が未納となっているケースがある。申出(同意)を不要とすることで、債権管理に係る事務が軽減されるものと推察される。</p> <p>○78条による徴収金については原則申出書を徴し、保護食品との相殺をすることとしている。これまで該当者より申出の拒否は無かったが、最低生活の維持に支障がない範囲内での相殺は申出書の提出がなくとも可能とすることで、徴収率の向上につながるかと考える。</p> <p>○徴収と保護食品の相殺が制度上は可能になり、適正額の相殺を同意する受給者もいるが、一切同意しないものや、適正額があまりにも少ないものなどが後を絶たない。最低生活費との関係があるにしても、徴収金が発生した原因を考慮すると、徴収金額に一定の制限を設けた上で、ある程度の強制はやむを得ないと思われる。</p> <p>○受給者の申出(同意)が得られず、徴収金未済額が拡大している。</p> <p>○現行法の規定では、同意を得られない場合には徴収金については徴収が行えず、納付書の利用など他の方法による納入指導を行う必要がある。収入未済の拡大を招く可能性及び、財産の確保に支障をきたすおそれがあるほか、市民の税負担における不公平感を招くとともに生活保護制度への信頼を失すおそれがある。また同意を得られないケースに対しては、訪問、説明等時間を要し、自治体職員的生活保護業務に負担が生じることになるため、制度の必要性を感じている。</p> <p>○生活保護法第78条の2については、事例のとおり、本人の同意を得ない保護食品との相殺を行うことができないことは、収入未済の拡大を招くおそれがあり、そもそも法第78条を適用すること自体が不正受給であることを考すると、生活に支障をきたさない範囲内で本人の同意を得ることなく、実施機関が保護食品と相殺できるようにした方がよいと考える。</p> <p>○徴収返還についての同意を拒む保護受給者がいる可能性があることから、同意がなくても相殺ができるような改善が望ましい。</p> <p>○法第78条による徴収金については、不実の申請や不正な手段により発生したものであることから保護食品との相殺には保護者の同意なく行えることが適正な徴収を継続して行うに必要であると考え。また法第78条による徴収金と同様に法第63条による返還金も甲府市においては同額規模で発生しており、むしろ件数では法第78条による徴収金より件数を上回っている。法第63条による返還金を交付する保護受給者からも保護食品との相殺を望む声があるため、法第63条による返還金においても受給者の申出(同意)を得た上での相殺をえるよう法改正を求める。</p> <p>○現在の徴収金の取扱いについては、生活保護法の改正により、本人の同意によつてのみ、保護費の相殺ができることとなっているが、本人が同意しなければ徴収の強制力は少ないものである。これでは、社会の不公平感を増大させただけでなく、生活保護制度の信頼を失いかねない。徴収金の徴収は、保護者の不正受給に対する返還金でもあることから、本人の同意なくとも、最低限の生活を送れる範囲内での相殺を認めていただきたい。</p> <p>○徴収金の納入向上と再発減少に効果があると考えるが、最低生活の維持に支障がない範囲での金額設定を一方的に行うには不安がある。</p> <p>○同意を示さない事例があり、納入指導に苦慮している。</p> <p>○収入未済の拡大を防ぐため、受給者が徴収金と保護食品との相殺に同意しない場合、納付書による納入指導のほか窓口での保護費支給時の回収などを行っているが、業務量の増大を招いている。当該児童が実施されると、国民の生活保護制度への信頼性の向上と実施機関の業務量軽減につながることでできると考える。</p> <p>○徴収金については、同意を得られない場合にも、保護費との相殺が行えず、納入指導を行うも、収入未済の課題は解消されない。</p> <p>○同意が得られない場合があり、最低生活の維持に支障がない範囲の認定方法を確立した上での対応は必要と考える。</p> <p>○同意を得られない場合は納付書により返還させているが、納期限を超過しても納付がない事例は常に発生している。</p> <p>○不正受給事案に対応するケースワーカーは、受給者に対し徴収金として保護費の返還となることの説明と今後正しく申告を行うよう指導を行わなければならないが、さらに徴収金と保護費の相殺についての同意を得るために説明と指導を行わなければならないことが大きな負担となっており、提案事項のとおり徴収金と保護食品の相殺に当たつた受給者からの申出(同意)の省略をお願いする。</p> <p>○保護費の徴収金について、同意を得ることができず、法第78条の2を適用できないケースが発生している。京都府の意見と同様に、制度上可能となれば、一定金額以内に限った形で徴収金と保護食品の相殺に当たつて受給者からの申出(同意)の省略を求めたい。</p> <p>○提案に記載の支障が生じている事例があるため、制度改正の必要があると考える。</p> <p>○精神疾患等のため、徴収金と保護食品の相殺への同意が得られず、相殺できない事例がある。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>生活保護法第59条において、「保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない」という受給権の保護が規定されているが、法第78条の2に基づく、法第78条の規定による徴収金と保護食品の調整は、当該規定の例外となるものである。</p> <p>この点、法第59条において受給権の保護が規定されている趣旨は、保護を受ける権利が、帰属上の一身専属権であつて、譲渡性のないことを明確にしてその移転を防止することで、保護の実施機関が決定した通りに保護食品が被保護者に行き渡り、これらが有効かつ適切に使用されることで保護の目的が達成されることを担保することである。</p> <p>そのため、現行法第78条の2に規定されるように保護食品と徴収金の調整を行うことは、厳密に言えば、最低生活費を割り込むこととなる額で生活することを被保護者に強いることとなるため、平成25年の法改正以前においては不可能であつた。</p> <p>しかしながら、地方公共団体の首長等も交えて議論が行われた「社会保障審議会生活困窮者の生活支援在り方に関する特別部会」において、不正受給対策の強化が必要であるという意見が多かつたことを踏まえて、法制的な検討を行い、本人の同意があつた場合に適用を限ることで、徴収権者が権利として保障される最低生活水準を下回る状態となつてを自身の判断で許容したとらえることが可能であるから、法第59条の例外として平成25年の法改正により法第78条の2を新設したものである。なお、この特別部会においては、当該規定の新設自体に対して否定的な考えも示されていた。</p> <p>また、判例との関係においては、提案団体御指摘の観点からのみの検討では足らず、立法措置が著しく合理性を欠き、明らかに数量の逸脱、濫用と見ざるを得ない場合において、憲法第25条違反となるとされていることを踏まえる必要があり、全額公費で賄われている保護費に係る不正受給対策として当該規定が必要不可欠であると言え、本条の適用があるのは不正受給に係る返還金が未返済で、かつ自ら申出をしたものに限定しているという立法措置を講ずることで、生存権を侵害しないことを確保するものとしてのものである。</p> <p>平成25年の法改正時においては、政府内での法案策定の手続及び国会審議の過程等でこれら考え方が肯定されたものであると考えており、また、上記のとおり提案内容が生活保護受給者の権利を侵害し、法の趣旨を没却すると評価されるおそれのある改正を行うことは考えていない。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
300	地方に対する規制緩和	医療・福祉	被保護者の遺及年金受給に係る自治体の代理受領	生活保護受給者が公的年金の遺及分を受給した際、その受給分を自治体が本人に代わって受領できるよう、生活保護法を改正することを求める。	<p>【制度改正の必要性】 無年金の生活保護受給者が、実施機関の指導により年金の裁定請求を行い、本来受給の年金を遺及して受給する場合、生活保護法第63条に基づき、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、実施機関に返還しなければならない。</p> <p>しかし、遺及年金の受給の有無は本人の申告に基づくものであり、実施機関がその事実を把握することは難しい状況にある。一定期間経過後に受給の事実が判明し、被保護者に同法第63条に基づく費用返還を請求しても、既に費消している場合が少なくない。また、その費消が悪意のもとになされたとみなされるならば、不正受給案件となる。</p> <p>さらに、平成29年4月に年金受給資格期間の短縮化がなされることから、遺及年金を受給する被保護者が増加することが見込まれる。</p> <p>同法第63条に基づく費用返還請求を的確に実施できる体制を整えるのは、生活保護の適正実施にも資する内容であるとともに、自治体職員の事務負担軽減にも資するものである。</p> <p>【支障事例】 本市では、平成26年度、生活保護受給者による遺及年金の受給ケースが、315,075,733円(296件)であった。受給の理由は、①未手続、②年金事務所の不適正処理、③障害年金の受給(初診日に遺及)等が挙げられるが、これらは年金調査員の活用やケースワーカーの指導等により発覚する場合が大半であり、制度として遺及年金の受給が情報提供されていない。そのため、発覚していない遺及年金の受給も十分に考えられる。</p>	生活保護法第63条及び第78条	厚生労働省	千葉市	<p>公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故が発生したことにより、稼働能力を喪失し、または減退した者が、その後の生活を維持できるように所得保障を行うことを目的としているものであり、年金の給付を受ける権利は、譲り渡すことのできない一身専属のものであるとされている。</p> <p>このような規定が設けられている趣旨は、受給権者の生活を保障するために年金の給付を受ける権利を保護するというものであり、もしこのような規定がない場合には、仮に他法の規定に基づく処分を実施するためであったとしても、受給権者の生活を維持するという年金法における基本的な趣旨が損なわれるおそれがあると考えられることから、年金の給付を受ける権利を譲り渡すことは、国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条第1項の規定により禁止されているところである。</p> <p>また、生活保護法第63条に基づく請求権については、同条において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されているが、実施機関が本人に支給される給付を代理受領できることはされていない。</p> <p>したがって、ご提示のあった支障に対して、年金の受給権が遺及して発生した被保護者に代わって、自治体が年金を代理受領できるようにするというご提案を制度化することで対応することは困難であると考えている。</p>	<p>提案の趣旨は、生活保護法第63条等の規定による事務処理に当たり、自治体が本人に代わって年金を代理受領できるよう、生活保護法等を改正することを求めているものである。</p> <p>生活保護制度は、年金の受給資格という資力を持つ者であっても、生活保護法第4条第3項の規定による急迫した事由がある場合などにおいては、一旦保護を適用しその者の生活を保障した上で、年金受給手続きが完了したときは、生活保護法第63条の規定により、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で、実施機関の定める額を返還しなければならないという規定に基づいて行われている。</p> <p>上記のような状況で保護費受給後、遺って年金が支給されることとなった者は、保護の実施により最低生活が維持されているものであり、この年金を生活保護法第63条による返還対象としても、最低限度の生活が損なわれるものではなく、回答の「年金法における基本的な趣旨が損なわれるおそれ」はないものとする。</p> <p>また、国民年金法第24条等においては、ただし書きにより「年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合や、国税滞納処分(その例による処分を含む。))により差し押える場合」は、権利を譲り渡すこと等を禁止することの除外規定が設けられている。</p> <p>したがって、生活保護法第63条の趣旨による費用返還を安定的に履行するため、生活保護法において自治体が本人に支給される給付を代理受領できる規定を設けるとともに、国民年金等各種年金法の権利保護の除外規定に、生活保護法第63条等に基づく請求権を追加するなどの方法を検討していただきたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>仙台市、能代市、由利本荘市、山形市、東根市、小山市、桐生市、柏市、大和市、綾瀬市、瑞穂市、熱海市、富士吉市、伊東市、豊橋市、豊田市、高槻市、加古川市、熊本市、中津市、宮崎市、小林市、高知県</p>	<p>【全国市長会】 週及年金の支給情報を即時的に自治体が照会できるような制度構築など、提案の趣旨を尊重した積極的な検討を求めらる。</p>	<p>公的年金制度は、全国民を対象としたユニバーサルな保障の仕組みであり、考慮すべきはそのユニバーサルな仕組みとしての生活保障機能をどう担保するかという問題であり、個別のケースについて支給権を有する者以外に対して年金の支払いを行ってもそれが生活保障機能を損なわないということがあったとしても、それがユニバーサルな仕組みとしての保障機能の担保となるかどうかは別問題である。 また、年金担保貸付融資や租税の差押えについて特別な取扱いをしていることをもって、自治体が代理受領できる仕組みを創設すべきとの指摘であるが、①年金担保貸付融資の場合は、融資が必要な年金受給者のために特別に設けられた仕組みであること、②租税の場合は、その無償性故に徴収に強い強制力が付与された特別な性格を有する債務であることと理由に設けられている仕組みであり、いずれも代理受領とも異なるし、この規定の存在が自治体に代理受領を認める理由ともなり得ない。 なお、全国市長会からは「週及年金の支給状況を即時的に自治体が照会できるような制度構築など、提案の趣旨を尊重した積極的な検討を求めらる」とのご意見を頂いているが、この点については、自治体と日本年金機構との間の情報共有の在り方について今後検討する必要があると考えている。</p>	<p>6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (v)被保護者が週及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護給付に相当する金額の返還(63条)については、保護の実施機関が速やかに当該年金の支給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
301	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないとすると、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	破産法第163条第3項及び第253条 生活保護法第63条及び第78条	法務省、厚生労働省	千葉県	ご要望の「生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正」の可否については、まずは破産法上の観点からご検討いただきたい。	初めに、いただいた回答は、法務省・厚生労働省それぞれの立場での回答と理解するが、互いに相反するものであるため、提案事項に対する統一した国としてのご回答をいただきたい。 法務省回答では、生活保護法に基づく費用返還請求権等に、生活保護法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などであることを検討すべきとされているが、この点については生活保護法の改正による対応をご検討いただきたい。 ただし、生活保護法第63条や第78条の適用により、返還債務を負うこととなった被保護者には、当該債務を一括で返還できない状況にある者が多く、これらの者に対しては、最低生活維持の観点から、必要に応じて地方自治法施行令第171条の6第1項により、履行期限を延長し当該債権の金額を分割して返還させる措置を講じる必要がある。 このような措置を講じる場合は、地方自治法による請求権とした上で履行期限を設ける必要があるため、国税徴収法の例による請求権だけではなく、地方自治法による請求権に対応した破産法第253条における非免責債権としての規定や、破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外規定等、破産法上、当該債権を特別な扱いとする規定を設ける必要があるため、この点についてもご検討いただきたい。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>仙台市、熊代市、山形市、桐生市、平塚市、大和市、鎌瀬市、甲府市、富士宮市、豊田市、守口市、神戸市、尼崎市、伊丹市、加古川市、海南市、熊本市、特別区長会</p> <p>○同様の事例があり、63条で返還済であったが、調べたところ、判決例が勝訴例と敗訴例と半々であった。裁判となった場合に市の持ち出しとなる弁護士費用と比較すると少額の63条であったため、費用対効果を鑑み、収納後の返還金を戻した。上記の事例から、提案のとおり改正を求める。</p> <p>○保護受給者が破産申し立てを行った際に、本市において決定した就労収入無申告による生活保護法第78条による徴収金までも免責決定されてしまった。</p> <p>○現状では、偏頗弁済にあたる可能性が高いと判断し、法63条については、返還決定をした上で、一債権者として裁判所の判断を仰いでいる。</p> <p>一方で法78条徴収決定については、破産法263条第2号の不法行為にあたる可能性がある場合もあり、「意見申述書」が送付された場合は、その旨を申述することはあるが、裁判所の判断を仰いでいる。</p> <p>特に法78条徴収決定については、不実の申請その他不正な手段により受けた保護費に対するの徴収決定であり、一般的な債権と同等に扱うことは不適切と思われるため、例外規定を求めるべき。</p> <p>○法63条適用による費用返還額のうち、未納額について、他の債務と同様に破産・免責の対象として取扱われた事例が複数あり、法78条による費用徴収額においても同様である。</p> <p>また、「破産・免責されるべき性質の債権ではない」とを申し立てても、結果、破産・免責の決定がなされている現状がある。</p> <p>○自己破産申し立てにより生活保護法第63条の費用返還金が免責扱いされた事案があった。</p> <p>○生活保護法第78条に基づく債権が、裁判所において免責されたことがあることから、破産法第253条において非免責債権として明記する等の改正を求める。</p> <p>○生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたものの一部を返還する事案が生じている。</p> <p>○63条・78条による債権がある被保護者が自己破産を申請し、免責決定される事例が散見されている。</p> <p>○責力があるにもかかわらず、急迫の場合において現行制度上は必要な保護をする必要が実施機関に求められている。しかし、破産に基づき免責債権となると生活保護法の公平な実施、適正な運用が困難となることが懸念される。</p> <p>【支障事例】 生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受ける、又は同法第78条の費用徴収をすることができない。</p> <p>○自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受けたことについて、破産管財人から判例上認められていないとの指摘を受け、破産管財人へ返還した事例がある。</p>	<p>【全国市長会】 生活保護法第63条及び第78条に基づく債権の非免責債権化等について十分に検討すること。</p>	<p>○生活保護法第78条に基づく費用徴収権の破産法上における取扱については地方自治体に周知することだが、具体的な周知方法、スケジュールについてはどのようにお考えか。</p> <p>○生活保護法第63条に基づく費用返還請求権について、同法第78条と同様の法制上の措置が可能かどうかを御検討いただけるとのことだが、その後の検討状況はいかがか。</p>	<p>生活保護法第78条の徴収金については、生活保護法の一部を改正する法律の施行により、同条第4項の規定に基づき、国税徴収の例により徴収することができることとされたところである。これにより同条の規定に基づく債権については、破産法上、同法第97条第4号に規定する租税等の請求権に該当し、同法第163条第3項の規定に基づき偏頗行為の否認の例外とされ、さらに同法第253条の規定に基づき免責許可の効力が及ばないこととなる。このことについては平成27年9月から10月にかけて開催される全国の都道府県等の生活保護担当者会議において周知を行っているところである。</p> <p>一方、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還請求権を「国税滞納処分」により徴収することについては、</p> <p>① 同請求権の発生原因が実施機関の扶助費の算定誤り等の事務手続の上の瑕疵を原因とする場合があり、このような場合において国税滞納処分の例により徴収することの妥当性</p> <p>② 他の法令において国税滞納処分の例により徴収されることとされている債権との均衡</p> <p>③ 改正を実現した場合において可能となる、多くの資産を有することが想定されい債権者について、差押えをはじめとした国税滞納処分を行うことの妥当性及び効果</p> <p>などの論点を踏まえつつ、検討を行っているところであるが、その際特に③については、平成25年度の改正で法78条が国税徴収の例により徴収することができることとされたことの施行状況を把握することや、被保護者の受給権にも関わるものであるから立法過程における様々な意見を踏まえることが必要であると考えている。</p>	<p>6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (11)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目標に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項1号)及び当該債権に係る債務の弁済が偏頗(ば)行為の否認の例外として扱われること(破産法163条3項)を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
58	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保健所長の医師資格要件の特例の期間延長	<p>現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、2年以内の期間(やむを得ない理由があれば2年の延長も可)に限られているが、その期間をさらに延長し、最大10年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規制を緩和すること。</p>	<p>【制度改正の必要性】 平成16年の国における「保健所長の職務の在り方に関する検討会」の議論を踏まえ、保健所長の医師資格要件の特例が認められた。しかし、当時と比べて公衆衛生医師の採用は大変難しくなっており、本県においては、1人の保健所長が2か所の保健所長を兼務する事例が生じている。複数保健所の兼務は、健康危機管理上や対外的に適切なものではなく、地域保健の水準が低下してしまう恐れも懸念される。 また、平成16年に26名いた本県の公衆衛生医師は、現在は17名まで減少しており、平均年齢は55.1歳と、今後10年間で約半数以上の職員が定年退職となる。そのため、医学系雑誌への求人広告掲載や、厚労省への医師派遣依頼等の様々な求人活動を実施しているが、採用は1名程度である。 今後、幅広い視点から強力的に採用活動を行っていくが、若手医師を採用できたとしても保健所長となるには、10年程度の実務経験が必要になる。そこで、複数名の公衆衛生医師の確保及び育成ができるまでは、医師以外の者を保健所長に充てていくを得ないと考えており、そのために最大10年間、保健所長になれるよう規制を緩和することが必要である。 【支障事例】 医師以外の者を所長に充てる場合は、地域保健法施行令第4条第2項により2年以内の期間(やむを得ない理由がある場合は1回限り2年の延長が可能)に限られているため、養成訓練期間に見合わないことや4年後の処遇が問題になるなど、人材活用が困難である。 本県において、専門職の保健所長の登用も検討したが、4年後の異動先も同時に考えた結果、課所長級の専門職の異動先がなかったため、登用を見送った例がある。</p>	地域保健法施行令第4条	厚生労働省	埼玉県	<p>地域保健法施行令第4条第2項において保健所長の医師資格要件の例外規定については、地方分権改革の議論を受けて、有識者等からなる検討会の結果を踏まえた要件緩和措置として、平成16年度に設けられたものである。これは、医師の確保の施策の実施に最大限努力したにもかかわらず、確保ができない場合において、2年以内の期間を限り(やむを得ない理由があるときは1回限り延長可)、一定の条件を満たす場合に、医師以外の地方公共団体の職員をもって保健所長とするなどを例外的に認めているものである。 保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としていること。 提案団体の所希する支障事例については、医師以外の者を所長に充てる場合における処遇等の課題であり、提案団体側の事情であると考えられるが、昨今の新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱等の新興感染症の発生等、住民に対して多大なる危機管理案件もある状況を踏まえると、保健所の業務の質と機能を高く保つためにも保健所長が医師である必要性が依然として高いことから、保健所長の医師資格要件の例外規定について更なる規制緩和は行わずべきではないと考える。 提案団体は、若手医師が保健所長になるまでに10年程度の実務経験が必要としているが、地域保健法施行令第4条第1項により、医師であって3年以上の実務経験があれば保健所長の要件を満たすことが可能であるとしている。これは、医師が大学医学部における6年間の専門的教育を受け、国家試験に合格して医師の資格を取得したものであることを踏まえると、公衆衛生の行政実務経験を確保以上積んでいれば、保健所長としての知識・技能を満たすものと判断しているからである。なお、看護師については増加傾向にあるほか、医事部の定員についても、平成20年度以降に増加しているところであり、従前よりも採用環境は一定程度改善傾向に向かうものと考えられる。</p>	<p>公衆衛生医師の成り手が少なく不足している状況は、保健所長の兼務状況を見ても、埼玉県だけではなく全国共通の問題である。 医師であることが保健所長に求められる能力を満たす唯一の要件であるかのような考え方は、「多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要がある」とする保健所長の役割を過小評価するものである。公衆衛生や医療の知見のみならず、緊急時の対応や組織運営に係る能力、経験も大きな要素であり、昨今は多職種を取りまとめる能力が求められる。 感染症対策等に関しては、国立感染症研究所の分析結果を情報提供いただいた上で対応する状況にあり、「医師だから」判断できるものではない。 医師数の確保は、必ずしも公衆衛生指向の増加に直結せず、むしろ専門医指向が強い医学生の中で、公衆衛生医師は指向から外れており、希望者が漸減するものと思われる。現場で公衆衛生医師の採用活動を行っていても、医師が増加している実感はなく、むしろ従前より厳しい状況になっている。 公衆衛生の職員の中で保健所長希望者がいれば、是非派遣願いたい。 また、平成21年3月31日付健康局長通知では、最大4年を満了した時点においてもなお、医師を充てることが著しく困難な場合、引き続き保健所長に充てることができるが、実際には運用し認められていない。こうしたことは、地方公共団体の事務に混乱を生じさせるものであり、通知の文言に従った運用に改めていただきたい。</p>	
127	A 権限移譲	医療・福祉	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	<p>がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。</p>	<p>【制度改正の経緯】 「がん診療連携拠点病院」については、指定要件が厳格化されたことに伴い、全ての指定病院(山梨県内4病院)が平成27年3月までに、厚生労働省の指定を受け直し、また新たに設けられた「地域がん診療病院」についても県内で1病院が指定を受けた。 これらの指定は、4年ごとに更新をしなければ、指定の効力を失ってしまう。 また、本案件は昨年度提案したところ、「平成26年1月に新指針が示されたばかりであり運用状況を把握する必要があるため、平成27年度の手續まで結論をだすことは困難」との回答を得たものであるが、平成27年3月に新指針における第1回目の指定が行われ、当該指針における指定の考え方について一定の整理がなされたものと考えられるため、改めて指定権限の移譲を求めるものである。 【支障事例】 指定に当たっては、各病院が「指定更新推薦書」を都道府県に提出し、都道府県がその内容を審査するとともに、推薦意見書等を添付したうえで厚生労働省に推薦する。また、厚生労働省が開催する「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」において、都道府県のプレゼンテーションが求められている。 【制度改正の必要性】 厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」によれば、指定に必要な要件は明示され、公表されていることから、県が一旦審査をするのであれば、厚生労働省が都道府県からの推薦やプレゼンテーションを経て指定しなければならない必要性は低いものと思われ、県においても指定は可能であることから、処理の迅速化及び事務処理の効率化を図るため、権限移譲が必要と考える。</p>	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	厚生労働省	山梨県	<p>現行制度において、がん診療連携拠点病院は国庫補助の対象となっており、指定要件を満たすかどうかについては、国において厳密に審査される必要がある。 また、平成27年3月の「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、指定要件を満たさないにも関わらず都道府県が推薦してきた事例が多数あり、整備指針の趣旨が十分に浸透していないと考えられることから、がん診療連携拠点病院の質を担保するため、引き続き国が指定する必要がある。</p>	<p>国庫補助の対象であっても、厳格な審査が実施されれば、必ずしも国の審査が必須というわけではないと考える。 また今後、基準の明確化とともに、チェックリスト等をお示し頂くなど、都道府県に整備指針の趣旨が十分浸透されるよう周知を図り、早期に権限移譲が可能となるよう取り組みをお願いします。</p>	
255	A 権限移譲	医療・福祉	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	<p>厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。</p>	<p>がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針</p>	厚生労働省	兵庫県、京都府、徳島県	<p>現行制度において、がん診療連携拠点病院は国庫補助の対象となっており、指定要件を満たすかどうかについては、国において厳密に審査される必要がある。 また、平成27年3月の「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、指定要件を満たさないにも関わらず都道府県が推薦してきた事例が多数あり、整備指針の趣旨が十分に浸透していないと考えられることから、がん診療連携拠点病院の質を担保するため、引き続き国が指定する必要がある。</p>	<p>指定要件を満たすかどうかは、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき都道府県でも審査が可能であり、権限が移譲されれば、各地域の実情を反映したがん診療連携拠点病院の指定を迅速に行うことができる。 なお、平成27年3月の「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、指定要件を満たしているにもかかわらず、都道府県が推薦した病院が、新たに拠点病院に指定されても、当該医療圏におけるがん診療体制に期待される相乗効果が不明という主観的な判断や指定要件にないルールを持ち出して、指定がん診療連携拠点病院として認められなかった事例が複数あった。</p>		

厚生労働省 最終的な調整結果

<p>< 新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) ></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>福島県、栃木県、神奈川県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県</p> <p>○本市でも公衆衛生医師の確保に苦慮している。全国的に公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、保健所長の業務割合が高まっていることから、国において公衆衛生医師の確保・育成の取組みの充実・強化を図る必要がある。</p> <p>○公衆衛生医師が不足していること、さらに保健所長に適した人材の確保も困難な状況となっている。保健所内において所長以外の職員に医師を配置する場合等、公衆衛生活動の中心的機関として地域住民の健康の保持増進に寄与するという保健所の役割と保健所における医師としての専門的知見の必要性を確保することを条件に、所長の医師資格要件を緩和してもらえれば、地域の実情に応じた対応や柔軟な人事配置も可能となる。</p> <p>○本県においては、12箇所ある保健所に所長は9名で、3箇所の保健所長は他保健所との兼務である。9名のうち定年延長している職員が1名、今後5年間で65才に達する者が4名いるなど、保健所長に医師を充てることが非常に難しい状況である。</p> <p>○保健所長の資格要件を満たす医師の確保は、大きな課題であると認識しており、医師の採用活動には特に力を入れて取り組む予定であるが、保健所長にふさわしい実務経験等を有する医師の採用ができないケースも想定される。本市としては、地域保健法施行令第4条第1項の保健所長の資格要件が緩和されることが最も望ましいと考えるが、同法施行令第4条第2項及び第3項が緩和され、自治体にとって真に活用可能な規定になるのであれば、若手医師を育成する時間的猶予が生まれる本提案も、一定の意義があるものとする。</p> <p>○当県においても埼玉県と同様に、公衆衛生医師の不足により、保健所長の兼務が生じている。積極的に求人活動を行っているが、場合によっては兼務箇所を増やさざるを得ないことも想定される。</p>	<p>【全国知事会】 保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。</p> <p>それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、全国的に公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、国においては公衆衛生医師の確保・育成に係る抜本的な取組を図られたい。</p>	<p>○以下のような視点で、医師以外の職員を保健所長に充てることができる特例期間を延長するなど、医師と同等以上の医学的知見があると認められた者については、特例を安定的に活用することができるようにすべきではないか。</p> <p>・平成18年に特例が設けられて以降10年余りが経過し、公衆衛生医師の確保はますます困難になっているのではないかと、貴省が主張する医師数の増加、医学部の定員増だけで、直ちに公衆衛生医師の増加を見込めないのではないかと、増加が見込まれるのであれば、具体的なデータを示されたい。</p> <p>・486ある保健所のうち55の保健所において、保健所長の業務が継続しているのは、行政の在り方として危機的である。保健所の業務の質と機能を高く保つために所長を医師とすべきという考え方が、保健所長の業務状況の拡大を招き、むしろ保健所の体制強化を妨げているのではないかと。</p> <p>・特例が設けられて以降10年余りの間に、兼務が多数ある中で特例の活用実績が2件のみであるということは、特例が活用しづらい制度であり、何らかの見直しが必要ではないかと。</p> <p>○特例の適用に関する通知によれば、任命権者が同一か否かにかかわらず、保健所を変えれば、当該医師でない者は4年を超えて保健所長に就くことができると解釈される。そもそも保健所を変えれば4年を超えて特例を継続できるという運用を認めているのであれば、それに合わせて政令の規定を定めるべきではないかと。</p> <p>○仮に、特例期間の延長が困難であっても、公衆衛生医師の確保について、何らかの抜本的な対応を検討し、地方公共団体に示すべき時期に来ているのではないかと。</p>	<p>保健所長の医師資格要件の例外規定については、医師の確保の施策の実施に最大限努力したにもかかわらず、確保ができない場合において、2年以内の期間を限り(やむを得ない理由があるときは1回に限り延長可)、地域保健法施行令第4条第2項第1号から第3号のいずれにも該当する場合には、医師以外の地方公共団体の職員をもって保健所長とすることを例外的に認めているものである。</p> <p>・平成18年に特例が設けられて以降10年余りが経過し、公衆衛生医師の確保はますます困難になっているのではないかと、貴省が主張する医師数の増加、医学部の定員増だけで、直ちに公衆衛生医師の増加を見込めないのではないかと、増加が見込まれるのであれば、具体的なデータを示されたい。</p> <p>・486ある保健所のうち55の保健所において、保健所長の業務が継続しているのは、行政の在り方として危機的である。保健所の業務の質と機能を高く保つために所長を医師とすべきという考え方が、保健所長の業務状況の拡大を招き、むしろ保健所の体制強化を妨げているのではないかと。</p> <p>・特例が設けられて以降10年余りの間に、兼務が多数ある中で特例の活用実績が2件のみであるということは、特例が活用しづらい制度であり、何らかの見直しが必要ではないかと。</p> <p>○特例の適用に関する通知によれば、任命権者が同一か否かにかかわらず、保健所を変えれば、当該医師でない者は4年を超えて保健所長に就くことができると解釈される。そもそも保健所を変えれば4年を超えて特例を継続できるという運用を認めているのであれば、それに合わせて政令の規定を定めるべきではないかと。</p> <p>○仮に、特例期間の延長が困難であっても、公衆衛生医師の確保について、何らかの抜本的な対応を検討し、地方公共団体に示すべき時期に来ているのではないかと。</p> <p>さらに、自治体へのアンケートによって、公衆衛生医師確保の好事例を収集し、確保に苦慮している自治体に提供を行うとともに、公衆衛生医師確保推進登録事業の登録者数を増やすため、自治体の協力を得て、公的な医療機関を通じて周知する予定である。</p>	<p>6【厚生労働省】 (2)地域保健法(昭22法101) (1)医師以外の保健所長については、施行令に定める期間(最大4年)が満了する時点においてもなお、一地方公共団体の全ての保健所長に医師を充てることが著しく困難であると当該地方公共団体の長が判断した場合に、同一保健所で4年を超えない限り、当該地方公共団体の他の保健所において引き続き保健所長に充てることができることと、この場合であっても公衆衛生医師確保の計画を作成するなど当該地方公共団体による一層計画的な取組が必要であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p> <p>(1)公衆衛生医師確保の先行事例を収集し、地方公共団体へ平成27年度中に情報提供するなど、地方公共団体における公衆衛生医師の確保に係る支援を行う。</p>
<p>豊橋市、高知県</p> <p>○厚生労働省は指定に関する検討会を開催して指定(更新)の可否を行っているが、結果が出るまでに都道府県、国と2回の審査を経由しなくてはならず、時間が掛っている現状がある。指定(更新)申請する医療機関としては、速やかな結果連絡を望んでいる。提案内容どおり国が結果を出す前に既に地域医療の実情、実態を把握している都道府県が指定要件の審査を行っていること、その指定権限を国から都道府県に委譲して事務の簡素化、効率化、迅速化を図ることが出来るのではないかと判断する。</p> <p>※指定権限を移譲する場合、都道府県ごとに格差が生じないようにすべきである。</p> <p>○国への更新申請の提出は10月末日であるが、審査は3月頃であり、審査期間に時間を要している現状がある。</p>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 病院の偏在につながることはないよう、十分に検討すること。</p>	<p>指定要件を満たしていないにも関わらず都道府県が推薦してきた事例が多数あり、都道府県において厳格な審査が実施されているとは言えない状況であることから、病院の地域偏在につながることはないよう、国において審査を必要とする。</p> <p>なお、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるように、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。</p>	<p>4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるように、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。</p>	<p>4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるように、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。</p>
<p>豊橋市、教市、高知県</p> <p>○厚生労働省は指定に関する検討会を開催して指定(更新)の可否を行っているが、結果が出るまでに都道府県、国と2回の審査を経由しなくてはならず、時間が掛っている現状がある。指定(更新)申請する医療機関としては、速やかな結果連絡を望んでいる。提案内容どおり国が結果を出す前に既に地域医療の実情、実態を把握している都道府県が指定要件の審査を行っていること、その指定権限を国から都道府県に委譲して事務の簡素化、効率化、迅速化を図ることが出来るのではないかと判断する。</p> <p>※指定権限を移譲する場合、都道府県ごとに格差が生じないようにすべきである。</p> <p>○国への更新申請の提出は10月末日であるが、審査は3月頃であり、審査期間に時間を要している現状がある。</p>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 病院の偏在につながることはないよう、十分に検討すること。</p>	<p>指定要件を満たしていないにも関わらず都道府県が推薦してきた事例が多数あり、都道府県において厳格な審査が実施されているとは言えない状況であることから、病院の地域偏在につながることはないよう、国において審査を必要とする。</p> <p>なお、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるように、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。</p>	<p>4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるように、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。</p>	<p>4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるように、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
115	A	権限移譲	医療・福祉	難病法における医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を追加すること	<p>【支障事例】</p> <p>現在は、保健所設置市に申請受付等の事務を委託しているが、申請受付等に係る全ての事務を委託していない(委託できない)ため、患者は、保健所で対応できない手続き(高額療養費の適用区分欄の記載変更等)については、県庁まで来所する必要があり、患者等にとっては、混雑を招くとともに一度手間となっている。また、その際に、療養の支援に関する相談があっても、保健所設置市に連絡することは可能であるが、患者等からするとワンストップサービスとならず、患者のニーズにタイムリーに対応できない場合がある。</p> <p>【改正の必要性】</p> <p>患者等の相談のきっかけとなる医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を加えることにより、患者等の難病に関する相談等窓口の一元化が図れ、ワンストップサービスにもつながり、患者等の負担が軽減される。また、保健所が実施する難病患者支援事業や要型把握などに医療費助成受給者の情報を活用することが可能となり、患者や地域の実情に合った取り組みができることにも、保健所の機能強化につながる。国は、法施行後5年以内を目途として検討すること(法附則第2条)となっていることから、法施行後の早期に、検討に当たっての基本的な考え方、方向性等について確認することで、難病患者の支援体制整備等の見直しや推進に活かすことができる。</p>	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第40条	厚生労働省	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	<p>住民に対して直接的にサービスを提供するものについては、住民に身近な行政は可能な限り住民に近い地方自治体で行うことができるようにとの考え方にに基づき、平成30年4月から指定都市に権限移譲を行い、福祉・保健にまたがる総合的な実施主体として難病患者を支える仕組みとすることを難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)第40条及び附則第1条に規定している。</p> <p>一方で、難病法案作成に当たって中核市に対するアンケートを行ったところ、権限移譲について懸念する意見が多く示されたことに鑑み、保健所設置市を医療費助成制度の実施主体とするものについては、平成30年の指定都市への権限移譲の施行状況を勘案しつつ検討する必要がある。</p>	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病特別対策推進事業で、難病患者等の直接的支援である相談・訪問等の「難病患者地域支援対策推進事業」については、住民に身近な地方自治体として保健所設置市においても実施している。 ・難病法の施行により障害者総合支援法の対象疾患も拡大され、難病患者等に適切な福祉サービスを速やかに提供するために、相談窓口は市町村となっている。 ・小児慢性特定疾病医療費助成制度は、既に保健所設置市も実施主体としての実績があり、難病医療費助成制度とのトランジションも検討され、総合的な医療体制整備が求められている。 ・難病医療費助成制度の相談・申請は、難病患者等が相談するきっかけや機会となっている。 ・難病医療費助成制度においてもマイナンバー制度を活用することになっており、申請者は、手続きの簡略化のメリットがあるが、制度の導入時期が目前となっており、準備が急務となっている。 <p>以上のことから、難病患者等に対する直接的なサービスを実施している保健所設置市において、医療費助成の実施主体となることは可能であり、保健所設置市が懸念している事項について、平成30年の指定都市への権限移譲の施行状況を勘案するまでもなく、指定都市と同時期の実施を今から検討することは可能であり、対応することが必要であると考えます。</p>	
267	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	難病医療費助成事務手続きの簡素化	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>難病医療費助成制度の実施にあたっては、都道府県が指定難病患者からの申請に基づき、受給者証の発行事務を行っているが、病状の変化があまりない方が多い中、受給者証の更新にあたって毎年申請が必要であり、膨大な添付資料の提出を求められている。</p> <p>また、国では、平成21年度からすべて「一般」として高額療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分毎の自己負担限度額を設定した。しかし、22年度全国衛生部長会調査結果では、「低所得者」区分該当者が国の想定を下回っていたことにより、21年度実績では公費負担額は減少しておらず、所得区分を分けた効果が明確でないとされている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>患者団体から複数年に一度にしてほしいとの要望が常に寄せられている。とりわけ、住民票については、昨年度から変更がなければ提出する必要性は乏しく、また介護保険証の写しについても、特に使用要件もはつきりしておらず、患者への説明にも苦慮している。</p> <p>また、都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所持者は36,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>指定難病患者及び都道府県の事務負担の軽減を図ることができる。高齢者療養所得区分の照会及び申請資料の簡素化により約1ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。</p>	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条 特定医療費支給認定実施要綱第5	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)の基本理念である難病の克服に向けて、長期的な病状の変化を把握することが必要であるため、1年に1度支給認定の手続きを行う必要があると考えている。なお、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条第2項の規定により、患者に提出を求めている書類のうち、公簿等を確認することができるときは当該書類を省略させることができるものとしている。</p> <p>高額療養費の所得区分(適用区分)の照会事務については、医療保険により支給される額は適切に公費に優先して支払われるべきものである。また、低所得者層と上位所得者層の割合は、平成26年の難病法案作成時に、それぞれ25%、8%と試算しており、一定の公費負担の削減効果が見込まれている。したがって、適切な公費負担医療制度の運営のためには、適用区分の照会事務を継続する必要がある。</p>	<p>「長期的な病状の変化を把握する必要がある」との回答だが、難病は病状の変化があまりない患者が多いことから、膨大な添付資料を求めらる受給者証の更新を毎年行うことは不要だと考える。</p> <p>申請書類の簡略化においては、都道府県の立場で公簿(市町民税課税の情報など)を確認できる機会は、ほとんど皆無である。</p> <p>高額療養費の所得区分の照会事務について、新制度は自己負担の階層区分の根拠が医療保険の基準世帯員となったことも影響し、医療機関からの「適用区分」について、「階層区分」と「適用区分」が一致しない等と言った照会が増加している。高齢者療養所得区分の廃止を含め、事務の簡素化を検討すること。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>青森県、千葉県、神奈川県、鹿児島県</p> <p>○本県では保健所設置市に申請受付等の事務を委託しておらず、患者にとっては医療費助成申請等の手続き窓口が県保健所、療養の相談・支援が市保健所と分かれ、ワンストップサービスとなっていない現状にある。医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を加えることにより、ワンストップサービスが実現し、患者の利便性が利便性の向上を図ることができる。</p> <p>○相談等窓口の一元化が図れることやワンストップサービスにつながること等のメリットには賛同ではないと思われるが、課題は財源の確保である。当市のH27年度小児慢性特定疾患の予算は、総額で約9千2百56万円、医療費だけでも9千万円が計上されている。これを難病に置き換えた場合、医療費受給者証の対象者はH26年度現在2,091人であり、単純計算で9億2千万円を超える財源が必要となる。この課題がクリアされれば移譲は不可能ではないと考える。</p> <p>○現在、本県においても保健所設置市に対して窓口受付業務を委託しているが、地域に身近な保健所等の窓口で受給者証の交付に至るまでワンストップで手続きが可能となることが望ましい。本業務の平成30年からの指定都市への移管に加え、保健所設置市も実施主体となることが患者の利便性と負担軽減につながることを考える。</p> <p>○当県においても保健所設置市に申請受付等の事務の一部を委託しているため、患者等からするとワンストップサービスとならず、患者のニーズにタイムリーに対応できない場合もある。</p> <p>○向提案に賛同する。本県では、協定を結び保健所設置市で受理している項目もあるが、受理後県庁に書類を連携してもらい、県庁で処理しているため、県保健所で申請した県民の方より時間がかかっている。受理したところで処理しないことは、タイムラグを招いており、苦情の一つとなっている。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、医療費助成制度の実施主体に保健所設置市も加えるべきである。</p> <p>【全国市長会】 保健所設置市への移譲については、手挙げ方式による移譲を検討すること。</p>		<p>平成27年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)(の検討過程において、厚生労働省としては、できるだけ住民に身近な行政は可能な限り住民に近い地方自治体で行うことができるようにするという考えに基づき、指定都市だけではなく、中核市も実施主体となるべく検討を行ったが、賛成意見がなく、今後の検討課題となったところ。(保健所設置市は、指定都市+中核市+7市)</p> <p>厚生労働省としては、他の中核市の意向もよく踏まえる必要があるが、まずは平成30年の政令指定都市への移行状況を踏まえつつ、中核市への権限移譲について、引き続き検討したい。</p>	
<p>青森県、岩手県、いわき市、千葉県、八王子市、愛知県、岐阜県、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会</p> <p>○難病は長期的療養を必要とするものであり、更新申請のための毎年の診断書作成は患者の負担も大きく、簡素化が必要と思われる。また、都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、これらの作業に多大な手間と時間を要し、受給者証発行までに2ヶ月以上を要している状況にあり、早期交付の妨げとなっている。高額療養費の所得区分の記載を不要とすることにより、事務手続の迅速化を図ることができる。</p> <p>○特定医療費支給認定の有効期間は、厚生労働省令第31条において1年以内とされており、本県においては、9月30日を有効期間の終期としている。患者に対しては、毎年、更新申請手続きを求めており、更新申請には、当該年度の市町村民税所得課税証明書等を添付する必要がある。市町村において所得課税証明書の発行が可能となる6月中旬から更新申請手続が行われる。疾病拡大前の旧制度(平成25年度)における更新分の受給者証交付について、更新対象者8,788名のうち、有効期間満了前に医療受給者証を交付できたのは7,720名であった。医療費助成の法定化により対象疾病が拡大され、医療受給者の増加が見込まれる中、有効期間満了前までの医療受給者証の円滑な交付が難しい状況となっている。特に、旧制度における財政負担規模を約2割縮小する目的で、平成21年度より運用されている医療受給者証への適用区分の記載について、効果の検証・評価結果が示されず、新制度においても同様の取扱いとされているが、当該事務に要する負担は膨大なものがあり、円滑な受給者証交付に支障をきたしていることから、廃止を求めるもの。</p> <p>○県からの委任事務として、指定難病患者からの申請書受理等の事務を行っているところであるが、対象患者にとっては、病状の変化があまりない中でも、受給者証の更新手続きを毎年行う必要があるほか、更新手続きに併せて、膨大な資料の添付を求められることから、多大な負担となっている。また、例年、集中受付月を設けて更新手続きの申請受付を実施しているが、当該月に対象患者が一斉に来所するため、窓口の対応等に担当者が苦慮するとともに、対象患者に対しても待ち時間等において不便をかける。</p> <p>○高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所持者は40,747人(H27.3現在)もあり、新規申請者の受給者証発行までに2ヶ月以上に及び時間を要することもある。</p> <p>○現在、新規申請の認定結果が患者に通知されるまでに3か月以上の時間がかかっており、申請した患者から医療費が届かないという声が多く聞かれる。申請後に病状が悪化した場合、3か月以上も待たされた結果、非認定となり、再度申請をしても、助成開始日が大幅にずれ込んでしまうので、認定結果を待つ患者にとっては不安材料となっている。また、住民票については、保険世帯員を把握するために住民票の提出を求めているが、住民票の記載内容だけでは誰が同じ保険に加入しているか把握できない。発行のための手数料もかかるため、患者の負担になる。</p> <p>○難病受給者証所持者は、42,065人(H27.3末現在)おり、特に高額療養費の所得区分の照会については、膨大な事務量となっており、受給者証発行までに3ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。</p> <p>○指定難病の患者には高齢者も多く、毎年の更新手続きが患者の負担となっている。更新を隔年更新とすることで、患者の負担軽減が図られる。また、高額療養費の適用区分の記載では、各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会・確認の上、受給者証に記載するまでに2週間程度を要し、申請者への受給者証の早期交付の妨げとなっていることから、廃止すべきである。</p> <p>○前身の特定疾患治療研究事業においても対象者が毎年度5%ずつ伸びており、毎年の更新申請処理業務の負担は患者、臨床調査個人票を作成する医師、行政庁において年々大きくなっていったところである。そのような中で、医療費助成の対象者は、難病法の施行に伴う対象疾病の拡充により大きく増えることが見込まれている。</p>	<p>【全国知事会】 高額療養費の所得区分の取扱いについては、患者及び保険者の負担をはじめ、当該事務に要する都道府県の負担が膨大なものであることから、早急に廃止するべきである。</p> <p>【全国市長会】 指定難病患者の手続きの軽減及び事務の簡素化について、十分に検討すること。</p>		<p>難病の医療費助成制度は、難病の治療方法を確立するための調査研究と療養費の助成を行うことを目的としており、難病の病状の変化を把握することは、難病の研究に必要不可欠のものである。また、難病患者は病状が日々変化するため、医療費助成を受ける必要があるかどうか適切に確認する必要がある。このため、支給認定の有効期間は1年間としているところであり、これを変更することは困難である。</p> <p>高額療養費の所得区分の照会事務については、医療保険から支給される給付は消費税を財源とする難病の医療費助成に優先して支払われるべきものであり、適切な制度運営のために廃止することは困難である。</p> <p>なお、事務負担の簡素化については、事務の実施状況、マイナンバーの施行状況等を踏まえつつ、検討したい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の送付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
308	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病患者が特定医療費を受けられることが受給できる受診医療機関等の事前申請の廃止	指定難病患者への特定医療費支給に係る医療受給者証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の名称等の記載が必要となっており、受診医療機関変更の都度、届け出が必要となっている。指定難病患者が受診する医療機関は、すべて医療機関からの申請に基づき審査の上県で指定していることから、「都道府県が指定した医療機関」すべてで特定医療費を受けようとする規制緩和を求めるもの。	【支障事例】 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療受給者証を都道府県が発行する場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、患者が転院等により受診医療機関等を変更する場合においても、都度、届け出が必要となっている。 また、受診医療機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われているため、患者の手続き遅延により、医療費の助成を受けられない事例が多発しており、受付窓口においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条4項	厚生労働省	宮城県、岩手県、広島県	難病の医療費助成制度において医療受給者証に受療を希望する指定医療機関の名称を記載するのは、原則同一の医療機関が継続して医療行為を行うことで、責任の所在を明確にし、受診者が適切な医療を受けられるようにするためのものであり、良質かつ適切な特定医療を実施するために必要な措置である。なお、平成26年12月3日厚生労働省健康局長通知「特定医療費の支給認定について」別紙様式第2号のとおり、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となることとしている。	難病の医療費助成制度において医療受給者証に受療を希望する指定医療機関の名称を記載することについて、良質かつ適切な特定医療を実施するために必要な措置であることは了知したところであるが、今回の提案の趣旨は、受給者の利便性向上及び自治体の事務量の削減を目的としたものであり、容態の急変等による受診医療機関の変更が容易にできるよう受給者証への指定医療機関の記載を省略する等、受給者及び自治体にとってより利用しやすい制度への変更について、検討をお願いしたい。 また、今回の支障事例である「患者の手続き遅延」については、ご回答いただいた「緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となる」に含まれると解釈してよいか改めて伺いたい。	
142	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度(受給者証の交付)に係る高額療養費の所得区分の記載の廃止	【制度の概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく医療費助成制度は、受給者に対し、指定難病の治療のために受診した複数の指定医療機関での負担額について、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【支障事例】 平成26年12月19日付け健疾発1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給の当否の取扱いについて」により、受給者証には特定医療費に係る所得区分だけでなく、高額療養費の適用区分の記載が求められる。(法的には、健康保険法施行令並びに健康保険法施行規則の規定に基づく。)これにより都道府県では、各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会・確認し、受給者証に記載しているところであるが、現状、当該事務を処理するにあたり、2週間程度を要している。このため、審査等の期間を含め、申請から受給者証の交付までに2か月以上を要し、申請者への受給者証の早期交付の妨げとなっている。また、当県では年間約13,000件の受給者証の発行件数があり、相当な業務負担ともなっている。(対象疾病の拡大に伴い、本年度は20,000件超の発行が予想される。)なお、疾病の治療にあたって公費助成が行われている類似の制度(一例として、肝炎治療受給者証の交付)には、高額療養費の適用区分の記載が求められていないものがある。 【解消策】 そこで高額療養費の適用区分の記載を廃止し、各保険者への照会事務をなくすことで、申請者への受給者証の交付が2週間程度早まることとなり、住民サービスの向上に資するものと考えられる。	健康保険法施行令第41条第7項 健康保険法施行規則第98条の2 平成26年12月19日付け健疾発1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給の当否の取扱いについて」	厚生労働省	岐阜県	高額療養費の所得区分(適用区分)の照会事務については、医療保険により支給される額は適切に公費に優先して支払われるべきものである。また、低所得者層と上位所得者層の割合は、平成26年の難病の患者に対する医療等に関する法案作成時に、それぞれ25%、8%と試算しており、一定の公費負担の削減効果が見込まれている。したがって、適切な公費負担医療制度の運営のためには、適用区分の照会事務を継続する必要がある。	難病の受給者証が交付されるまでの間に指定医療機関で受診等した場合、患者は難病の医療費の立替払いを行い、かつ、県に対し払戻しの手続きをする必要があり、患者にとって大きなデメリットがある。 一方で、一般的に、入院等で医療費が高額になることが見込まれる患者の多くは、高額療養費制度における限度額適用認定申請を行い、別途適用区分を証明する認定証を所持していることから、難病医療費受給者証に高額療養費の所得区分を記載するメリットは見出さずらい。 従って、患者の負担を軽減するため、高額療養費の所得区分の記載事務を廃止し、受給者証を早期に交付できるようにすべきである。 なお、厚生労働省からの回答にある「一定の公費負担の削減効果」については、旧制度の特定疾患治療研究事業の医療受給者証に高額療養費の所得区分欄を設けることとされた平成21年度以後、26年度まで、当県では公費負担額が漸増していることから、「一定の公費負担削減の効果」は見られず、しかも今回の厚生労働省からの回答では、所得区分の記載によって削減の効果があることの根拠が示されていない。また、難病医療受給者証には高額療養費の適用区分の記載が必要とされている一方で、他の医療費助成制度(精神通院、更生医療等)の受給者証には記載が不要であることとの整合がとれていない。		

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府県からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>青森県、山形県、いわき市、八王子市、神奈川県、岐阜県、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会</p>	<p>【全国市長会】 患者の手続きの簡素化については十分に検討すること。なお、重複受診等による適量を超える服薬等の問題など、想定される課題についても十分に留意すること。</p>	<p>指定医療機関の名称の記載については、患者の受診動向、事務の実施状況等を踏まえつつ検討する。 「患者手続きの遅延が緊急その他やむを得ない場合」に含まれるが、厚生労働省としては含むことは可能と考えている。</p>	<p>指定医療機関の名称の記載については、患者の受診動向、事務の実施状況等を踏まえつつ検討する。 「患者手続きの遅延が緊急その他やむを得ない場合」に含まれるが、厚生労働省としては含むことは可能と考えている。</p>	<p>【(ii)再掲】 6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i) 特定医療費の支給(5条1項)については、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができるところ、実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長</p>
<p>青森県、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、沼津市、豊橋市、尼崎市、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会</p>	<p>【全国知事会】 高額療養費の所得区分の取扱いについては、患者の負担をはじめ、当該事務に要する都道府県の負担が膨大なものであることから、早急に廃止すべきである。</p>	<p>高額療養費の所得区分の取扱いについては、医療保険の給付は難病の医療費助成に優先して支払われるべきでもあり、廃止することは困難である。 患者の負担軽減は必要と考えており、マイナンバー制度の活用を見据えつつ、それまでの間、どのような対応ができるのかを検討したい。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長</p>	<p>○都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、これらの作業に多大な手間と時間を要し、受給者証発行までに2ヶ月以上を要している状況にあり、早期交付の妨げとなっている。高額療養費の所得区分の記載を不要とすることにより、事務手続の迅速化を図ることができる。 ○旧制度における財政負担規模を約2割縮小する目的で、平成21年度より運用されている医療受給者証への適用区分の記載について、効果の検証・評価結果が示されないまま、新制度においても同様の取扱いとされているが、当該事務に要する県の負担は膨大なものがあり、円滑な受給者証交付に支障をきたしている。 ○各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会・確認し、受給者証に記載しているところであるが、現状、当該事務の処理に当たり、2～3週間を要するために受給者証の交付が遅れてしまっほか、新制度移行時には、適用区分を空欄で発行した受給者証(厚生労働省通知による措置)により、一部の入院患者に食事療養費の過払いが発生することとなり、過払い分の還付事務をすよう厚生労働省から通知があり、県の事務が膨大したところである。また、マイナンバー制度に関し、高額療養費の区分照会に関する特定個人情報の取扱が現時点で不明であり、制度導入の障害の一つとなっている。上記のとおり事務を行っても、保険者が患者に交付する限度額適用認定証があれば、限度額適用認定証の記載が優先するため、県の適用区分の記載という事務は意味のないものとなる。難病患者のように高額な医療費が想定される方については、必ず限度額適用認定証を取得・交付することとして制度を見直し、県による受給者証への適用区分の記載の事務は廃止すべきである。 ○高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所持者は40,747人(H27.3現在)もあり、新規申請者の受給者証発行までに2ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。 ○受給者証に高額療養費の適用区分の記載をしなければならぬために、各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会・確認することに時間を要し、受給者証の交付までに期間を要することになっている。交付期間の短縮を求める苦情が申請者から多く、この解決が課題となっている。 ○各保険者への照会から回答まで2週間程度要し、受給者証の発行がその分遅延する。また、区分変更時に各保険者から必要な通知がされないことも多く、実際と受給者証の記載内容が相違する場合も多い。 ○適用区分を照会・確認を含め患者の申請から受給者証の交付まで3か月程度要している。受給者証の早期交付に支障が生じているほか、受給者証が交付されるまでの間の医療費は償還払い対応となっていることから、患者、医療機関、行政庁それぞれに業務負担が発生している。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
72	日 地 方に対 する規 制緩和	医療・ 福祉	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	【背景】 現在、予防接種法による保護者の定義が「親権者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合には施設長等が親権代行する) 施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることとしているが、どうしても事前同意を得ることができない場合がある。 【支障事例、制度改正の必要性】 予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。 保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得よう働きかけることができるが、保護者と連絡が取れない場合はそういったことが不可能。 そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。	予防接種実施規則第5条の2	厚生労働省	島根県、中国地方知事会	定期の予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとされているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされている。 ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う」と定められている。また、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長及び児童相談所長が親権を行うこととされている。(同法第47条第1項及び第2項) ここでいう「親権を行う者又は未成年後見人のない」とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。 一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、ご指摘の通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設などの長の同意で予防接種をできることにすることは、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制面での対応を含め検討していくこととした。	・「保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。」については、何らかの通知などで明確にするとともに、医療機関にも周知していただきたい。 ・「保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合」についても、実質的に予防接種ができるよう、省令改正等も含めて対応願いたい。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p>< 新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) ></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>〇一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。</p> <p>〇施設入所中ので入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病の発生及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることができないために、疾病予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考ええる。</p> <p>〇保護者と連絡がとれずに、必要な予防接種を受けるために対応を苦慮している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るためには予防接種は必要であり、定期接種することができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。</p> <p>〇本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から、必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。</p> <p>〇施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者がいました)</p> <p>〇施設入所児童については、入所の際に通常保護者から予防接種に関する同意を得ることになっているが、入所に至る経過等によっては保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生活する児童の感染防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考ええる。</p> <p>〇予防接種の実施について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られない場合も多くある。施設に入所し、かつ親と連絡が取りにくいような場合には、過去に予防接種を行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。</p> <p>〇H26年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待数の増加に伴い、施設入所者数も増加することが予測される。入所児童の健康保持に寄与するために、定められた時期に接種できる対応が必要と考ええる。</p> <p>〇市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長等の同意で予防接種ができると良い。また、重篤な副作用等が出た場合の責任を保護者に問われるのではないかという懸念があるのでその対応についても十分検討する必要がある。</p> <p>〇県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に把握している児童に対し、予防接種ができないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理のため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することが支障なくできるようにすべきである。</p> <p>〇親権剥奪の裁判中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を実施したいが、祖母は「親権を行う者又は後見人」に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場合、定期接種としての予防接種は不可となる。</p> <p>〇施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。</p> <p>〇提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種を実施している。保護者の施設前向のトラブル回避や施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限について明確な定義が必要と考える。</p>	<p>【全国市長会】 実情を踏まえて、十分に検討すること。</p>	<p>〇施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化するべきではないか。</p> <p>〇施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるものの連絡が取れない、保護者に連絡が取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのような場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化するべきではないか。</p>	<p>児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、実務上の問題点を整理後、通知等を速やかに発出し明確化することとしたい。</p> <p>一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長の同意で予防接種をできることとするについては、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等を行った上で、必要な省令改正等を行うこととしたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (6) 予防接種法(昭23法68) (i) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (ii) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
225	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める	予防接種実施規則第5条の2により、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないこととされている。 定期接種実施要領では、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であると想定される場合には、当該施設において保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えないとされているが、保護者が行方不明であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。	予防接種実施規則第5条の2 定期予防接種実施要領	厚生労働省	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>定期的予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとされているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされている。</p> <p>ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。と定められている。また、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長が親権を行うこととされている。(同法第47条第1項及び第2項)</p> <p>ここでいう親権を行う者又は未成年後見人のない場合とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期的予防接種を受けることは現行制度上可能である。</p> <p>一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、ご指摘の通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設長等の同意で予防接種をできることとするについては、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制度での対応を含め検討していくこととしたい。</p>	保護者が行方不明の場合に施設長等の同意で予防接種を受けることが可能とされていることについては、児童福祉施設の運営指針等への記載にとどまっているため厚生労働省の見解が十分に浸透しておらず、児童福祉施設や市町村においても対応に苦慮するケースがあることから、あらためて通知等に明記して周知徹底を前向きに検討いただきたい。 <p>併せて、施設長等の同意により予防接種を受けて不幸にも副作用等が生じた場合の、同意した者の責任に関する考え方についても一定の整理を図り、施設長等が予防接種を受けさせることに遅延・逡巡することのない環境整備についても検討いただきたい。</p>	
5	日 地方に対する規制緩和	環境・衛生	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。	<p>【支障事例】 地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を体験するために、数日から数週間単位の短期間で、お試して移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組んでいる。一方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。</p> <p>現行制度において空き家を短期間賃貸に供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とみなされる可能性があり、同法に基づく施設構造基準、衛生措置基準など一般住宅とは異なる改修等が必要となることから、改修費用や改修後の売買価値の低下等の問題により、短期間賃貸に供することが困難になる。</p> <p>また、宿泊営業を最終的な目的としない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課すことも、空き家の利活用を妨げる要因となっている。</p> <p>【制度改正の必要性と効果】 空き家は、過去に居住の為に利用されており、最低限の衛生を確保する設備は備えられている。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定多数の者が反復して利用することは考え難い。したがって、売買等の前提として空き家を短期間賃貸させる場合については、旅館業法の許可は不要であると考えられる。</p> <p>これにより、移住希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するとともに、空き家の解消にも繋がる。</p> <p>【懸念の解消策】 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各自治体において登録制度を創設することにより、対象を売買等を目的とした空き家に限定し、通常の宿泊営業目的の物件を除外することが可能である。</p>	旅館業法第3条第1項	厚生労働省	福井市	<p>御提案の事業が「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であれば、旅館業法の適用は受けないと解するが、提示いただいている事業概要からは、それを確認することはできない。</p>	<p>本事業は、移住促進と空き家解消のため、移住希望者がお試し居住ができるよう、自治体の管理の下、空き家の所有者が、短期間空き家賃貸する事業である。</p> <p>利用者は、自治体が設ける公的な移住相談窓口での移住相談者に特定することを条件としている。</p> <p>利用形態について、1回のお試し居住で売買に至る場合もあれば、複数回の利用により売買に至る場合も想定しているが、宿泊をさせ対価を得る継続的な営業を目的とせず、空き家の売買等を目的としている。</p> <p>上記事業概要からすれば、本事業は旅館業法の適用がされないと判断するが、「宿泊料」、「不特定多数」、「反復継続」、「宿泊をさせるもの」の定義、基準を明確に示した上で、見解をいただきたい。</p> <p>さらに、旅館業法が適用されると解釈しうるとしても、本件登録制度により運用される空き家の利用に関しては、事業の社会性の高さに鑑み、旅館業法の許可対象外とすることを求めるものである。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>釧路市、青森県、いわき市、栃木県、埼玉県、行田市、春日部市、府中市、相模原市、三条市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、久留米市、熊本市、宮崎市、特別区長会</p> <p>○一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。 ○施設入所中ので入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病の発生及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることができないために、疾病予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考えられる。 ○保護者と連絡がとれず、必要な予防接種を受けるために対応を苦慮している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るためには予防接種は必要であり、定期接種することができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。 ○本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から、必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。 ○施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者が1名いました) ○施設入所児童については、入所の際に通常保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生活する児童の感染防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考えられる。 ○予防接種の実施について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られない場合も多くある。施設に入所し、かつ親と連絡が取れないような場合には、過去に予防接種を行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。 ○H26年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待等の増加に伴い、施設入所者数も増加することが予測される。入所児童の健康保持に寄与するために、定められた時期に接種できる対応が必要と考える。 ○市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長等の同意で予防接種ができると良い。また、重篤な副反応等が出た場合の責任を保護者に問われるのではないという懸念があるもののその対応についても十分検討する必要がある。 ○過去に施設入所児童の予防接種について、保護者の包括的同意文書により予防接種を実施した事例があるが、保護者から同意書をとれない児童については、当事業として予防接種を受けられないのが現状である。そのため、本市においても提案内容に賛同するものであるが、万が一当該児童に予防接種による健康被害が発生した場合、後日保護者から施設長及び市が訴えられることのないような制度でなければ参画は困難である。 ○県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に秘匿している児童に対し、予防接種ができないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理のため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することが交際なくできるようにすべきである。 ○親権剥奪の裁判中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を実施したいが、祖母は「親権を行う者又は後見人」に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場合、定期接種としての予防接種は不可となる。 ○施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。 ○提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種を実施している。保護者の施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限について明確な定義が必要と考える。</p>	<p>【全国市長会】 実情を踏まえて、十分に検討すること。</p>	<p>○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化するべきではないか。 ○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるものの連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのような場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化するべきではないか。</p>	<p>児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、実務上の問題点を整理後、通知等を速やかに発出し明確化することとした。 一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長の同意で予防接種をできることとするについては、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等を行った上で、必要な省令改正等を行うこととした。</p>	<p>[再掲] 6【厚生労働省】 (6)予防接種法(昭23法68) (1)児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に限り、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (2)児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。</p>
<p>青森県、花巻市、天童市、尾花沢市、遊佐町、栃木市、平塚市、三条市、上越市、丹波市、玉野市、宇部市、阿蘇市、宮崎市、日南市</p> <p>○本町においては、大規模コンサート等の会場となる施設を抱えているが、民間の宿泊施設が近隣にほとんどないことから、コンサートイベント開催の際には、日帰り来町者による交通渋滞などの地域課題が発生しており、空き家や民家の空き部屋を活用した民泊業のニーズが高まっている。民泊による町への滞在が移行につながるきっかけにもなり、高齢化が進み空き家や空き部屋が増えた住宅団地の利活用のために、提案事業同様の制度改正が求められる。 ○空き家を改修し「お試し住宅」を整備しようとした際、同様の懸念が生じたが、生活の本拠を置く場合は賃貸業・賃貸業であり、旅館業法の許可は不要。 ○お試し住宅を町が整備して貸出をする場合、貸出料が伴う場合は、営業とみなされ、旅館業法の簡易宿泊所の許可を受けるよう指導をうけた事例がある。整備するお試し住宅は、空き家を町が借上げリノベーションするものであり、もともと建物が宿泊施設用ではないため延べ床面積を増築しなければならないという現象がおき、さらに便器数、蛇口の数など、改修すべき箇所が多く、お試し住宅としては不要な設備が課せられる。お試し住宅では不特定多数の人が使用することはないため、通常の旅館業法とは異なると思われるので、旅館業法の許可は不要と考える。 ○市所有の住宅を体験宿泊施設としていたが、宿泊費用を徴収していた旅館業法に抵触するといことで現在は活用していない状況である。今後、本市への移住を促進するため再開したいと考えているが、住宅は売却物件のため旅館業法に合う改修はできない。また、維持管理費用程度は宿泊費用としていただきたいと考えているため、本市では、本年度空き家活用施策を策定しており、その中で提案事例と同じことが議論されていることから、本件に賛同する。</p>	<p>【全国知事会】 施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。 【全国市長会】 提案内容の事実関係を確認した上、旅館業法上の手続きが空き家の利活用の妨げとならないよう検討された。 なお、検討に当たっては、利用者及び地域住民に対する安全性の確保や住環境への影響等について配慮を要する。</p>	<p>○地方からの提案で明らかのように、旅館業として法が想定していた業形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかと、まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定の整合性を図るとを一つの契機として、全般的な検討を求めたい。 ○「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させる」営業については旅館業に該当することであるが、判断基準が不明確である。このため、提案団体が実施しようとしている事業について、具体的にどのような形態であれば旅館業法の適用から外れるか、当該事業の公益性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。</p>	<p>御提案の事業が「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であれば、旅館業法の適用は受けないと解する。 したがって、旅館業法の適用除外とみなすためには、「お試し居住」の目的をうたいながら、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保措置が執られていることが必要である。 当該担保措置としては、例えば、 ① 対象物件が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画に位置付けられているなど、地方公共団体において対象物件が特定されていること ② お試し居住者について、真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合における宿泊サービス提供については、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知すること。</p>	<p>6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (1)移住を希望する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、①空き家物件の利活用事業の実施主体である地方公共団体において対象物件が特定され、②居住しようとする者が真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合における宿泊サービスの提供については、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知すること。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
204	地方に対する規制緩和	環境・衛生	都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における旅館業法の適用除外	都市・農村交流を目的に農村が「地域」で都市住民等を受け入れて農家に宿泊させる農家民泊(※)の場合、旅館業法を除外する。 ※教育等を目的として実施される農家家で生活を体験させるための宿泊(ホームステイ)。農村余暇法で定める「農林漁業体験民宿業」ではない。	【支障事例】 農村余暇法の農家民泊は、あくまで「旅館業」であり、地域ぐるみの手作り感のある宿泊体験を提供するに至っていない。一方で、教育旅行等を対象にし、農林業体験を伴う宿泊は「農家民泊」として実施されている。農家民泊は旅館業法の営業許可を取得していないため、宿泊料金を徴収することができず、体験料として徴収している。例えば、シーズンのクリーニング代等を受領すると宿泊の対価を得ることになり、旅館業法の営業許可が必要となる。しかし、旅館業法の営業許可を得ることは、農林業体験の提供を主目的とした農家民泊の実地者にとって、申請行為自体の事務手続き負担が大きいため、特定の者しか取り組むことができない。市町村から要望あり。 【提案実現の効果】 農家民泊実施者が宿泊料金を得られるようになり、地域協議会(※)を中心に、農家民泊について地域全体で継続した取り組みが可能となり、都市農村交流の発展が期待できる。 【懸念の解消策】 旅館業法第3条第1項の適用除外は、地域協議会が受け付ける教育旅行(公共性が高い)として実施される農家民泊を想定し、旅館業法の営業許可を交付個人が自由に営業を行う農家民宿、民間旅館とは競合しないと考え、また、同協議会が安全・衛生面に關するガイドラインを作成することで、安全・衛生面に配慮した農家民泊を実施できるものと考え、 ※農家民泊等の実施を通じて都市農村交流を推進するために、市町村、地元商工会、地元旅館業組合及びその他協力団体等で構成する協議会(現在は任意団体)、事業実施に当たって、申込受付、農家民泊実施者との調整などを行っている。	旅館業法第3条第1項	厚生労働省	群馬県、福島県、新潟県	宿泊料を受けて、事業を実施するのであれば、旅館業法に基づく営業許可を受けて実施する必要があると考え、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁業体験民宿業の受入先の拡大については、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うことが規制改革実施計画(平成27年6月30日)において決定されたところであり、これにより農林漁業体験民宿業の推進を図っていくこととしている。	都市農村交流人口の増加を図るため、農家体験宿泊旅行に対しては、農家民泊に加え、一般農家の協力を得て、農家民泊を受け皿として対応しているが、各農家民泊実施者は繁忙期を中心とした年1~2回程度の受入れを行って、業としての簡易宿所営業とは性格を異にするものである。 農家体験旅行の受入れについて、農家民泊を中心とした地域全体の取り組みとして定着・発展させるためには、新たな受入れ農家が試行的に取り組める農家民泊を受入体制の裾野として広げることが必要であり、簡易宿所営業許可の面積要件の緩和だけでは、設備整備等の負担が残る、不十分であることから、農家民泊を旅館業法の適用除外として検討いただきたい。	
269	地方に対する規制緩和	環境・衛生	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても営業を認めているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を行う場合も、この特例措置が適用されるよう適用要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 非農林漁業者が簡易宿所を開設する場合は、旅館業法に基づき、簡易宿所営業施設の構造基準(客室延べ床面積33㎡以上)を満たす必要があるが、農村余暇法では農林漁業者が客室延べ床面積33㎡未満であっても農林漁業体験民宿の開設が可能となっている。 農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にあるため、農林水産省においては、非農業者等の農業参入を促進するための各種規制緩和を進めているが、旅館業法においては、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等を活用して農林漁業体験民宿業を行う上で障害になっており、非農林漁業者の参入が進みにくい状況にある。 【支障事例等】 本県では、ある島に移住してきた方が漁業組合などと連携し、島のガイドとして魅力の発信に取り組んでいるが、高齢化した居住者から空き家の活用について相談を受け、ゲストハウスとして体験民宿を行おうとしたところ、当該島の空き家は小さいところも多く、体験民宿として活用するためには、客室要件を満たすことができなかったという事例がある。 【効果・必要性】 農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流等を通じた地域活性化を図ることが可能となる。	旅館業法第5条1項4号	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、関西広域連合	規制改革実施計画(平成27年6月30日)において、平成27年度までに、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民泊の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うこととされている。 本提案は、上記計画に含まれるものであるため、上記計画に基づく検討の中で検討することとなる。	規制改革実施計画(平成27年6月30日)で示された内容は、本県が示した支障事例を解決に導くものと思われるため、今後の検討に期待するところである。 しかしながら、規制改革実施計画では、客室面積の条件を適用除外する対象を「自宅」に限定したような表現となっている。 本県では、特に過疎化地域において空き家の問題が顕在化しており、空き家を農林漁業体験民宿として活用することにより、都市農村交流が促進され地域の活性化につながるかと考えている。 そのため、購入して自己所有している家庭に限定せず、賃借により使用している家庭及び所有者の合意のもとで農林漁業体験民宿として活用される空き家についても検討されたい。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>青森県、花巻市、石巻市、大野市、豊田市、彦根市、甲賀市、丹波市、萩市、美馬市、高松市、宮崎市</p> <p>○農家民泊の実施者は高齢者が多く、旅館業法の営業許可を得る事務手続きは負担が大きい。 ○現在、本市を含む市町で構成する観光協議会においても、体験型観光の推進と都市・農村交流による一次産業の振興等を目的に、農家民泊事業を推進しているが、法的な問題がクリアになっていないことで、ホームステイの受入家庭の確保に支障が出ている。 ○農家・漁家民泊を開設しようとする場合、旅館業法の適用を受ける場合、手続き、施設整備の面で負担が掛かり、農家・漁家民泊の増加につながらないため、旅館業法の適用を除外し、規制緩和することが望まれる。</p>	<p>【全国知事会】 施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 都市農村交流を目的とした農家民泊については、提案団体の提案に沿って、検討を進められたい。 ただし、旅館業業界に対する影響や衛生管理上の問題点等についても考慮した上で、構造基準の適用除外の対象範囲を明確に限定する等必要な措置の検討も併せて求める。</p>	<p>○地方からの提案で明らかのように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかと。まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めたい。 ○「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させる」営業については旅館業に該当するとのことであるが、判断基準が不明確である。このため、提案団体が実施しようとしている事業について、具体的にどのような形態であれば旅館業法の適用から外れるか、当該事業の公共性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。</p>	<p>農林漁業体験民宿については、旅館業法における面積基準の緩和のほかにも、自宅等を活用する場合については、他法令においてもその取扱いを緩和していると承知している。 旅館業法の営業許可は、営業者に対して衛生面や安全面から必要な措置を求めものであるため、体験事業の受け皿として継続して農林漁業体験民宿と同様の事業を実施するのであれば、営業許可を受けいただく必要があると考える。 なお、繰り返しになるが、体験学習の受入先の拡大については、規制改革実施計画(平成27年6月30日)に基づき、対応を検討することとなっている。</p>	<p>6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (イ)地方公共団体が設置する地域協議会等が事業実施主体となり、体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験を農家等に依頼し、当該地域協議会等が宿泊者から宿泊料に相当する対価を受けず、当該体験学習に係る指導の対価のみを受ける場合については、当該地域協議会等が農家等に支払う経費は宿泊料に該当せず、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>
<p>青森県、石巻市、豊田市、丹波市、山口県</p> <p>○近年、農山村部への1ターン者などが民宿経営を志すケースがみられるが、新規就農者が農家証明の発行を受けて農業者として認められるまでには数年の農地賃借契約と農業実務経験が必要であり、民宿業に取り組む際の支障になっている。 ○農林漁業体験民宿の構造設備基準の特例については、農林漁業者が営む場合に限りならず、地域コミュニティ組織や農事組合法人については、当該特例が非適用となる為、客室面積33平方メートル未満の農林漁家民泊の開業ができない。法人化している地域コミュニティ組織や農事組合法人等が農林漁業体験民宿を営む場合についても、農林漁業体験民宿の構造設備基準の特例を適用できるよう要件緩和すること。</p>	<p>【全国知事会】 施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案に沿って、検討を進められたい。 なお、非農林業者への適用条件や衛生管理の担保などについて熟慮が必要。</p>	<p>○地方からの提案で明らかのように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかと。まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めたい。 ○規制改革実施計画では「農林漁業者以外が自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合」について検討することとされているが、規制改革とは別に地方創生や地域振興の観点から、自宅ではなく空き家を利用する場合についても検討し結論を得るべきではないか。</p>	<p>農林漁業体験民宿については、規制改革実施計画(平成27年6月30日)に基づき、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民泊の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う予定である。 なお、農林漁業体験民宿に該当しない場合の空き家活用などについては、規制改革実施計画に基づき検討することとなっている別荘等の遊休資産の利活用と同様に、旅館業法以外の法律等の取扱いについても整理することが必要のものであり、取扱いについてはその検討結果に基づき整理することとなる。</p>	<p>6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (ロ)農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿を営む場合については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき検討し、省令を改正し、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を平成27年度中に適用除外とする。あわせて、空き家を活用して農林漁業体験民宿を営む場合の客室面積の条件についても、当該計画に基づき検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
191	地域	環境衛生	近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化	給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、小規模な給水区域の変更に関し、「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略、または、「水道事業等の認可の手引き」において、前回の水需要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小規模な給水区域の変更」の明文化を求めるもの	【支障事例】 給水区域境付近の小規模集落などにおいては、地形的な条件等により、自ら整備するよりも近隣水道事業者との受給水を行うほうが容易なケースがあるものの、このような小規模な給水区域の変更においても、「水道事業等の認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づく「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出が必要となっており、この作成には概ね600万円程度の費用と相当の時間を要することなどから、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることためらう大きな要因となっている。 【必要性】 提案が実現することにより、近隣水道事業者との受給水が進むことが見込まれ、建設費の大幅な抑制や管破損事故時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。	水道法施行規則第8条の2 水道事業等認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道整備課事務連絡)	厚生労働省	宇都宮市	水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられている(水道法第15条)。 将来の給水人口及び給水量の設定は事業経営の根幹をなすものであることから、水道法第7条第4項第5号において、水道事業の認可変更の際には「給水人口及び給水量の算出根拠」を事業計画書に記載しなければならないと規定している。また、「水道事業等の認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道整備課事務連絡(平成23年10月改訂))」にて、より具体的に、「給水人口及び給水量の算出根拠」については、給水区域における水需要予測に基づき設定されたものを添付することとしている。 なお、認可変更要件(給水区域の拡張等)の種類に関わらず、手引きにおいて、「①申請年度が前回の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価(以下、「確認等」という。))における目標年度を超えていない。」「②前回の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。」「③前回の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。」「④交通機関の新設、住宅開発、新工場場地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認定から変化がない。従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業者が取り巻く社会経済状況に変化がない。」の4つの要件を満たし、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がないと判断できる場合には、水道法に基づく事業認可又は届出における水需要予測を簡素化できると整理されている。ここでいう「簡素化」とは、前回の認可等の水需要予測の結果を「給水人口及び給水量の算出根拠」とすることを指す。この場合、事業者に水需要予測の推計に係る新たな事務負担は無い。 このため、小規模な給水区域の変更に限らず手引きに示す簡素化の要件を満たす場合には、前回の水需要予測の結果を用いることができ、現行制度でもご提案については対応可能である。 仮に簡素化の要件に該当しない場合、提案者が示す「小規模な給水区域」の程度が具体的に欠け、不明瞭であるが、現在小規模な給水区域であっても、企業立地を進めているなどにより今後給水需要が増加すること等も想定される。 このため、拡張する給水区域内に現時点で小規模集落しかない場合でも原則として将来の水需要予測を実施し、当該予測に基づいた「給水人口及び給水量の算出根拠」を把握した上で事業変更に係る認可又は届出を行っていただく必要があり、区域の大小のみにより水需要予測を不要とすることは妥当ではない。	認可変更や届出における水需要予測については、既に簡素化が図られているところであるが、現行制度においては、前回の認可変更から数年が経過し現実的に乖離が生じている場合、簡素化の要件を満たすことが出来ず、給水区域境付近の小規模集落の給水要望等、当該地域が抱える喫緊の課題に対し臨機応変な対応が必要な場合であっても、事業区域全体の水需要予測を実施せざるを得ない状況となる。1次回答のとおり、水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられているところであるが、人口減少社会を迎え、今後、水需要が減少する中、既存施設の供給能力に余裕があり、また、従前の予測に対し実績が下回り安全側の予測となっている場合においては、将来の水需要への影響が少ない小規模な区域の変更については、従前の水需要予測を見直さなくとも、水道事業者としての義務を十分に果たせるものと考えられる。 このようなことから、例えば、「①給水人口100人未満、かつ、計画給水人口及び計画給水量の0.2%未満の増加であること。」「②直近の給水量実績に、当該区域の拡大により増加する給水量を加えた量が、既認可における計画給水量を超過せず、かつ、既認可目標年度内における施設能力で対応可能なこと。」「③既認可の目標年度内において、当該区域における大規模な開発計画がないこと」などの要件全てを満たす小規模な区域の変更に限っては、従前の予測と現状の実績に乖離が見られる場合であっても、水道事業の変更届出における水需要予測簡素化の対象となるよう、再度検討をお願いしたい。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p>< 新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) ></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>置戸町、大田原市、浜松市、沼津市、豊橋市、豊田市、生駒市、和歌山市、呉市、萩市、香川県、愛媛県、阿蘇市、宮崎市</p> <p>○隣町から同様な相談を持ちかけられた経緯あり。 ○本市においても、新たに編入した区域の中には小規模な集落があり、その施設管理方法が今後の課題となっている。その中の一案として、「自治体を超えた広域的な視点で、有効な水需給を実現する給水区域の一部変更」も有効な手段ではないかと考える。しかしながら、水道法で定められている認可事務が簡素化されたとはいえ、かなりの負担となっていることにより、小規模な給水区域の変更について、認可事務の簡素化を要する。 ○本市では平成28年度末までに中山間部に点在する36の簡易水道事業を水道事業に経営統合する。この統合に合わせ、簡易水道区域に隣接し、飲料水供給施設などによって給水している小規模集落の一部を事業区域に取り込む予定だが、現行法令では水道事業変更認可申請には全ての給水区域の給水人口と給水量の算出機軸が必要となっており、資料作成のための費用や作業時間が課題となっている。 ○小規模な給水区域の変更においては、現在上水道統合における変更認可により実施している。理由として、新規水源地の追加の重要事項が付随しているケースが多く、結果全体の水需要を行う必要性が発生しており、簡易変更とすることが、出来ない。 ○本市においても給水区域境付近の小規模集落において、河川等地形的な条件で、隣接自治体との分水協定を締結し、給水を実施している地域が2地区存在している。本市でもこうした地域に対して配管網整備にて供給することを検討したが、水道水質の安全性が確保が困難であることから、認可変更を行って分水を実施しているが、厚生労働省からは分水の解消への取組みを求められていることが課題となっている。本市においても提案と同様な見解であり、特に災害時の支援連絡網の活用等、効果が期待できる。 ○給水区域境付近の住民より給水要望があるが、地形的な条件等により投資額が莫大なものとなるため給水要望に応えることができないケースがある。本市においても近隣水道事業者との受給水を行うことで経費削減や未給水区域からの給水要望に応えることが可能と言える。 ○一部の浄水場にかかる浄水方法の変更による届出において、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づく給水人口及び給水量の算出をして書類を提出しなければならず、事務を行ううえで負担となっている。 ○本市においても市境付近に小規模未普及地域があり、隣接地域から給水する方が効率が良い場所が存在している。その方法で未普及地域に給水する場合、本市の認可変更は当然ながら、隣接する市の認可変更も必要となり、協力していただくため、協力する側も考慮する必要がある。基本的に本提案事項が実現されれば、未普及地域解消の方策となると考える。 ○本市においては、平成26年6月、隣市との行政区域境界付近で、前面道路に布設されている隣の配水管からの給水引き込みができないかとの相談を受けた支障事例がある。この時は、認可変更に該当すること、双方の議会での承認が必要ことから、隣市とも協議を行ったうえで、困難である旨を回答した。類似する支障事例は極めて少ないものの、同様の制度改正の必要性を感じている。 ○当市の山間部に位置する某地区は、水源の確保に乏しく将来、水不足の危機が予想される。一方で隣接する村は、水の郷として豊富な水資源に恵まれている。近隣水道事業者との受給水が進むことで、建設費や水源開発費等の大幅な抑制やお互いの利益供与が実現でき、当該地区へ安定した水道水の供給を図っていくことができる。</p>	<p>【全国市長会】 厚生労働省からの回答が「対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行ない、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。</p>	<p>○ごく小規模な事業変更の場合は、以下のような視点で水需要予測の実施を不要とすべきではないか。 ・水需要予測は、実際に需要の変化があった段階で実施すれば足りると考えられる。他方で、ごく小規模な変更のタイミングで改めて水需要予測の実施を求めるとするのは、水道事業者に対する過大な要求ではないか。 ・小規模な事業変更の手続きについては、認可から届出に緩和されているにもかかわらず、認可の場合と同様の水需要予測を行わなければならない。緩和になっていないのではないかと、かえって必要不可欠な小規模な事業変更を妨げているのではないかと。</p>	<p>提案団体からは、既存施設の供給能力に余裕があり、従前の予測に対して実績が下回り安全側の予測となっている場合には水需要予測を見直す必要はないのではないかとの見解が示されているが、給水人口及び給水量の実績値が従前の水需要予測を大きく下回っている場合、施設整備が過大となっているなど、計画と実績に齟齬が生じ、適切な事業運営がなされていない可能性があることから、改めて水需要予測を実施し、将来にわたり豊富低廉な水の供給を図れるようにする必要がある。 また、本提案については、8月3日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省ヒアリングが行われ、小規模な給水区域の拡張に係る認可変更の申請に関連させて需要予測等を行わせ、計画の見直しを行わせることは過大な措置ではないかなどの指摘をいただいたところである。 検討専門部会からの指摘を踏まえ、以下の3項目全てを満足する場合に限り、給水区域の拡張に係る事業認可又は届出における水需要予測を簡素化することができるよう、手引きを改訂することを検討したい。 ①既存給水区域が現行の4つの簡素化の要件に適合している。 ②事業認可又は届出申請時の拡張給水区域の給水人口が100人未満である。 ③拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。</p>	<p>6【厚生労働省】 (13)水道法(昭32法177) 以下に掲げる要件を満たす給水区域の拡張に係る事業変更については、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化できるよう、「水道事業等の認可の手引き」(以下「手引き」という。)を平成27年度中に改訂する。 ・既存の給水区域が現行の手引きに規定する水需要予測の簡素化の要件に適合している。 ・変更認可申請又は届出時の拡張給水区域の給水人口が100人以下である。 ・拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
73	地方	医療・福祉	措置延長された者に対して一時保護(委託)措置を行うよう弾力化	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護の委託を含む。以下「一時保護(委託)」という。)措置を実施できるように弾力化することを求める。	<p>【現行制度】</p> <p>児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。</p> <p>一方、児童福祉法上の「児童」の定義が18歳未満であることから、法第33条の一時保護(委託)措置については、措置延長がなされている者であっても満18歳に達したことをもって行うことができない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>次のように、昨今、18歳未満の入所児童等と同様に、満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者についても、児童相談所において一時保護措置を行う必要性が生じているケースが増えてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置延長された者が施設内で他児童との間の問題や施設への不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。 ・施設側から、指導等に従わない入所児童の対応に苦慮して援助を求められた場合、一時保護又は他施設等への措置変更等を行うことが望ましいが、満18歳を超えている場合、児童相談所として措置ができない。 <p>【懸念の解消策】</p> <p>児童福祉法上の「児童」の定義を変えるのではなく、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支援)を継続できるような弾力的な対応ができるようにしてほしい。</p>	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	厚生労働省	島根県、中国地方知事会	<p>御指摘のように、児童福祉法第33条に基づく一時保護については満18歳を超えた者に対して行うことができない。</p> <p>現在、厚生労働省では、社会保障審議会児童部会「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」において、児童虐待防止対策について発生予防から自立支援までの制度全体のあり方を議論しているところ。</p> <p>御指摘の満18歳を超えて措置延長されている児童についても、一時保護措置を行えるような弾力的な運用については上記専門委員会の議論を踏まえ検討していくこととしたい。</p>	<p>平成27年5月29日に開催された「社会保障審議会児童部会・児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」の資料「これまでの議論のとりまとめ」の中で、「3. 児童の自立に向けた支援のあり方について」の「(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について」の一つとして、「措置延長の積極的実施等」で「措置延長後(18歳以上)の児童に対し施設を変更するための措置変更ができるようにすることや、その場合に一時保護を介する場合があることも念頭に検討することが必要。」とされている。</p> <p>これは、措置変更を前提としての一時的保護とも受け取れるが、ケースによっては必ずしも措置変更を前提としない場合もある。</p> <p>いずれにしても引き続き支援が必要と認めて措置延長している児童であり、都道府県の責任において施設と協力しながら児童の福祉や自立に向けて支援すべきであることから、措置変更、措置継続に拘わらず一時保護も含めた支援が制度的に可能となるよう提案の実現に向けて検討願いたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>青森県、相模原市、長崎県、熊本県</p> <p>○措置延長中の児童が施設において、入所中の他の児童とのトラブルや施設への不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合や、施設から当該児童に係る援助を求められた場合に、児童相談所として、一時保護等の措置ができないことで、支援に支障をきたすことが想定される。</p> <p>○措置延長により満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者について、施設内での不適応等を起こし同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、現行制度上、児童相談所として措置ができないケースがある。このことから、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支援)を継続できるよう弾力的な対応が必要。</p> <p>○18歳到達時、措置延長を行い、児童養護施設への入所を継続していたケースが、施設内で不安定になり、施設から一時保護等の相談を受けた。しかし、現行の制度では、18歳を超えている場合、一時保護や措置変更ができないため、対応に苦慮した。</p> <p>○児童養護施設内で入所児童同士の暴力行為があり、加害児童を施設から分離して指導する必要があるが、加害児童が満18歳を超えていたため一時保護ができず、通所による指導を行った事例がある。</p> <p>○措置延長により満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者について、施設内での不適応等を起こし同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、現行制度上、児童相談所として措置ができないケースがある。このことから、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支援)を継続できるよう弾力的な対応が必要。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>児童相談所の一時保護については、8月28日の「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」でとりまとめられた「児童虐待防止対策強化プロジェクト(施策の方向性)」において、「積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援のあり方について検討すること」とされており、18歳以上の者に対する一時保護の実施のあり方について検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (イ)児童養護施設等に入所した児童や里親に委託した児童であつて、満18歳を超えて措置延長されている者については、一時保護を行うことを可能とすることについて検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
166	日地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し	児童福祉法施行令第3条に標準として規定されている児童相談所の児童福祉司の職員配置数は、「保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね4万から7万まで」に対して1人とされているが、昨今の児童虐待件数や継続的なケアが必要な案件の増加等の実態を踏まえた設定とするよう見直しを求める	<p>【制度の概要】 児童福祉法第13条第1項により、児童相談所には児童福祉司を置かなければならないとされ、同法施行令第3条により、児童福祉司1人の担当区域が「人口おおむね4万から7万まで」を標準として定めるものとされている。 また、児童相談所運営指針において地区担当児童福祉司等の教育・訓練・指導を担当する児童福祉司(以下、「スーパーバイザー」)を5人に1人置くことが標準とされている。</p> <p>【本県の実況、支障事例】 平成25年度の児童虐待の相談件数は1,283件と、平成12年度の295件と比較すると、4.3倍に増加している。これに合わせ、県において児童福祉司の増員を図ってきたが、児童福祉司1人当たりの児童虐待にかかる相談件数は約2倍の増加となっている。 また相談の中には児童福祉司による年度を超えた長期間のケアを必要とするケースも多く、平成25年度では相談件数の53.9%が継続的に関わっているものであるが、県において把握されている相談件数は当該年度に新規で発生した数であると考えられ、虐待相談全体の把握が十分でない。 こうしたことから、児童福祉司の数が十分に配置できず、本来、専任で配置すべきであるスーパーバイザーが、地区担当業務を兼務しており、本来の教育・訓練・指導業務を満足に行えないなど、児童虐待に対する対応が難しい状況となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 以上から、施行令に定める標準の配置数では実際の対応に支障が生じており、各自治体が当基準を標準として配置数を検討していることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例えば、児童虐待相談の全数を把握した上で、児童福祉司一人あたり担当数の上限の基準を設けること等が必要でないかと考える。</p>	児童福祉法第13条第1項 児童福祉法施行令第3条	厚生労働省	滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加しており、平成25年度には、73,802件と過去最高の件数となっている。 児童虐待の相談対応件数の増加が続く中、必要な人員や専門性を確保することができよう、児童相談所の体制強化については、関係省庁と連携して対応して参りたい。	量的に増大するとともに質的に困難化している児童虐待相談に適切に対応するためには、児童相談所と関係機関の連携強化や役割分担を行うとともに、児童相談所そのものの体制強化が重要。 このため、児童相談所の職員体制の強化につながるように、児童福祉司一人あたりの担当すべき児童虐待ケース数の上限を設定するなどの基準の創設をされたい。 なお、これに併せて、継続的に関与しているケースも合わせた児童虐待相談件数の全数把握や児童相談所が担当すべき児童虐待ケースの明確化および最終基準の設定等が必要であると考ええる。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>岩手県、福島県、相模原市、三桑市、奈良県、長崎県、熊本県、熊本市、横浜市、奈良県</p> <p>○児童福祉司の増員の必要性は感じているが、虐待のみならず様々な相談に強力的に対応することができるようにするため、人口比を下げること(人口おおむね3万から5万など)で見直すべきと考える。 ○意見のとおり。加えて、面積が広く移動にも時間を要している。 ○児童福祉司の配置基準の見直しについては同意見である。それと併せて児童心理司の配置基準の新設も必要である。児童福祉司数の増加は、それまで以上に手厚い支援を要する(支援が可能になる)ケースの増加を意味し、自ずと被虐待児をはじめとして心理査定や心理的ケアを要する児童数の増に直結する。児童福祉司が増員される一方、児童心理司には配置基準がないため増員されにくい。実態として児童福祉司と同等である児童心理司が不足している。 ○児童虐待の相談件数は毎年増加しており、4年間で1.6倍となっている。児童福祉司の配置を人口を基準として配置しているが、地区担当児童福祉司1人あたりが支援している継続ケースは平成27年4月末時点において約82人となっており、児童福祉司のケースワークに支障が出かねない状況である。人口基準に加えて、生活保護と同じように、担当数の上限の基準等を定めることが必要と考える。 ○子どもの虐待に関する相談件数はH22年度からH26年度までの間で約2倍に増加している。さらに、児童福祉法第6条1項又は市からの送致により子どもの安全の確認を行う措置である一時保護は1.5倍以上になっている。このことから子どもの虐待に、迅速かつ適切に対応するために、児童福祉司の配置基準見直し案に賛同する。 ○平成25年度の児童虐待相談対応件数は1,392件であり、平成12年度の220件と比較すると、6.3倍に増加している。県では児童福祉司の増員を図ってきたところであり、現在人口5万7千人に1人の配置となっているが、平成25年度における児童福祉司1人あたりが対応する虐待相談件数は約116件に上ることから、一つ一つのケースに丁寧に対応することが困難な状況となっている。このことから、児童福祉司一人当たりの担当数に上限を設ける等見直しが求められる。 ○平成25年度の児童虐待の相談件数は1,031件と、平成12年度の135件と比較すると7.6倍に増加している。これに合わせて、児童福祉司の増員を図ってきたが、児童福祉司1人あたりの児童虐待にかかると相談件数は、約3倍の増加となっており、訪問等による指導が十分に行えないなどの状況となっている。 ○同様の状況にあることに加え、離島が多く、県全体の面積の約38%を占めているため、交通事情により家庭訪問に丸1日を要する場合もあり、児童福祉司の相談活動に支障を来している。 ○H26年度の虐待対応件数は931件で、前年比1.56倍と大幅に増加した。児童虐待ケースは、保護者と対峙する場面があるとともに、児童の心理的回復のためには、継続的なケアが必要な場合もあり、継続ケース数は、増加し続けている。 ○提案団体と同様に児童福祉司の増加を図ってきた。また、年度を越えた長期間のケアを必要とするケースも多く継続的に関わっている現状である。 ○相談・通告件数増に伴う一時保護件数増や一時保護の長期化により児童福祉司の負担が増加していることからより一層、児童福祉司の配置を充実させることが望まれている。そこで、相談件数や児童福祉司の担当事例数、児童数など人口以外の要素を基本とした配置基準が必要だと考える。 ○平成26年度の児童虐待相談対応件数は1,567件であり、平成12年度の220件と比較すると、7.1倍に増加している。県では児童福祉司の増員を図ってきたところであり、現在人口5万4千人に1人の配置となっているが、平成26年度における児童福祉司1人あたりが対応する虐待相談件数は約131件に上ることから、一つ一つのケースに丁寧に対応することが困難な状況となっている。</p>	<p>【全国市長会】 児童福祉司1人あたりの児童虐待にかかると相談件数が増加することにより、訪問等による指導が十分に行えない状況となっており、提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>児童虐待に係る相談対応件数が増加傾向にある中、児童相談所の体制強化については、8月28日の「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」とりまとめられた「児童虐待防止対策強化プロジェクト(施策の方向性)」において、「相談体制の整備や専門性の向上について検討する」とされているところ。これを踏まえ、今後検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉司の担当区域の標準(施行令3条)については、昨今の児童虐待に関する相談対応件数の増加傾向を踏まえ、業務量に見合った体制を整備することについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
192	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	産後ケア事業の推進に向けた法的措置の付与及び各種規制の緩和	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。</p> <p>一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令による規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。</p> <p>①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判然としない。</p> <p>②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、例えば、カウンター幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならない。</p> <p>【支障の解消に向けた方策】</p> <p>上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討されたい。</p> <p>①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。</p> <p>②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないことになると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。</p>	<p>児童福祉法第6条の3第3項、第7条第1項</p> <p>建築基準法第48条第1項、第2項</p> <p>旅館業法第6条</p>	厚生労働省、国土交通省	特別区長会	<p>産後ケア事業については、法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施している。当該国庫補助事業は、平成26年度に開始し、その実施は一部の市町村に留まっている。また、今後、事業の実施状況等を踏まえ、「産後ケア事業」の定義も含めた事業の在り方等について検討する必要があることから、現段階で児童福祉法等の法律上の位置づけを付与することは困難である。</p> <p>産後ケアセンターについては、現段階では様々な取り組みがなされており、宿泊料を受けて宿泊を伴うサービスを提供している場合、旅館業法の適用対象となり得るが、法令等において、同センターについての位置づけ、趣旨が整理され、衛生上の管理基準が事業者の責務として定められた場合には、旅館業法の適用除外となることも考えられる。</p> <p>ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第48条の許可の十分な実績がなく、明確な法的な位置づけもないことから営業形態や建築物の利用状況が定まっていれば、とは言えないが、特定行政庁が第一種住居専用地域又は第二種住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域で建築することが可能である。</p>	<p>産後ケア事業は、核家族化の進展や地域とのつながりが希薄化していることとされる中、家族や地域の支援を得て子育てを行うことが難しい状況であること、産後早期は、育児不安等により心身の不調をきたす時期でもあることから、重要な子育て支援策の一つである。</p> <p>また、平成20年3月に「産後ケアセンター桜新町」を開設し先駆的に取り組んでいる世田谷区への自治体の視察は絶えない状況である。</p> <p>事業の重要性等から全国的な事業展開が想定される中、回答で指摘された一部の市町村に留まっているのは、不要な規制を受けることがその一因である。実際、今年度事業実施に向け取組んだ区において、既存施設での事業実施を検討したが、玄関帳場の設置等の基準を満たすための施設改造が必要となり断念した等、特に旅館業法の適用が支障となり実施を見送る事業者が多く、1つの産科医療機関の空きベッドを使っての実施に留まっている。本事業に対する区民からの要望も高く、早急に事業の拡充を図る必要が生じている。</p> <p>まずは、早期の法的な位置づけが難しい場合でも、施設設置時に不要な規制を受け、事業開始の支障とならないよう、通知等により旅館業法の適用除外としていただきたい。</p> <p>円滑な事業実施の環境を整えると共に、各自治体の取組み等を踏まえた法的な位置づけについても引き続き検討いただきたい。</p> <p>なお、本事業が全国展開され事例が多くなることは、今後の事業の在り方等を検討する際役立つものと考えられる。</p> <p>また、建築基準法に関する回答内容については既に承知しているが、昨今のニーズの高まり、重要な子育て支援策を全国的に展開させる観点から、提案したとおり国において明確化等をしていただきたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
富山市、熊本県	<p>○現在、産後ケア施設のH29.4開業に向け準備を進めているところだが、当施設の法的位置づけが未整備なことから旅館業法の適用を受けざるを得ず、本来事業に必要な設備等を配置せざるを得ないなど左記のとまったく同じケースとなっている。</p>	<p>【全国市長会】 各地域の事業の実情に配慮しつつ、産後ケア事業の法的な位置づけ等について検討すること。</p>		<p>産後ケア事業については、今後、事業の実施状況等を踏まえ、「産後ケア事業」の定義も含めた事業の在り方等について検討する必要があることから、現段階で児童福祉法等の法律上の位置付けを付与することは困難であるが、施設の位置付け等も含め、今後の事業の在り方を検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (8)旅館業法(昭23法138)及び産後ケア事業 産後ケア事業については、当該事業の実施状況等を踏まえ、実施に当たっての留意点等を定めるガイドラインの策定に向けて、事業内容の明確化、衛生管理の方法等について検討し、平成28年度中に結論を得る。あわせて、その検討状況に応じて、当該事業と旅館業法等との関係についても検討し、結論を得る。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
168	日 地 方 に 対 する 規 制 緩和	医療・ 福祉	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	<p>26年の提案に対する対応策として、27年度の間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え保育施設における十分な業務経験を有する者等を配置することもやむを得ないとの特例が示された。ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でない施設もあり特例が認められないことから、28年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを求める。併せて、代替できる者の定義の明確化を求める。</p> <p>【本市の保育士不足の状況】 非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。 【懸念の解消策】 昨年の提案と同様に、保育士が不足している朝・夕の原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人を、特例で示されたように代替できる者で対応できるようにすることで、懸念を解消したい。 【特例に係る課題認識】 今回示された特例を活用する上で、次の点から困難であると感じている。 ・特例措置が27年度限りであり、28年度以降の方向性が見えないこと。 ・当該保育所において保育する児童が少数である時間帯とあるが、おおよそどの程度の状況を指しているか判断しにくい。また、本市では朝・夕であってもそれなりの児童数を抱える施設もあるが、そのような場合にも状況に応じ適用できるよう改めて検討してほしい。 ・保育士の代替者について「保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なもの」とされているが、どのような者を指しているか判断しにくい特例措置の活用に踏み出したい。</p>	児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第33条	厚生労働省	瑞穂市	<p>提案については、「日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」において「保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)」について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。」とされており、当該閣議決定を踏まえ検証する。</p>	<p>本市では、朝・夕の時間帯に保育する児童数が保育士の最低必要数の2名で納まる保育所はなく、平成27年度限りの特例を適用できない状況である。このような中、保育士確保に努め、朝・夕についても短時間限定で、引退された保育士の雇用や潜在保育士研修などの取組を進めているが、朝・夕の時間帯を希望してくれる方はごく少数であり、結局、不足を補うために日中働いている正規職員の超過勤務対応が恒常化している。このような状況から、朝・夕の時間に限り保育士の配置基準を2分の1でよいこととし、代替者を充てられるようにすることを提案したい。 代替者でも可能であると考えの一つの理由として、朝・夕の時間帯の業務は、日中とは性質が異なり、保育士以外の者ができるものがあるため、これらの業務を有資格者でない者に移行させることにより、保育士を更に専門性の高い業務に集中させることで、保育の安全をより確保できると考える。 我々もできることなら保育士をフルで配置したいところであるが、長時間の保育需要が増える中で、このままではとても十分な保育サービスを提供できなくなる恐れがあるため、安全性が維持できる範囲で柔軟な対応を検討いただきたい。 (参考)朝・夕の時間帯における保育士以外の者ができると思われる業務 ・水やり、手拭清掃、洗濯物干付け、おやつ準備、お茶の用意、プール水はり、うさぎの餌やり、創育ケース掃除、キッチンルーム清掃、オムツ交換、洗濯、玩具消毒等</p>		
323	A 権 限 移譲	医療・ 福祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	<p>(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていることから、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。</p> <p>(支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならないが、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し実施実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について(平成26年12月20日閣議決定)において、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。 本閣議決定を受け、平成26年3月31日付事務連絡において、各都道府県、指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したところである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。</p>	<p>以下の理由から、提案内容の措置を求める。</p> <p>・平成26年9月の文部科学省の調査によると、平成28年度以降に認定こども園に移行する予定あるいは検討中の私立幼稚園は全体の半数以上にのぼり、主に待機児童解消を進めるため、依然、認定こども園の認定権限を指定都市に移譲することは重要である。 ・すでに20市中14市で事務処理特例の適用を受けているが適用に向けた道府県との協議中であり、当該権限の移譲を受ける環境は整いつつある。また、一律移譲こそあるべき形であるとの考えから、事務処理特例に係る協議を行っていない市もある。 ・一律移譲に係る検討の進捗によって、事務処理特例に係る協議をはじめとした、道府県と指定都市の体制整備の検討に影響を与えることから、早期に決着すべきものと考えられる。</p>		

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>洞爺湖町、能代市、鹿角市、尾花沢市、東金市、三条市、安曇野市、福知山市、奥出雲町、江田島市、新居浜市、八女市、古賀市、宮崎市、石垣市、角田市</p> <p>○利用状況を見ると18:00以降の利用は少数であり、有資格者のパートの確保は非常に困難な地域であるため実施にあり難いと思われる。 ○保育士不足は深刻であり、保育士2人のうち1人を代替できるような柔軟な対応を望む。 ○慢性的に保育士が不足しており、短時間保育士の採用で充足されている状況である。しかし、その勤務希望が朝夕を除く時間帯であることから、朝夕の保育士の確保が難しい状況である。 ○保育時間が年々伸びていることによる保育士の勤務体系の調整には苦慮しているところである。また不足は、深刻な問題であり、通常の保育時間内での採用も難しい状況が近年続いている現状がある。今後、本提案にある保育士配置定数に関する緩和が必要になることが予想される。 ○通常、職員の勤務時間は8時間程度であるが、保育士不足の中、原則的な8時間保育以外の早朝保育や延長保育を必要とする児童が多くなってきており、必要な保育士数の確保が非常に困難な状況となっている。そのため、早朝・延長保育の時間帯においては、配置基準を緩和し、無資格者を1名に限定することなど(配置可能とすることで、保育サービスの充実に図られる。 ○保育士不足が深刻化する。朝夕の長時間保育の時間帯については、適切な対応が可能なのでも代替可能と考える。特例措置の継続を求めたい。 ○保育士に係る有効求人倍率は平成27年1月に2.1倍となり、保育士不足が深刻化している状況となっている。この影響により臨時保育士の募集で必要人員が確保できない事態が続いており、臨時保育士では割に合わないという空気の中、保育士の採用に苦しんでいる。特に、コアタイム以外の朝夕のシフトに対応する者の確保が困難であり、保育する児童が少数の場合には、特例措置を活用して保育施設における十分な業務経験を有する者を保育士に替えて配置できるように配慮したい。 ○朝夕の時間帯での保育士確保が困難となっており、正規職員の負担が大きくなっている。職員の適正な配置を図るため、規制緩和を求めたい。 ○現状では、朝夕の時間帯は保育士の複数配置で対応しているが、一方で、恒常的な保育士不足のなかで、保育士確保シフト体制の双方に苦しんでいる。このような状況から、保育士資格者でなく、「保育補助者でも可」となれば現場における人材確保の課題が少しでも解消される。ただし、登園降園時間帯については、子どもや保護者への格別の配慮が必要な時間であることから、子育て経験を有す、地域の事情を知っている等の適切な方を配置するよう留意するべきと考えます。 ○保育士不足が深刻化しており、早朝、遅暮のシフト勤務の配置に苦しんでいる。朝夕の保育する児童が少数の時間帯に、保育士1人に限り、保育士以外の経験者等を配置することができる特例については、歴史的経緯の一面と考える。本特例が更に有効活用できるよう、適用できる保育所範囲の柔軟化や代替者の明確化を図り、制度化を望むものである。 ○非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、朝夕の保育士の確保が難しい状況となっている。 ○そもそも保育士の確保が困難な状況が続く一方で、保育需要は増えるとともに、保護者の就労時間等に合わせた多様な受け入れを実現するための体制整備が求められており、現場での対応は大変苦慮しています。特例措置という一時的な取組だけでなく、各地域の実情に応じた恒常的かつ実効性のある取組に改善していただきたい。 ○同様に、保育士不足が生じているため、是非配置定数の緩和をお願いしたい。 ○提案市と同様、朝夕の時間帯においても多数の園児が登園している。特に朝夕の時間帯は保育士資格を持った者の勤務希望者が少なく、保育士の確保に苦しんでいる。 ○現在、保育士不足が大きな課題となっており、各施設において保育士の確保に苦しんでいる状況である。特に、郊外においては、保育士の確保が困難な状況にあり、朝夕の2名配置が困難な状況にある施設も生じている。さらに、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した施設においても、土曜日勤務できる保育士確保が困難なため、土曜日の利用児童が少ないにもかかわらず開園することができない園も見られる。 ○特例が適用される基準に關して問い合わせがあり、明確な基準を示すことができなかった事例があった。ある程度の具体的な基準を示していただきたいということ、慢性的な保育士不足及び保育士の処遇改善という課題解決のためにも、単年度限定の特例措置ではなく、法及び基準の見直しを求めたい。</p>	<p>【全国知事会】 保育所の保育士の配置に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とする。</p>	<p>○ 提案の背景となっている朝夕の保育士不足等の実情を把握の上、例えば、小規模保育事業B型の類似型として保育士の2分の1を保育士有資格者以外の経験者等で代替可能とするなどの制度設計も含めて、要件緩和について検討すべきではないか。 ○ 上記の検討の際は、日中と朝夕の時間帯で保育の性質が異なり、それに伴い保育士が担う役割が時間帯において異なるという点も考慮に入れるべきである。現に、朝夕の時間帯は直接児童に関わること以外の施設管理作業(施設の開設・施設、施設内掃除等)や、設備準備・片付け作業(洗濯、おやつやお茶の準備、玩具消毒等)等も多く、これらに有資格者以外の方に委ね、保育士には児童に直接関わる業務を重点的に担うことで、保育の質を維持しながら、保育士不足の状況に柔軟に対応できるのではないかと。 ○ 以上を踏まえ、本年度特例的に実施している取組について、「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)に沿って検証し、提案に関する対応方針については年末までに閣議決定を行うとされていることを念頭に、恒久化や措置内容の明確化等の結論を出すべきではないか。</p>	<p>提案については、「日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」を踏まえて実施した保育士数の特例的な取扱いに係るアンケート調査の結果をもとに本年度の取扱いを検証した上で、保育の質が確保されることを前提として、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得ることとしている。 なお、再意見において新たにいただいた「朝夕の時間に限り保育士の配置基準を2分の1でよいこととし、代替者を充てられるようにする」というご提案については、保育所における保育の質を確保するために、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士により保育が行われることが必要であり、保育士の配置基準はその質確保のために最低限必要な数を定めているものであることから、適当ではないと考える。 (※)「保育体制強化事業実施要綱」において、保育士資格を有しない者であっても、保育に係る周辺業務(保育設備等の消毒・清掃、給食の配膳・後片付けその他保育士の負担軽減に資する業務)を行えるものとしている。</p>	<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(第22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準に関し、平成27年度に特例的に実施している取扱い(朝夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)については、有識者の意見を踏まえつつ保育業務経験者等の要件を明確化した上で平成28年度以降も実施する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>青森県、福島県、豊橋市、高槻市、熊本県</p> <p>○子ども子育て新制度では、認定は市町村が定める事業計画を基準に都道府県が行っている。指定都市に権限を移譲することで市の計画に沿って、柔軟かつ迅速に認定ができる。</p>	<p>【全国知事会】 指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 提案団体が示している具体的な支障事例の内容や、事務処理特例による移譲と法律による権限移譲では意味合いが異なるという点については、ヒアリングを通じて認識を共有することができている。指定都市による計画的・機動的な子育て環境整備を促進する観点で、できる限り早期に一律移譲を実現すべきではないか。 ○ 提案団体は現実的な支障を示した上で移譲の必要性を主張していることから、仮に現時点で移譲が困難である場合、責務者としてより具体的な理由を提示すべきではないか。 ○ 事務処理特例による移譲に係る協議を行っていない個別の指定都市及び道府県、幼保連携型認定こども園の状況を確認した上で検討されることだが、本提案は指定都市の総意として提出されていることや、全国知事会からの意見では、「指定都市へ権限移譲すべきである」との見解が示されていることを踏まえ、実現に向けて検討すべきではないか。</p>	<p>認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲の状況や課題等についてのアンケートを道府県、指定都市等に対して実施し、現在、その調査内容を精査しているところ。今後、その調査結果を基に、対応方針を検討する予定。</p>	<p>[再掲] 6【厚生労働省】 (5)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(内閣府及び文部科学省と共管) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
212	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	<p>27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。</p> <p>単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。</p>	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。</p> <p>一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点(参考)</p> <p>保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。</p>	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要であり、現時点での回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。	交付金制度の一元化については「予算編成過程での検討が必要」ということであるが、運営費補助は既に一元化されており、現行の施設整備補助の制度を維持しなければならぬ特段の理由がない限り、一元化に向けた検討を基本に進めるべきである。	なお、本年度、文部科学省と厚生労働省でそれぞれの事業募集や内示の時期を合わせるなどの対応をしているところであるが、単一施設を2つの制度で助成する以上当然の対応であり、都道府県や市町村をはじめ、特に施設設置しようとする各設置事業者にとっては、書類作成等事務が二重となるなど、実際に多大な負担を与えていることにかわりはなく、事務負担を軽減するためにも、交付金制度の一元化を図ることが必要である。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>青森県、秋田県、能代市、鹿角市、遊佐町、福島県、栃木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本市、宮崎市、栃木県、岐阜県、大阪狭山市</p> <p>○幼保連携型認定こども園に係る施設整備に係る交付金について、市町村からの交付手続きは、新設に加え改築や大規模修繕でも同様に、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行う二重事務となっているほか、供用部分の1号、2・3号入所定員数等による段分といった煩雑な作業・手続きが必要となっている。</p> <p>県においても同様に、保育所部分は県内市町村分を取りまとめ、内容精査のうえ厚生労働省に送達するのに対し、幼稚園部分は市町村の協議は文部科学省で行うも限らず、県から同省への交付申請を行い、また、県から市町村へ交付するための交付要綱・要領等の整備や交付事務が必要となるといった二重事務が生じている。</p> <p>予算面でも、同一施設であるのに幼稚園部分のみ県予算への計上が必要となり、県民にとって分かりにくい仕組みとなっている。</p> <p>このため、事務の効率化や対外的なわかりやすさ等の観点から、施設整備交付金の所管の一元化が必要であると考える。</p> <p>○H27施設整備交付金活用予定で、二重の事務が発生している。このため、交付金所管にかかる一元化等の改善を求めます。</p> <p>○認定こども園施設整備の国庫補助については、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務が複雑化している。また、事業実施にあたっては、両方の交付金の内示が出ないと事業に着手することが出来ず、スケジュールの遅れにもつながっている。事務の効率化や施設整備の早期完了を図る上でも、所管の一元化や事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。</p> <p>○認定こども園等の施設整備では、保育部分の整備は厚生労働省「保育所等整備交付金」を、教育部分の整備は文科省所管「認定こども園施設整備交付金」を活用しています。幼保連携型認定こども園へ移行のための施設整備を行う場合、保育部分・教育部分の両方を整備する必要が多く、その場合は、単一施設での2つの交付金を活用することとなり、二重の事務が発生する他、交付額は、工事費を保育・教育に係る部分の定員や面積等で便宜上按じて算出するなど事務が煩雑となっています。</p> <p>○認定こども園の整備については、国の進める施策であり、今後多くの幼稚園が認定こども園に移行するにあたり、補助金を活用した施設整備が行われるものとする。提案のとおり、同一施設についての市町村の補助手続き事務の一本化を要する。</p> <p>○平成27年度に新しく設置された幼稚園型認定こども園は、幼稚園でも保育所でもない単一の施設とされている。しかしながら、施設整備に係る国の補助金は、幼稚園部分と保育所部分という概念が入り込み、施設別は別々に申請しなければならず、事務負担が大きいという支障が生じている。事務の煩雑さを改善するために制度を改正する必要がある。</p> <p>○申請者である市町村が同一整備事業について2つの補助事務を行っており、事業者、市町村、県ともに二重の事務となっている。</p> <p>○本年度幼保連携型認定こども園に施設整備に対する補助を予定しており、文部科学省、厚生労働省それぞれへ交付金の交付申請を予定しているところであり、二重の事務が生じている。事務の効率化や対外的なわかりやすさ等の観点から、所管の一元化や、事務の統一化などの改善を行うことを求める。</p> <p>○交付を受ける立場である市においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。</p> <p>○二重事務により、国からの補助金にかかる決定通知等に時差が生じるため、市の補助金支出事務に遅延が生じる恐れがあるため、所管の一元化などの改善を求めます。</p> <p>○「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園の普及が進んでいるなか、市の計画として、市立幼稚園をすべて幼保連携型認定こども園へ移行するため取組を推進しているとともに、私立幼稚園及び保育所に対しても移行を支援しているところである。</p> <p>しかしながら、新制度では、従来バラバラに行われていた認定こども園等に対する財政措置の仕組みを改善するため、「施設型給付」等を創設することで一元化されたにも関わらず、施設整備の段階での財政支援に対する改善がなされていない。</p> <p>私立幼稚園及び保育所に対する意向調査においては、認定こども園や新制度に係る国の財政支援の先行きが不透明であり、今後の動向により判断するとした園が多くあり、施設整備に対する財政支援が煩雑である状況も要因のひとつとなっている。</p> <p>以上より、移行促進等の観点から、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度については、制度及び所管の一元化や、少なくとも事務の統一化等の改善を求めるところである。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金を申請する場合、単一施設であるにも関わらず幼稚園部分は文部科学省に保育所部分は厚生労働省に交付申請等しなければならず、交付申請等の提出書類は省ごとで作成しているが、書類の様式似ているが異なる部分もあり事務が非効率で煩雑である。</p> <p>また、交付金額の算出も、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で按分した上で、各省の交付要綱に則り交付金額を算出することになっているなど、算出する事務も煩雑となっている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園はないが、幼稚園型認定こども園の施設整備に係る申請手続き等を行う際に、同様に二重の事務が発生している。また、各府で、補助対象となる施設整備の内容や、申請期限等も異なるため混乱している。</p> <p>○認定こども園の整備に関する交付金については二本立てとなり、県及び市町村の事務が煩雑になるだけでなく、事業者にとって複雑で非常にわかりにくい内容となっているため、運営に係る施設型給付と同様に、明確で簡潔なものとなるよう、制度の改善を求めます。</p> <p>○保育所等整備交付金は、直接、国より交付されるため、幼保連携型認定こども園を整備する際には、保育機能部分のみ補助を行っている。</p> <p>幼稚園本体と一体的に整備する際には、県との協議が必要となってくるが、国の所管が異なることや、施設側も県と市の二つの行政機関から補助金を受けるなど、手続きが煩雑になっている。</p> <p>このため、幼保連携型認定こども園整備補助について一元化することは、事務の簡素化のために望ましいと考える。</p> <p>○認定こども園整備を施設として一体的に進めるに当たり、厚生労働省、文部科学省双方の内定を待つこととなるため、時間的なロスが発生し、円滑な事業遂行に支障が生じている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所等整備交付金は児童福祉法に基づく法律補助として実施している一方で、認定こども園施設整備交付金は法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施しており、補助区分についても、保育所等整備交付金が直接補助事業であるのに対し、認定こども園施設整備交付金は間接補助事業である等の理由から、ご提案のように補助金を一元化することは難しい。</p> <p>事務手続の煩雑さについては認識しているため、可能な限り事務手続が煩雑とならないよう交付要綱や協議書の一本化等を含め、具体的な対応策について検討してまいりたい。</p>	<p>[再掲] 6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(内閣府及び文部科学省と共管) 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の本体化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
215	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業に係る園庫補助の職員配置に関する要件緩和	<p>病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童のおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。</p> <p>①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。</p> <p>②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。</p>	<p>【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)</p> <p>【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営が可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考え。</p>	<p>平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案) 病児保育事業実施要綱(案) (27年度の要綱は現時点で未発出であるが、案が提示されている)</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市</p>	<p>病児保育事業の実施に際して、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。</p>	<p>提案を踏まえた回答であると承知しているが、回答の趣旨を要綱等において明確に示していただきたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>下川町、洞爺湖町、青森県、三糸市、安達野市、浜松市、福知山市、加西市、奥出雲町、江田島市、萩市、古賀市、熊本市、宮崎市、かほく市</p> <p>○総合戦略の策定と併せて、若者世代の移住定住の促進を図るべく、出生率の向上を目的に子育てがしやすい環境の整備を行う予定である。しかし、人口が減少している中山間地域で病児保育サービスに求められる保育士、看護師を常時雇用できるほど財政的余裕がなく、人材の確保も難しい。</p> <p>○H25年度保育のニーズ調査において、ニーズはあるものの少数であり、病院への委託を考えても、規制緩和なしでは実施は困難が予想される。</p> <p>○利用児童が少ない中では看護師等の常時配置が難しく、結果的に国庫補助要件を満たさないために自主事業として実施している施設もあるため、提案の趣旨に賛同する。</p> <p>○病児保育に関しては時期による利用人数の増減が大きいので、特に利用の少ない月には安全面を担保した中で、保育士・看護師等を隣接する保育所や病院等で勤務できるよう基準を緩和することにより、保育士・看護師不足の解消にもつながると考えられる。</p> <p>○医療機関内に病児保育室を設置して事業を実施している場合については、病児保育室に看護師が常駐していなくても、緊急時には病院に勤務している看護師で迅速な対応ができ、また直接、医療につなげることが可能であることから、必ずしも病児保育室に看護師が常駐する必要はないと考える。</p> <p>○平成27年9月から病児保育を実施するべく準備を進めているが、山間の小都市であり看護師・保育士の確保が難しく、また季節ごとの利用者の増減が大きいと予測される。効率的な事業運営のため、規制緩和を求める。</p> <p>○病院等の診療施設が運営する病児・病後児保育施設で、利用者がいない日は他の業務(兼務)が可能となるよう認めていただきたい。</p> <p>○現在、当事業は未実施ですが、保護者のニーズや子育て環境整備の観点から事業実施への取り組みが急がれます。今後、保育所等の同一施設内で実施する場合は、病児用看護師の常駐ではなく施設内に配置されている保育士・看護師で迅速な対応が可能であるという要件緩和を希望します。また、看護師については、保健師、養護教諭のOB・OG活用も要件に加えてはどうか。いずれにしても、利用頻度と人材確保のバランスが難しいと考えます</p> <p>○病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。</p> <p>○人口や子どもの少ない中山間地域で病児保育事業を展開しているが、看護師等の常時配置が困難かつ効率性も悪く、安定的な運営を行うためには、国庫補助の対象とされる職員配置要件の緩和が必要である。</p> <p>○病児保育事業の実施については課題のひとつであり、現在の制度での実施方法を模索している。条件が緩和されることにより本事業の実施の可能性が高くなることから、条件緩和は必要だと考える。</p> <p>○病児保育のニーズは高いものの、時期による変動や、当日のキャンセル等も多く、常勤の職員を複数雇用することにより、施設側の経済的負担が過大となっている。左記のように配置要件が緩和できれば、実態に即した柔軟な運用が可能になると思われる。</p> <p>○現在、6施設に事業を委託しており、年間延べ3,500人程度の利用実績があるが、稼働率は50%を下回る状況にある。また、委託先においては、看護師の人材確保で苦労している状況も見られる。本提案のように、看護師の配置要件が緩和されれば、人材の効率的な活用が図られるとともに、よりニーズに沿った事業実施が可能になるものとする。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>子育てへの不安の解消などに向けて、病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件の緩和を図るべきである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、利用児童の急変時の対応や保育士及び看護師等の有資格者の確保について留意すること。</p>	<p>○ 現行制度の下で、提案の内容は実施可能であることが実施要綱からは読み取りづらく、また、どこまでが可能なのかについても不明確である。事業者等にとっても分かりやすいという観点から、実施要綱へ明記するなど、対象範囲の明確化を行うべきではないか。</p> <p>○ 病児保育事業については、地域の状況により様々な実施形態があるため弾力的な対応を行うべきものとの考えが示されたが、今後検討される通知等においては、その旨を明確に記した表現振りを検討すべきではないか。</p>	<p>前回答のとおり、病児保育事業の実施に際しては、児童の安全面、衛生面等に十分配慮されていることを前提とした上で、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。</p> <p>上記の趣旨を周知するため、具体的な事例を含め、柔軟な対応が可能である旨の事務連絡を各自治体宛てに今後発出することとする。</p>	<p>[再掲]</p> <p>6【厚生労働省】</p> <p>(21)子ども・子育て支援法(平24法65)(内閣府と共管)</p> <p>病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としいないと、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱」(平27厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成28年4月を目途に改正する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
216	地方に対する規制緩和	医療・福祉	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大	<p>看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を、「修業する期間に相当する期間」としながら現行では上限2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。</p>	<p>【具体的な支障事例】 ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21年度には修業期間の全期間(上限なし)に拡充されたが、その後、24年度から上限3年、25年度からは上限2年に短縮されたことから、3年以上のキャリアアップが必要な資格に係る修業者数が減少している。(県内実績)23年度:6名、24年度:3名、25年度:0名</p> <p>ひとり親家庭の経済的自立にとって、効果的な資格を取得することは重要である一方、低所得傾向にあるひとり親にとって、3年目以降の給付金の当てが無い中で、3年以上の修業を要する資格を取得するには生活の不安があり、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっていることから、自立を促進するには安定した就業のための支援が必要である。 その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が大きく、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとり親の多くが常勤雇用につながっている。 ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。</p> <p>【本県における対応】 なお、本県では全期間を給付金の支給対象とすることの重要性に鑑み、26年度から県単独事業として、国庫補助の対象とならない3年目以降について、市町村を通じて支給することとした。(これにより、25年度に0名となった修業者が26年度は3名、27年度は5名と増加した。)</p>	母及及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	<p>高等職業訓練促進給付金は、かつて、経済対策として補正予算により限定的に支給金額の引き上げ等を行ったが、補正予算に依存せず、当初予算による安定的な運用を可能にするため、平成25年度に制度の見直しを行い、現在に至っている。さらに平成28年4月には、母子寡婦福祉法の改正を行い、高等職業訓練促進給付金を法定化・非課税化することによって、実質的な負担軽減を図ったところであり、全体としてみれば改善されたと評価することができると考えている。</p> <p>また、看護師など3年課程の養成施設で修学する場合には、3年目を母子父子福祉資金の貸付により支援することも可能である。今後、更なる制度改善のため必要に応じて検討を行うこととした。</p>	<p>母子父子福祉資金はあくまでも貸付金であるので、返還が必要となる。修業開始時・修業中など、まだ就職先も決定しておらず、将来的見通しも不安定な中で貸付金を貸付金で対応することは制度として不十分である。</p> <p>実際に、給付金の支給上限が2年に短縮された平成25年度においては、鳥取県内で3年以上の課程での修業開始者は0人であった。一方で、鳥取県で3年目以降の給付金を継続して支給する事業を開始した平成26年度からは、3年以上の課程での修業開始者が増加している。このことから、3年以上の課程で修業する者にとって、修業期間の全期間の生活の安定の確保が、資格取得(修業開始)に踏み切るインセンティブとなっているものと考えられる。</p> <p>高等職業訓練促進給付金事業は、経済対策によって給付金支給期間が拡大されたことにより、申請者が増加し、多くのひとり親家庭が資格を取得されその後の常勤雇用にも結びついている。当該事業は、非常勤での雇用の割合の高いひとり親家庭にとって、大変有効な就業支援策である。</p> <p>また、近年では給付金の非課税化など、ひとり親家庭の状況に応じて徐々に制度が改善されているところであるが、ひとり親家庭の様々なニーズに応え、全てのひとり親家庭が夢を諦めることの無いような支援を実施するために、修業期間の全期間の生活の安定を確保する必要があることから、3年目以降の期間の給付金の支給について引き続き強く要望する。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
222	日地方に対する規制緩和	医療・福祉	高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大(上限2年→3年)	<p>看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金の支給対象期間を、現行では上限2年に制限しているところ、3年に拡大することを求める。</p>	<p>ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、一般世帯と比べて年収が低くなっている。ひとり親家庭に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業することをもって自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要。</p> <p>看護師等の資格は取得に3年を要するため、ひとり親にとっては、修業期間の3年目以降の生活の不安から、意欲はあっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。なお、修業3年目には母子寡婦福祉資金の貸し付け(月68,000円)が受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならぬことに対する不安も強い。</p>	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	厚生労働省	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	<p>高等職業訓練促進給付金は、かつて、経済対策として補正予算により限定的に支給金額の引き上げ等を行ったが、補正予算に依存せず、当初予算による安定的な運用を可能にするため、平成25年度に制度の見直しを行い、現在に至っている。</p> <p>さらに平成26年4月には、母子寡婦福祉法の改正を行い、高等職業訓練促進給付金を法定化・非課税化することによって、実質的な負担軽減を図ったところであり、全体としてみれば改善されたと評価することができると考えている。</p> <p>また、看護師など3年課程の養成施設で修学する場合には、3年目を母子父子福祉資金の貸付により支援することも可能である。今後、更なる制度改善のため必要に応じて検討を行うこととした。</p>	<p>平成26年4月の母子寡婦福祉法の改正により、高等職業訓練促進給付金が法定化・非課税化されたことは評価できるが、支給期間が3年間から2年間に短縮されたことにより、3年間養成機関に通う必要がある看護師等については意欲はあっても資格取得を目指すハードルが高くなっている。</p> <p>3年目を母子父子寡婦福祉資金貸付により支援することも可能ではあるが、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならぬため、受給者の不安も強いところである。</p> <p>ひとり親家庭に対して資格取得を促進し、安定した収入・就労による自立へつなげていくためには、支給期間を2年間に3年間に戻すなど、さらなる制度の改善が必要と考える。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
36	A	権限移譲	雇用・労働	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第702条	厚生労働省	愛知県	<p>ハローワークの無料職業紹介事業については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、一体的実施事業、ハローワーク特区、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。</p> <p>また、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。</p> <p>なお、雇用対策協定は平成27年7月1日現在34自治体(15都道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。</p> <p>※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施。地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。</p> <p>※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表。</p> <p>※ハローワークは全国に544カ所あり(さらに、一体的実施施設を275カ所設置するなど地域に密着して業務を実施)、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。</p>	<p>【制度改正の必要性】 職業安定法第1条(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情に応じ、産業振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介等を一体的に実行することで、より効果的な推進が可能。</p> <p>また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。</p> <p>【現行制度の支障事例】 国は、H27年1月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。</p> <p>○本県の一体的実施「あいち労働総合支援フロア」に係る予算等 人員:26人、予算:207,260千円 ○県内のハローワーク箇所数:16カ所2出張所</p> <p>【懸念の解消策】 ① 雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ② 職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキュリティの基でアクセス許可を受けることで可能。 ③ 全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。 ④ ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。</p>	<p>国の職業紹介業務と自治体業務の一体的実施、ハローワーク特区、求人情報のオンライン提供等、現行制度上の取組を積極的に進めたとしても、組織が異なり、指揮系統が別となる以上、都道府県と国は別々に人員・予算を措置する必要があり、二重行政が生じる懸念は依然解消されない。</p> <p>国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めるためには、都道府県領域における業務は都道府県が、広域にわたる業務は国が、それぞれ分担したうえで、連携して施策を推進していかねばならないと考える。</p> <p>このため、都道府県単位で設置されている労働局と所管するハローワークについて、都道府県への速やかな移管を実現し、都道府県がそれぞれの地域の実情に応じ、雇用施策を効果的に運用できる体制を整えることが必要である。</p> <p>また、都道府県領域にとどまらない統一、一元的な管理の必要性に関しては、提案中の【懸念の解消策】①から④で述べたとおり、国が全国統一の基準を策定し、必要に応じて指揮監督を行うこととし、具体的な運用を地方に委ねることとすれば十分可能であり、提案を実行するうえでの支障となるものではないと考える。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p>< 新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) ></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
	<p>【全国知事会】 まち・ひと・しごと創生のためには、「しごと」が「ひと」を呼び込むようにする必要があり、求人と求職を適切にマッチングさせていくことはその要である。 就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できると、身近な場所で開催できること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開ができることなどから、ハローワークの地方移管を早期に実現すべきである。 そのためにも国において一体的実施、ハローワーク特区等について成果と課題の検証を早急に行う必要がある。 地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実が必要であり、一体的実施、ハローワーク特区における実施期間の延長や国の意思決定の迅速化、一体的実施における国からの就職実績の積極的な情報提供や雇用保険・職業訓練受講指示等の国の就職に関するサービスのさらなる拡大、ハローワーク特区における実施箇所の拡大と取組内容の充実等を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>	<p>求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行っており、利用者の実態に合わせて、国として行う無料職業紹介事業は、地域の制限なく国が運営するハローワークの全国ネットワークで行うことが効率的である(例えば、求人事業主は能力・適性により採用を決めており、国が都道府県を越えた職業紹介だけを扱うこととした場合、極めて非効率なものとなる)。 また、雇用保険制度の適正な運営や全国一斉・迅速な雇用対策等を効果的に実施するためには、厚生労働大臣の指揮命令の下、一の組織で対応することが最も効率的である。 なお、平成27年9月2日の地方分権改革有識者会議(第22回)・提案募集検討専門部会(第27回)合同会議において、平成27年1月30日の閣議決定や全国知事会の「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」を踏まえた議論を行うこととされたところである。</p>	<p>4【厚生労働省】 (1)職業安定法(第22法141)、雇用対策法(第41法132)及び雇用保険法(第49法116)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (1)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と併列に課されている事業の停止命令(職業安定法34条の第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。 ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成28年度中に検討し、その結果を踏まえる必要措置を講ずる。 ・地方公共団体のオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対し提供することを可能とする。 ・地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。 ・地方公共団体が行う無料職業紹介に求職者を雇い入れた企業が雇入助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知するとともに、事業主に平成27年度中に周知する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条)及び職業訓練の実施等に関する特定求職者の就職の支援に関する法律(法12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 (1)地方公共団体がハローワークを利用する仕組みについて 雇用対策に関する国と地方公共団体の連携(雇用対策法1条)について、新たに以下の枠組みを創設する。 ・地方公共団体の側と国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携し、協定を締結する。 ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所管事業を対象とすることができる。 ・地方公共団体が協定の内容全般等国の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。 (1)一体的サービスの実現について 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の雇用に関する施策(福祉業務)に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等を一体的に実施するサービス(以下「一体的サービス」という)を法化した上で体系的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成28年度から講ずる。 ・一体的サービスにおける業務の改訂に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を付けハローワーク又は都道府県労働局で対応を行うこと、要望の体系的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、体系的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。 ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に1回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条)及び職業訓練の実施等に関する特定求職者の就職の支援に関する法律(法12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 ・一体的サービスにおける利用希望登録については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実行する。 (2)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・職業紹介に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施(国が地方公共団体の代表者に対し、国及び地方公共団体の間で地方公共団体で求職者の利便性が一層高まるよう、生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 ・各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成27年度中に示し、地方公共団体の要望に応じて提供する。 ・民間事業者が地方公共団体に委託を行って行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用件介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年度までに検討し、その結果を踏まえる必要措置を講ずる。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
129	A	権限移譲	雇用・労働	<p>ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲</p> <p>職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。</p> <p>●職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務</p> <p>●雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等</p> <p>●国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督)</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>本県の雇用情勢は、平成27年3月の有効求人倍率が1.21倍と全国平均を上回っているものの、業種により求人への偏りが生じており、正社員の有効求人倍率も0.59倍と全国を下回っており、安定的な雇用を創出するため、企業の人材ニーズを踏まえた支援等の施策展開が必要。</p> <p>新規学卒者の内定状況が好調な一方、なお残る未内定者に対する支援、生活困窮者への住居・生活資金等の生活基盤の確保等も併せた就労による自立支援、東日本大震災による避難者に対する生活から就労までの総合的な支援、仕事と育児の両立等に係る支援による女性の就労促進等、求職者に対するきめ細かな支援が必要。</p> <p>これらの課題に対し、ハローワークが行う職業相談・紹介、求人・求職の実態・ニーズに関する情報を県等の施策に反映することで、本県における就労支援の更なる強化を図り、県民サービスや利便性の向上に繋げることが可能となる。</p> <p>平成25年度より開始した、県と労働局の一体的実施による「トータル・ジョブサポート」においては、平成26年度、山形市において105人(計画100人)、酒田市において67人(計画60人)、7月に新たに開設した新庄市において12人(計画12人)、同じく米沢市において47人(計画14人)の就職に繋がっており、いずれも計画と同等以上の成果を挙げ、ハローワーク機能が完全に地方に移管されることで、施策面のより一層の充実と、機能の向上が期待できる。</p> <p>国は、先に閣議決定した「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、本県を含む地方の「一体的実施」等の取組の成果を検証したうえで、ハローワークの地方移管を速やかに実現するべきである。</p>	<p>・厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条</p> <p>・職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条</p> <p>・厚生労働省組織規則第792条、第793条</p> <p>・雇用保険法第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条の3、第58条、第59条</p> <p>・職業能力開発促進法第26条の7</p>	厚生労働省	山形県	<p>ハローワークの無料職業紹介事業については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、一体的実施事業、ハローワーク特区、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。</p> <p>また、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。</p> <p>なお、雇用対策協定は平成27年7月1日現在34自治体(15都道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。</p> <p>※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施。地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。</p> <p>※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表。</p> <p>※ハローワークは全国に544カ所ありさらに、一体的実施施設を275カ所設置するなど地域に密着して業務を実施し、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。</p>	<p>本県においては、ハローワークの県への移管に向けての実証実験の取組みとして、職業相談と職業紹介をワンストップで提供し、相談者に対して関係機関による総合的な就労支援を行う「一体的実施」を行っている。</p> <p>このことについては、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、「(ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。」こととされているため、他県における同様の取組みやハローワーク特区と併せ、これまで3年間実施されている取組みをもとに、国において成果と課題について早急に検証を示された。</p> <p>なお、全国知事会による検証では、一体的実施及び特区の取組みで大きな成果が出ているものの、○一体的実施において、施設内のルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない、○特区制度において、都道府県知事の指示権には限界があり、県の意向による職業紹介までの一貫した支援の実現は困難である、新たな業務に対する都道府県労働局の判断や対応に限界がある、などの課題も示されている。</p> <p>本県でも、平成25年7月の第一回の開始以降、予め想定した内容を上回る成果を挙げて来ており、こうした取組の有効性が十二分に証明されたものと考えられることを踏まえ、移管の促進を重ねて要する。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府県からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
	<p>【全国知事会】 まち・ひととしこの創生のためには、「しごと」が「ひと」を呼び込むようにする必要があり、求人と求職を適切にマッチングさせていくことはその要である。 就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開ができることなどから、ハローワークの地方移管を早期に実現すべきである。 そのためにも国において一体的実施、ハローワーク特区等について成果と課題の検証を早急に行う必要がある。 地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実が必要であり、一体的実施、ハローワーク特区における実施期間の延長や国の意思決定の迅速化、一体的実施における国からの就職実績の積極的な情報提供や雇用保険・職業訓練受講指示等の国の就職に関するサービスのさらなる拡大、ハローワーク特区における実施箇所拡大と取組内容の充実等を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>	<p>厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成21年1月30日閣議決定)に基づき、まずは①一体的実施事業や②地方自治体への求人情報のオンライン提供等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の官長の意向を反映する取組や各地域の連携事例の全国展開をさらに進めていく方針である。 ハローワークの地方移管自体は困難であるが、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの更なる強化に繋がると考えている。労働局と雇用対策協定を締結するなど、ハローワークの業務に知事の意向を反映し、貴見の施策とハローワークの業務をこれまで以上に一体的に実施していくという方針もあつたと考える。 ※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページで公表 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html) ※ 「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。 なお、平成27年9月2日の地方分権改革有識者会議(第22回)・提案募集検討専門部会(第27回)合同会議において、平成27年1月30日の閣議決定や全国知事会の「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」を踏まえた議論を行うこととされたところである。</p>	<p>厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成21年1月30日閣議決定)に基づき、まずは①一体的実施事業や②地方自治体への求人情報のオンライン提供等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の官長の意向を反映する取組や各地域の連携事例の全国展開をさらに進めていく方針である。 ハローワークの地方移管自体は困難であるが、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの更なる強化に繋がると考えている。労働局と雇用対策協定を締結するなど、ハローワークの業務をこれまで以上に一体的に実施していくという方針もあつたと考える。 ※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページで公表 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html) ※ 「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。 なお、平成27年9月2日の地方分権改革有識者会議(第22回)・提案募集検討専門部会(第27回)合同会議において、平成27年1月30日の閣議決定や全国知事会の「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」を踏まえた議論を行うこととされたところである。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法14)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)の公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、給付等並びに地方公共団体の無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設け、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (1)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について、地方公共団体の無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同様に課税される事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法35条の14)、帳簿の備付け(職業安定法35条の15)等の規制及び罰による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。 ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供される情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な応募条件等が含まれるようにする方策について平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。 ・地方公共団体が都道府県労働局への情報提供に基づき、ハローワークの求人としても提供する。 ・地方公共団体の無料職業紹介により求職者を雇入れた企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知するとともに、事業主に平成27年度中に通知する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用保険助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 (2)地方公共団体がハローワークを活用する枠組みについて 雇用対策協定の締結を要する国と地方公共団体の連携(雇用対策法3条)について、新たに以下の枠組みを創設する。 ・地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携して取り組むための協定を締結できる。 ・協定においては、例えば、選考協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組むための協定を締結できる。 ・地方公共団体が協定の内容を全部国に雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。 (3)一体的サービスの実施について 国と地方公共団体の間で、一部の無料職業紹介事業者等地方公共団体の雇用に関する施策(福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等)を一体的に実施するサービス(以下「一体的サービス」という。)を法定化した上で継続的に実施するとし、その運用について、以下の取組を平成28年度から講ずる。 ・一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を踏まえてハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと。要望の標準的な様式を定め、標準的期間を協定すること等により、標準的対応を確保し、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難な場合は、地方公共団体に対してその理由を明示する。 ・一体的サービスにおける利用者登録については、ハローワークの求職申込書と国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。他のハローワーク(既に求職申込がなされていない場合は、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。 ・このほか、一体的サービスの充実策について結論が得られた事項については、可能なものから速に実行する。 (4)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間で的人事交流を推進する。 ・利用者の利便性が向上するよう、生活相談、若者・女性・中高年齢者向けの就職、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成28年度に通知する。 ・各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成27年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革案(附録)」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、「雇用紹介事業者等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年度までに検討し、その結果を踏まえる必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
221	地方に対する規制緩和	雇用・労働	ハローワーク求人情報の委託訓練機関等への提供	委託訓練及び認定職業訓練を行う民間機関について、職業紹介の許可を受けた機関でなくても、オンライン提供を受けた地方自治体からハローワークの求人情報を提供できるようにすることを求める	都道府県が民間教育訓練機関等に委託して行う「委託訓練」及び事業者等が行う「認定職業訓練」については、職業紹介の許可を受けた機関を除き、ハローワーク求人情報提供の対象外となっている。訓練を就職へ直結させるには、職業訓練実施機関でも求人情報を提供できるようにすることが効果的であり、訓練受講者等が訓練機関で求人情報の検索ができるようになり、受講者・求職者の利便性も向上することから、オンライン提供を受けた地方自治体から、「委託訓練」や「認定職業訓練」の実施機関に対しハローワークの求人情報提供を可能とすることを求める。	ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(民間職業紹介事業者等)7、ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(地方自治体等)7	厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	公共職業訓練等の受講中や受講後の就職支援については、現在も訓練機関と公共職業安定所が連携しながら実施しているところではあるが、ハローワークの求人情報を訓練機関に提供することで、更に連携が強化され、訓練受講生の就職も促進されることから、今後、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対しては、地方自治体経由等でハローワークの求人情報の提供を可能とする方向で、利用規約等の見直しを検討して参りたい。	職業紹介と職業訓練の連携に向けて、効果的な制度改正の検討をお願いする。	
88	地方に対する規制緩和	雇用・労働	職業紹介行為の事業所要件の廃止	地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合における、事業所で行うこととされている職業紹介行為を、事業所以外でも実施できるよう事業所要件を廃止すること。	【規制の概要】 地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされたとともに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資産額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。 【制度改革の内容】 職業紹介行為を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。 【支障事例】 地方公共団体が実施する出張相談や合同企業説明会では、相談者や求職者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができない。このため、求職者は事業所に赴き求職の申し込みをしない限り、職業紹介を受けられない。都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市町村で定期的実施することも多く、求職者にとって身近で相談する機会が確保されているにも関わらず、求人情報の提供等の職業紹介を受けるためには、住居から遠く離れた事業所まで改めて出向が必要があり、求職者の利便性を著しく損ねている。 また、合同企業説明会において、企業と求職者の双方が面接を希望した場合であっても、事業所での登録を行ったからの実施となり、迅速・円滑な就職支援の障害となっている。 【改革による効果】 地域の実情や求職者のニーズに応じた職業紹介(出張相談、合同会社面談会等)が臨機に実施可能となり、求職者と求人者双方の利便性の向上及び地域におけるマッチング機能の強化が期待される。	職業安定法第30条、第31条、第32条の14、第32条の15、第33条の4第2項	厚生労働省	九州地方知事会	地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等に関する検討会」の検討を開始したところ。同検討会については「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。	本提案は、地方公共団体が実施する職業紹介事業について国に準じた扱いを求めるものであるが、このことについては既に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、「地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。」とされたところである。 回答いただいた「規制改革実施計画」における「雇用仲介事業に関する検討会」は、民間が行う雇用仲介事業の規制改革について議論されるものと理解しており、地方公共団体が実施する職業紹介事業に関しては、この検討会の結論を得ることなく、先行して実施していただきたい。 (追加の支障事例) ・他の機関が主催する「合同企業説明会」や「移住相談会」等にUターンアドバイザー(県嘱託職員)が出席し相談対応しているが、その場で職業紹介ができない。 ・ジョブカフェ・ブランチで無料職業紹介を行っているが、同ブランチ所在地から離れた地域については、「出前相談」などを実施。その際、出前先で職業紹介事業ができない。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>			<p>6【厚生労働省】 (3)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (i)「地方版ハローワーク」(地方公共団体自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。</p>
<p>愛知県、兵庫県</p> <p>○平成27年度、首都圏等県外在住者の県内への移住、就職等に関する相談に対応する拠点を東京都内に新設した。しかしながら、面積等の要件の関係で無料職業紹介所となれないため、その場では相談者に対して個別の企業への紹介等ができないという問題が生じている。 ○実施している就職説明会にはUIJターンの参加者も多いことから、事業所要件の廃止により、より多くの求職者の参加が期待できる。 ○民間職業紹介事業者への委託によりUIJターンの促進を図る「地域しごと支援センター」の設置を進めている。 センター受託事業者はUIJターン促進のため、首都圏で様々な出張相談や企業説明会等のイベントを開催する必要があり、同様の支障事例が生じるおそれがある。 ○国が進める地方創生の取組の中で、自治体による企業合同就職面接会の開催ニーズが高まっているなか、首都圏を始め、あらゆる場所での開催が求められているが、職業紹介事業の取り扱いの中で、現状、開催ができない状況にあり、企業説明会に止まっている。 ○左記の支障事例の記載内容に加え、大学での取組等事業所以外での活動において、相談者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができないなど、利便性を欠いている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等に関する検討会」の検討を開始したところ。同検討会については「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。ご要望も踏まえ、この検討会において、平成28年夏を待たずに、対応可能なものについては速やかに措置してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (3)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (i)「地方版ハローワーク」(地方公共団体自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 (iv)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
303	B	地方に対する規制緩和	雇用・労働	都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること	<p>【提案内容】</p> <p>少子化が進む中、若者が安心して結婚・出産・子育てをするためには、安定した職につき働き続けることを支援していくことが重要である。さらに、今年度より学生の就職活動期間が短くなることから、短期間で効率的・効果的に若年求職者を中小企業とマッチングさせていくことが不可欠である。</p> <p>このため、都道府県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とする。</p> <p>さらに、国はその検証を早期に行い、都道府県が合同企業面接会を開催する場合には、事業所に関する要件等を適用しないこととするなど、ハローワークと同様の基準で職業紹介ができるようにする。</p> <p>【既存制度の概要】</p> <p>○職業安定法第33条 無料の職業紹介事業を行う者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>○無料職業紹介事業許可基準</p> <p>事業所に関する要件</p> <p>無料職業紹介を行う事業所は、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること ※なお、有料職業紹介を行う事業所も同様の要件である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>大阪府の届出による職業紹介事業場所以外で民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外で合同企業面接会を実施する場合には、ハローワークとの合同開催が必要となることから、事前調整に時間を要する。そのため、求職者や企業のニーズがあっても数多く開催することができないという支障があり、早期に就職したい者や人材確保に悩む企業にとっても不利益が生じる。</p>	職業安定法第33条 無料職業紹介事業許可基準	厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等に関する検討会」の検討を開始したところ。同検討会については「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。	国が掲げる地方創生の流れを受け、全国的に東京圏からの人材還流に取り組んでいる。その取組手法の1つとして、東京圏における府内企業が出席した合同企業面接会の開催があるが、労働局(ハローワーク)との調整に加え、遠方における実施ということで府内で開催する以上に調整時間を要する。そのため、面接会の開催は実質不可能に近く、全国的に地方創生に取り組む上で支障が生じている。	
108	A	権限移譲	雇用・労働	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法における「指導、援助等」権限の都道府県への付与	<p>【支障事例】</p> <p>県の各労政事務所において、日々、事業所訪問を行い、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」等の普及啓発に努めている。</p> <p>労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項には、国の責務として「指導(＝行政指導)」、「援助」、「広報」、「啓発活動」について規定され、同条第2項には県の責務として「広報その他の啓発活動」は規定されている。</p> <p>県の責務として「指導、援助等」は規定されていないため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」上の「指導、援助等」をどこまで行ってよいか疑義があり、現在、踏み込んだ対応を行っていない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、法律の根拠に基づく行政指導を行うことができる。(つまり、事業所に対し訪問理由を明確に説明することができる。単なる普及啓発から一歩踏み込んだ対応をすることができる。労働局や労働基準監督署よりも頻繁に訪問することが可能であるため、各事業所の実態に合った指導を行うことができる。等のメリットがある。)</p> <p>「援助」について、法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、予算措置(＝財政的援助)も含めた対策を検討することができる。</p>	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項	厚生労働省	栃木県	労働時間等の設定の改善は、国が直轄する労働基準行政との関連が強く、基本的には労働基準行政と一体的に行うことが必要であり、地方公共団体に労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の事業主等に対する指導、援助等の責務を負わせることまでは必要ないと考えている。	本県においては、事業所訪問を行い、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」等の普及啓発に努めているところではあるが、法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、県内事業所の実情に即したより具体的な助言を積極的に行うことが可能となり、効果的に労働時間等の設定の改善を推進することができると考える。	

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
愛知県、熊本県	<p>○民間職業紹介事業者への委託によりUJターン促進を図る「地域しごと支援センター」の設置を進めている。</p> <p>センター受託事業者はUJターン促進のため、首都圏で様々な出張相談や企業説明会等のイベントを開催する必要があり、同様の支障事例が生じるおそれがある。</p> <p>○他の機関が主催する「合同企業説明会」や「移住相談会」等にUターンアドバイザー(県嘱託職員)が出席し相談対応しているが、その場で職業紹介ができない。また、ジョブカフェ・プラネットで無料職業紹介を行っているが、同プラネット所在地から離れた地域については、「出前相談」などを実施。その際、出前前で職業紹介ができない。</p> <p>○地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会、大学での活動において、相談者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができないなど、利便性を欠いている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等に関する検討会」の検討を開始したところ。同検討会については「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。ご要望も踏まえ、この検討会において、平成28年夏を待たずに、対応可能なものについては速やかに措置してまいりたい。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (9)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。</p> <p>(i)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び罰による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。</p> <p>(iv)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充を図る。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>
		<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める</p>		<p>第1次回答で述べたとおり、労働時間等の設定の改善は、国が直接する労働基準行政との関連が強く、基本的には労働基準行政と一体的に行うことが必要であり、地方公共団体に労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の事業主等に対する指導、援助等の責務を負わせることまでは必要ないと考えている。 また、地方自治体が事業主等に対し、労働時間等の設定の改善のための助言等を行うことは現行法の枠組みにおいても禁止されているものではない。 引き続き、働く方の仕事と生活の調和の達成の実現に向けての御協力をよろしく願います。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
77	日 地方 に対する 規制緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>【番号法での規定】</p> <p>・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。</p> <p>【支障がある点】</p> <p>・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条</p> <p>・学校保健安全法第24条</p> <p>・学校保健安全法施行令第9条</p>	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	豊田市、山都町	まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えます。	<p>事務の具体的な流れとして、以下のとおり事務を処理しています。</p> <p>【学校保健安全法第24条に基づく医療費補助の事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療費補助の対象者(就学援助)の認定、通知。 ② 医療費補助対象条件が発生したときに、該当校から報告を受理。 ③ 報告内容の審査、医療券を交付。 ④ (保護者)医療券を持って受診。 ⑤ (医療機関)治療後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。 <p>【就学援助の認定について】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (保護者)就学援助(医療費の援助を含む)の申請 ② 要保護世帯の認定(生活保護関係情報より) 生活保護世帯はすべて要保護世帯として認定している。 ③ 準要保護世帯の認定(住民票関係情報と地方税関係情報から算定) <p>豊田市では生活保護基準の1.3倍未満の世帯を準要保護世帯と認定している。</p> <p>【就学援助申請時の必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就学援助申請書 ② 所得証明書(転入等により豊田市で所得確認が出来ない場合) 住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報は申請者より同意委任印をもらうことにより庁内で内容を確認している。 <p>この事務上において、生活保護関係情報と準要保護世帯の確認のため、地方税関係情報が必要となります。</p> <p>また、地方税関係情報の必要性については、以下の学校保健安全法施行令より「地方公共団体の教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度と認める者」と規定していること及び、生活保護法第八条第一項(基準及び程度の原則)において、「(省略)そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされていることから、要保護者に準ずるか否かの判断には、一義的に地方税関係情報が必要と考えられます。</p> <p>【学校保健安全法施行令より】</p> <p>(要保護者に準ずる程度に困難している者)</p> <p>第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)に準ずる程度に困難していると認める者とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する認定を行う必要があるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。</p>	有 就学援助 申請書

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>能代市、小山市、高根沢町、春日部市、豊橋市、安城市、八尾市、兵庫県、東温市、大村市、宮崎市、沖縄県</p> <p>○準要保護者認定事務の際、生活保護情報、所得情報は必要であり、現在、それぞれ福祉課、申請者からの書類により確認している。 ○医療に要する費用の援助に係る事務について、要保護・準要保護児童生徒と認定することが必要であり、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が不可欠であることから、これらの特定個人情報も活用できるよう緩和することが必要。 ○当団体の主張のとおり、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。 ○学校保健安全法第24条の援助の対象者は要保護者及び準要保護者であり、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の情報及び準要保護者認定のための所得情報が必要であるため住民票関係情報は基より生活保護関係情報、地方税関係情報も必要となる。 ○当該事務を実施するにあたり、生活保護関係情報及び地方税関係情報に加え、本県では、児童扶養手当受給者も準要保護者としてしていることから、児童扶養手当関係情報も提供を求めることが出来る特定個人情報に追加すべきと考える。 ○番号法別表第38項に記載されている事務において、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、提案事項のとおり特定個人情報の提供の緩和をお願いする。 ○就学援助の認定業務は、同居している家族全員の所得により審査しているが、審査する年の1月1日に本市に住所がない場合、1月1日に住所のある自治体より所得課税証明書を取り寄せて提出してもらっている。具体的な支障事例にも記載されているように、番号法により情報提供できる範囲は住民票関係情報となっているため、審査に必要な生活保護関係情報や地方税情報まで利用できるよう、範囲の緩和が必要と考える。 ○豊田市、山都町と同様に、要保護者の認定には、生活保護関係情報が必要である。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断の主たる情報として所得情報が必要となるため、地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。 【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、条例で規定することで、生活保護関係情報等を利用可能である旨の記載があるが、各地方公共団体が個別に条例で規定するのではなく、番号法に規定すること。)</p>	<p>対角線</p>	<p>当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報が必要であるかと判断されれば、ご提案の実現に向けて文部科学省と協議をしていきたいと考えております。</p>	<p>[再掲] 6【厚生労働省】 (22)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
24	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	<p>首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合には、必須サービス(安否確認・生活相談)のみ(安否確認・生活相談)のみの場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。</p>	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、進学や就職で首都圏に出て行った、ゆかりのある高齢者の里帰りを促進するため、「住所地特例制度」の適用対象を拡大することを求める。</p> <p>具体的には、 ・首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が ・実家等(サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等)へ里帰りの場合に、 ・必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合も「住所地特例制度」の対象とする。 ※住所地特例が認められるサービス 必須のサービス+食事提供や入浴介助等のサービス</p> <p>(制度改正の必要性等) 首都圏では、まだまだ高齢者が増加するが、施設整備が十分でないため、大量の待機者が発生する見込みであり、新規建設をすると膨大なコストが発生する。 一方、出身地では、将来的には介護余力の発生が見込まれる。また、首都圏と比較し介護従事者の割合が高く、雇用の受け皿として重要であるが、このままでは、介護従事者の職が失われ、人口流出が加速するおそれがある。 そこで、首都圏に在住するゆかりのある高齢者の出身地への里帰りを促進し、介護余力の生じる出身地の施設を有効活用することにより、首都圏での新規建設を抑えることができ、全国トータルで建設コストの節減が可能となる。 加えて、出身地の介護需要が維持され、若者をはじめとする介護従事者の雇用の場が確保され、地域振興とともに地域経済の活性化に寄与する。さらには都会で住む高齢者が、医療・介護資源が充実し自然豊かで食べ物がおいしい出身地でゆとりある生活を送ることができ、都会の高齢者に潤いをもたらす。</p>	<p>介護保険法第13条 高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)</p>	厚生労働省	関西広域連合、(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>高齢化が相当進展している地方においては、今後高齢者人口自体の減少が見込まれることから、特養等施設の空きが生じる地域もあると考える。 そのため、都市部に居住していた高齢者の里帰りを促進することも一つの対応策であることは理解する。ただし、先般の地方移住の促進という民間提案に対して、様々な反響があったように、それは強制ではなく、また財源ありきの発想ではなく、あくまで高齢者本人が希望する場合に実現するべきもの。 高齢者本人が里帰りを希望するようにするには、住所地特例が適用されるかどうかは本人にとっては関係がなく、むしろ魅力ある地方の受け皿の整備が重要。 現在内閣府で検討が進められている日本版CCRC構想が有力な受け皿になると考える。 同構想において提供する住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅」も基礎として検討することされており、安否確認・生活相談に加えて食事の提供や介護の提供、家事の供与、健康管理の供与のいずれかを実施するものであれば、介護保険法上の住所地特例を適用することが可能となるものであることから、積極的にこの活用を図ること、適切な対応が可能となると考える。</p>	<p>各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解</p> <p>見解</p> <p>補足資料</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>〇夏季冷涼な本市の気候は、多くの人々を熱中症から守ることが可能である。また、スキ・ヒノキの花粉が観測されないことから、晩冬季の滞在に於いても快適に過ごせる。本市での避暑を望まれる方が増加傾向(H26年度280件の問合せ)にある中、介護保険に係るサービスを滞在中においても住所と同様にうけることを望まれる人がいる。</p> <p>〇高齢者の都市部から地方への移住を促進することについては観念検討中ではあるが、介護保険の住所地特例制度について、住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合においても適用対象に含めることについては、必要であると考ええる。</p> <p>〇移住先の自治体が保険給付負担することは、公平性に欠けるため制度改正の必要性を感じる。</p> <p>〇高齢者の都市部から地方への移住は、介護保険の給付額を増加させ、市の負担増や保険料増が予測される。</p> <p>※現在は食事の提供が無ければ住所地特例にならない。</p> <p>〇里帰り住民票の移動を伴わない一時帰郷とした場合は問題ないが、都市部で就労していた者が定年後、故郷である本市に戻り定住した場合は、同様のケースの発生が考えられる。</p> <p>〇サービス付高齢者住宅の所在市町村の負担を軽減するため、住所地特例施設の適用対象にすべきと考える。</p> <p>〇現時点では本市のサービス付高齢者向け住宅は1つしかないが、今後の取り組みを考えた場合、CCRCを進めていくうえで、本提案は重要である。</p> <p>〇大都市に住む高齢者の多くが地方に移住すると、将来的には移住先の市町村において介護を要する高齢者が増加し、介護保険の財政的な負担の増大や介護保険料の引き上げにつながる可能性があることから、高齢者の移住を受入れた場合の介護費用の負担のあり方について検討が必要と考える。</p> <p>住所地特例の具体的な見直しにあたっては、大都市からの移住者をどの範囲で把握し、管理するかなど自治体の事務が複雑とならないよう、慎重な検討が必要と考える。</p> <p>〇介護保険料が県下で1位であり全国でも上位となっております。そのため高齢者の移住者が増加すればするほど介護保険料に影響が出てきます。また、その移住してきた高齢者が施設に入所することにより従来から当市に居住している高齢者が施設に入れない事態が予測されることから移住者への住所地特例を進めていただきたい。</p> <p>なお、当市においては、松山市に隣接しており、住環境に恵まれているため移住してくる人が多くなると予測されます。</p> <p>〇転入後しばらくして、要介護(要支援)認定となる方が多数確認されている。</p> <p>〇「サ高住」は全て有料老人ホームに該当するサ高住として住所地特例対象となっている(H27.11施行)が、今回の案件は、安否確認と生活相談(必須サービスのみの)の場合も住所地特例対象施設の対象とする見直しを求めているものであり、所在市町村の財政負担増を考えると同意見である。</p> <p>〇今後、地方移住が促進されれば、現行の住所地特例制度では地方の財政負担が増加することが懸念される。ただ、住所地特例制度の見直しだけではケースが多様化、複雑化が想定され対応が困難と思われる。このため調整交付金制度の見直しも合わせての解決を要望する。</p>	<p>【全国知事会】 高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充すべき。</p> <p>【全国市長会】 検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握・管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考える。</p>	<p>〇調整交付金の仕組みや介護保険財政に与える影響等がどのようなものか具体的なデータに基づいて示した上で、日本版CCRC構想が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能となる費用負担の調整の仕組みの在り方等について引き続き検討していただきたい。</p> <p>〇政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にした上で、住所地特例制度を活用することはできないか。</p>	<p>〇 サービス付き高齢者向け住宅について、例えば現在は食事の提供をしていなくても、将来において食事の提供を行うことを取り決めている場合には、有料老人ホームに該当し、現在でも住所地特例の対象である。</p> <p>〇 高齢者が移住を希望するに当たっては、例え移住した時点では生活支援サービスは不要であるとしても、将来的に必要となる場合には食事等の提供も可能となるような魅力ある受け皿がなければ安心して移住できないと考えられることから、現在の住所地特例を活用することで適切な対応が可能となると考えている。</p> <p>〇 なお、調整交付金に關し、モデル的にシミュレーションしたところ【別紙1】のとおりであり、高齢者人口の割合が異なっても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。</p> <p>〇 また、徳島県と徳島県のある基礎自治体をもとに、移住があった場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果が【別紙2】の通りである。その結果によれば、徳島県では移住があった場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな違いはない。また、ある基礎自治体については、次期制度改正に向け検討している調整交付金の配分方法の見直しにより、2035年(移住者が85歳になることを想定)以降も含めて、移住した場合の方が移住の無い場合よりほぼ低くなる見込みである。</p> <p>〇 さらに、都道府県、市町村の負担金については、地方交付税措置の基準財政需要額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額も増加する仕組みとなっている。</p> <p>〇 以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料、地方負担分ともに適切な財政措置がなされると考えており、住所地特例の拡大については、全国市長会等により懸念が示されているとおり、保険者の事務負担が増加することとなる(ご提案の適用対象となる移動を特定する場合も同様に、特定し管理する事務負担が増加することとなる)ことから、移住元の市町村の理解が得られるとは考えられず、上記の財政措置による対応が適当と考える。</p>	<p>6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (iii) 必須サービスのサービスのサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)5条1項に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受ける高齢者向けの賃貸住宅)については、現在は食事の提供等をしていなくても、将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料老人ホームに該当(老人福祉法(昭38法133)29条1項)、住所地特例の適用対象となること(13条1項)であることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
188	日 地方に対する規 制緩和	医療・ 福祉	介護保険制度における住所地特例の見直し	<p>都市部から地方への里帰りや、移住を促進するため、介護保険制度における住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めるものとする。</p> <p>【現行制度】 現在の介護保険における住所地特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自治体に所在する施設に入所した場合に限り、当該特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護サービスに係る負担を行うこととなっている。しかしながら、高齢者が元氣なうちに地方に移住し、その後介護保険を利用するようになった場合は住所地特例制度の対象外となっており、この場合は移住先の自治体が負担することとなる。</p> <p>【支障事例】 現行制度では、地方における介護職などの「しごと」の創生の一環として都市部の高齢者の地方への移住支援施策に取り組みば取り組むほど、地方の都道府県及び市町村財政に負担を与えることとなる。</p> <p>【支障の解消策】 進学や就職で都市部に出て行ったゆかりのある高齢者の里帰りや、都市部から地方への移住を促進するため、住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めるものとする。住所を移してから施設入所するまでの期間については、例えば、一定の年齢以降に地方に移住した者については、その後の期間にかかわらず、施設入所した場合や在宅サービスを利用した場合には、住所地特例の対象とすることを考えている。介護サービスに係る費用については、例えば、直前の住所地の保険者が一定割合で負担し、将来的にはマイナンバー制度の導入に伴い過去の住所地の保険者も費用を按分して負担する制度の導入などが考えられる。</p> <p>※全文は別紙参照</p>	介護保険法第13条	厚生労働省	和歌山県、兵庫県、鳥取県	<p>住所地特例の一般住宅等への拡大は、その住宅に居住する住民に係る費用負担を、移住前の他の自治体に転嫁することを意味している。</p> <p>住所地特例の拡大を適用することは、他自治体への高齢者の転出超過となっている約6割の自治体において、負担増となるおそれがある。また、県内でも地方の町村部からその地域の中核都市に移住するケースが多く、町村部は高齢者の転出超過となっており、このような場合には町村部の負担増となってしまう、地方創生に逆行するおそれがある。</p> <p>住所地特例は、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、住所のある住宅まで制度を拡大することは自治体責任の押し付け合いとなり、かえって介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがあることから適当ではない。</p> <p>なお、高齢者の移住が移住先自治体の負担増になるという点であるが、 ・移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度(同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ)。 ・介護費用の負担は、全体の5割を公費(税金)で負担しており、地方負担分(都道府県12.5%、市町村12.5%)は地方交付税で措置される。 ・また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%が65歳以上の方が1号保険料として負担している。</p> <p>・第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられない。</p> <p>したがって、今後高齢者の移住等により高齢者が増加しても、経済効果、住所地特例、財政調整等の効果によりただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元氣な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。</p> <p>ご意見が高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにあるのであれば、このような自治体を支援する観点から、特に年齢が高い高齢者が多い自治体に今よりもきめ細かい国の財源を配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向けて調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。</p>	<p>【概要】 今回の提案に関しては、 ・負担調整の手段として、住所地特例のみにこだわっていないこと、 ・負担調整の対象についても、政府が進めようとしている大都市から地方に移住する場合のみを考慮しており、地方の町村部から地方の中核都市に移住するようなケースは対象外と考えること、 ・今回の提案は、介護費用に係る地方負担分を問題視しているものであり、調整交付金で調整される介護保険料を問題視しているわけではないこと、である。</p> <p>この上で、今回問題としているのは、移住者が若いときに都市部の自治体に所得税などの多くの税金を納めた後、地方の自治体で施設整備を含め介護などに係る費用を負担する仕組みが不公平であるということである。その一部は地方交付税で措置されているが、地方交付税の額は、「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を差し引いた額とされ、このうち「基準財政需要額」には、高齢者数などを踏まえた高齢者福祉に係る費用が見込まれているが、その一方で、若いときに支払う多くの税金はそのうち75%しか「基準財政収入額」に見込まれていない。</p> <p>したがって、大都市であるA自治体から地方であるB自治体への高齢者移住が進めば進むほど、AはBと比べ、移住者が「若いときに支払う地方税などの税金の額」から「移住後に支払う地方税などの税金の額」の差額の25%分だけ得をするという不公平が生じると考えるため、地方に移住する者の介護費用に係る地方負担分(都道府県12.5%、市町村12.5%)に関する都市部と地方との調整については、地方交付税で十分に措置されているとは考えておらず、置保財源率の見直しを求めるものではないが、この不公平を改善する必要があると考える。</p> <p>※全文は別紙参照</p>	有(提案団体からの見解(全文))	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府県からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>釧路市、高知県、厚沢部町、花巻市、遊佐町、越前市、熱海市、福知山市、佐用町、三宅町、海南市、萩市、阿蘇市、宮崎市、延岡市、かまく市</p> <p>○夏季冷涼な本市の気候は、多くの人々を熱中症から守ることが可能である。また、スギ・ヒノキの花粉が観測されないことから、晩冬季の滞在に際しても快適に過ごせる。本市での避暑を望まれる方が増加傾向(H26年度280件の問合せ)にある中、介護保険に係るサービスを滞在中においても住所地と同様に受けたいことを望まれる人がいる。 ○現在の介護保険における住所地特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自治体に所在する施設に入所した場合に限り、当該特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護サービスに係る負担を行うこととなっている。しかしながら、高齢者が元来うちに地方に移住し、その後介護保険を利用しようとなった場合は住所地特例制度の対象外となっており、この場合は移住先の自治体が負担することとなる。 ○高齢者の都市部から地方への移住を促進することについては鋭意検討中ではあるが、介護保険の住所地特例制度について、住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合においても適用対象に定めることについては、必要であると考ええる。 ○移住先の自治体が保険給付負担することは、公平性に欠けるため制度改正の必要性を感じる。 ○今回の介護保険制度改正により、サービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例が適用になったが、65歳到達後の転入者は前住所地が保険者となれば良いと思われる。(介護認定やサービスの利用で判断すると事務が複雑化するのではないか) ○都市部で就労していた者が定年後、故郷である市に戻り定住した場合、同様のケースの発生が考えられる。 ○首都圏に近接するため、既に住所地特例対象施設や別荘(分譲マンション等)が数多く存在している。今後の高齢者移住地業の進展や社会経済情勢によっては、高齢者の移住に拍車がかかることも容易に予想されることである。このことから介護保険財政、国保財政及び後期高齢者医療財政に与える影響は非常に大きい。65歳以上の高齢者の転入者数(H26実績)394人(介護認定者の転入者数を除く。) ○市外から直接市内の介護保険施設に入所されるのに、住民票は市内の家族の住所に設定する方がいる。この場合は住所地特例制度に該当しないため、当市の介護保険サービスの給付を行っているが、本来の住所地特例制度の趣旨に適していない。 ○現行制度では、地方における介護職などの「しごと」の創生の一端として都市部の高齢者の地方への移住支援施策に取り組む必要があり、地方の都道府県及び市町村財政に負担を与えることとなる。 ○当該地域の現状は、若い人は都市部へ転出し、定年まで働き住居や所得税を納め、定年後一部の人が帰郷し、町は介護保険の保険給付や医療費を負担することとなり、高齢者の集積が増えるほど、町財政に負担を与えることとなる。 ○大都市に住む高齢者の多くが地方に移住すると、将来的には移住先の市町村において介護を要する高齢者が増加し、介護保険の財政的負担の増大や介護保険料の引き上げにつながる可能性があることから、高齢者の移住を奨励した場合の介護費用の負担のあり方について検討が必要と考ええる。住所地特例の具体的な見直しにあたっては、大都市からの移住者をどの範囲で把握し、管理するなど自治体の事務が複雑とならないよう、慎重な検討が必要と考ええる。 ○介護保険料が県下で1位であり全国でも上位となっております。そのため高齢者の移住者が増加すればするほど介護保険料に影響が出てきます。また、その移住してきた高齢者が施設に入所することにより従来から居住している高齢者が施設に入れない事態が予測されることからぜひ移住者への住所地特例を進めていただきたい。 なお、住環境に恵まれているため移住してくる人が多くなると予測されます。 ○転入後はあくまで、要介護(要支援)認定となる方が多数確認されている。 ○地方創生の一端として、都市部の高齢者の地方への移住支援策に取り組んだ場合、地方財政に負担を与えることになるため、住所地特例の見直しも必要であると考ええる。 ○現在でも既に同様の事例が発生している。今後、地方移住が促進できれば、現行の住所地特例制度では地方の財政負担が増加することが懸念される。また、住所地特例制度の見直しだけではケースが多様化、複雑化が想定され対応が困難と思われる。このため調整交付金制度の見直しも合わせての解決を要する。</p>	<p>【全国知事会】 高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充すべき。 【全国市長会】 検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握・管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考えられる。</p>	<p>○調整交付金の仕組みや介護保険財政に与える影響等がどのようなものか具体的なデータに基づいて示した上で、日本版CCRC構想が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能となる費用負担の調整の仕組みの在り方等について引き続き検討していただきたい。 ○政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にした上で、住所地特例制度を活用することはできないか。</p>	<p>○ 調整交付金に関し、モデル的にシミュレーションしたところ【別紙1】のとおりであり、高齢者人口の割合が異なっても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。 ○ また、徳島県と徳島県のある基礎自治体ともに、移住があった場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果が【別紙2】の通りである。その結果によれば、徳島県では移住があった場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな違いは無い。また、ある基礎自治体については、次期制度改正に向け検討している調整交付金の配分方法の見直しにより、2035年(移住者が85歳になることを想定)以降も極めて、移住した場合の方が移住の無い場合よりほぼ低くなる見込みである。 ○ さらに、都道府県、市町村の負担金については、地方交付税措置の基準財政需要額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額も増加する仕組みとなっている。 ○ 以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料、地方負担分ともに適切な財政措置がなされると考えており、住所地特例の拡大については、全国市長会等により懸念が示されているとおり、保険者の事務負担が増加することとなる(ご提案の適用対象となる移動を特定する場合も同様)、特定し管理する事務負担が増加することとなる)ことから、移住元の市町村の理解が得られるとは考えられず、上記の財政措置による対応が適当と考えられる。 ○ なお、和歌山県の見解は、移住前の自治体に対して若い頃に納めた税金の一部を、移住の際に移住先の自治体に移転させる仕組みの創設を求めるものであり、厚生労働省としてお答えする立場にはない。</p>	<p>6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (ii)要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金(122条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
214	日 地 方に対 する規 制緩和	医療・ 福祉	介護保険における 住所地特例の適用 対象の拡大	<p>都市部から地方への移住を推進するに当たっては、介護が必要となった場合に、移行前自治体における居住期間に応じて介護保険の「住所地特例制度」の対象とするなど、介護費用を移行前の自治体が負担する制度的な仕組みを講ずること。</p>	<p>【制度改正の必要性】 地方創生の中で、政府は高齢者が健康時から地方へ移り住む「日本版CCRC」の普及を図ることとしており、本県としても積極的に取り組む考えであるが、現制度においては、移住後に介護が必要となった場合、介護費用は全て受入れ自治体の負担となるため、「日本版CCRC」の普及の妨げとなる。 介護保険施設等に入所することにより移住する場合には、従前から住所地特例が適用となるが、施設等以外への移住については、当該特例の適用がないため、介護サービスの給付については、移転後保険者の負担となる。 また、被保険者が元気な時期に移住したとしても、移行者の高齢化が進むにつれ、その後介護保険サービスを利用することが想定され、移転後の保険者にとっては、介護保険料の納付を受ける額よりも、給付費の額の方が大きくなると想定される。 さらに、住所地特例を適用した場合の介護保険給付費の負担割合についても、東京都から鳥取県へ移転してくる場合、前住所地の保険者が全額負担することとなるが、東京都一広島県一鳥取県と移転してくる場合などにおいては、1号(2号)被保険者となったから移住を繰り返すなど、前住所が複数ある場合においては、施設入所の直前の住所地の負担が大きいものとなることから、負担の均衡を図るため、居住期間に応じた負担額とする措置が必要である。 地方創生は極めて重要な国全体の重要政策であるが、地方創生を推進(高齢者の地方移住)しようとした結果、地方財政に負担を強いることとなれば本来転倒である。 住所地特例の拡充により、地方の創意工夫で地方創生の取組を進めるための環境整備を行うことが必要である。</p> <p>【県内の状況】 サービス付高齢者住宅等を整備している市町村においては、CCRCの取組について積極的に推進し地域の活性化につなげたいが、移住後すぐに介護保険利用者となると、市町村の持ち出しが多くなるので不安との声が上がっている。</p>	介護保険法第13条	厚生労働省	鳥取県	<p>現在内閣府で検討が進められている日本版CCRC構想において提供する住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅」も基礎として検討することとされており、安否確認・生活相談に加えて食事の提供や介護の提供、家事の供与、健康管理の供与のいずれかを実施するもの(サ高住の約95%がこれに該当する)であれば、介護保険法上の住所地特例を適用することが可能となるものであることから、積極的にこの活用を図ること、適切な対応が可能となると考える。 なお、介護サービスの給付は移転後保険者の負担になるという点であるが、 ・移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者のうちのうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度(同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ)。 ・介護費用の負担は、全体の5割を公費(税金)で負担しており、地方負担分(都道府県12.5%、市町村12.5%)は地方交付税で措置される。 ・また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。 ・第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられない。 また、移住を繰り返す場合、施設入所直前の住所地の負担が大きいため、居住期間に応じた負担とするの提案であるが、介護保険制度は、制度の立案に当たり、地方関係者と大きな議論を行った上で、市町村内に住所を有する高齢者をその市町村の被保険者として適用し、保険料徴収と保険給付を行うという地域保険を基本原則として発しているもの。ご提案は、日本版CCRCへの対応のみならず、特別養老老人ホーム等の施設の費用負担のあり方そのものを変更する制度に及ぼす影響が甚大なものであること、最初の自治体どこに設定するか決める段階から、自治体間での負担の押し付け合いの構図となりがねないこと、何十年にもわたり住民票の移動状況を管理し続けることは自治体の業務に過度な負担を課するものとなることから、かえって介護保険制度の安定を揺るがせるおそれがあるため、対応は困難である。</p>	<p>鳥取県におけるCCRCでは、「サービス付き高齢者向け住宅」などだけでなく、空き家活用による移住者の受入れなども含め、元気なうちからの高齢者等の移住を想定しているところ。 移住により元気な高齢者が通常の「住宅」に居住し、その何年後に施設介護サービスや居宅介護サービスの対象となった場合には、現行の制度では住所地特例の対象にならないことになる。 この場合、お示しいたがうように移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではないことは理解できるものの、高齢者の数が増加することにより、要介護者の数も一定程度増加することが見込まれるものと考えられる。 また、介護費用の負担については、高齢者の増加に伴い、公費としての地方負担分が増えるとともに、第1号保険料については、地域の高齢化率や後期高齢者の割合の間に現時点での相関関係はないとの見解であるが、将来的に高齢者の増加により保険者(市町村等)の負担が増えるのではないかと不安を払拭することはできない。 確かに介護保険制度は地域保険を原則として発した制度であるが、時代は大きく変わろうとしている。今、地方はCCRCを推進し、積極的に高齢者の受入れを進めようとしている。高齢者の受入れに当たっては、上述のような不安を払拭することが不可欠である。介護保険料を払っていたのとは違う移住先でその費用を負担しなければならぬのは明らかに不合理であり、時代に即した調整システムを構築していただきたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>釧路市、厚沢部町、花巻市、遊佐町、秩父市、熱海市、富士宮市、伊東市、福知山市、三宅町、山口県萩市、田川市、阿蘇市、宮崎市、延岡市</p> <p>○夏季冷涼な本市の気候は、多くの人々を熱中症から守ることが可能である。また、スギ・ヒノキの花粉が観測されないことから、晩冬季の滞在に於いても快適に過ごせる。本市での滞在を望まれる方が増加傾向(H26年度280件の問合せ)にある中、CCRCを検討する前段階として住地特例については、提案のとおりなことを望む。</p> <p>但し、介護施設については、入居待機の住民がいることから、実際にCCRCを行うかは、別途整理が必要</p> <p>○地方創生の中で、政府が高齢者が健康時から地方へ移住む「日本版CCRC」の普及を図ることとしており、本県としても積極的に取り組む考えであるが、現制度においては、移住後の介護が必要となった場合、介護費用は全て受入れ自治体の負担となるため、「日本版CCRC」の普及の妨げとなる。介護保険施設等に入所することにより移住する場合には、従前から住地特例が適用となるが、施設等以外への移住については、当該特例の適用がないため、介護サービスの給付については、移転後保険者の負担となる。</p> <p>○高齢者の都市部から地方への移住を促進することについては鋭意検討中ではあるが、介護保険の住地特例制度について、住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合においても適用対象に含めることについては、必要であると考えられる。</p> <p>○移住先の自治体が保険給付負担することは、公平性に欠けるため制度改正の必要性を感じる。</p> <p>○日本版CCRCを検討しているが、現行の住地特例の制度では、CCRCで想定されている元気な高齢者が移住した後、年を重ねることによる介護保険サービスの費用を受け入れ自治体が負担することによる。財政負担が増える見込みがあるようでは、地方創成に資する事業として位置づけられているCCRCの推進を前向きに検討できない。</p> <p>○都市部で現れていない者が定年後、放散である定年用車に乗り取れた場合、同様のケースの発生が考えられる。</p> <p>○首都圏に近接する本市においては、既に住地特例対象施設や別荘(分譲マンション等)が数多く存在している。今後の高齢者移住施策の進展や社会経済情勢によっては、本市への高齢者の移住に拍車がかかることも容易に予想されることから、このことから本県介護保険財政、国民健康保険財政及び後援高齢者医療財政に与える影響は非常に大きい。65歳以上の高齢者の転入者数(H26実績)358人(介護認定者の転入者数を除く)</p> <p>○首都圏等からの高齢者の移住を促進することは、長期的には地方の高齢化に拍車をかけることになりかねず、地方の財政負担が重化することも懸念される。</p> <p>○定年前後別荘地へ移住してくる例も多く、該当地域の高齢化率は市内でも高いものとなっている。また、別荘地は交通不便で室内環境も高齢者に不向きな住宅が多く、要介護の状態となった時に、必要となる介護負担が大きいものとなっている。地方への高齢者の移住が進むに当たり、住地特例対象外となる自宅への移住については、移住先市町村の介護給付に係る負担の増大が懸念される。</p> <p>今後、国全体の問題として日本版CCRCの普及を図るにあたっては、住地特例の取扱いの見直し等、従って移住先へ重い負担を負わせることのないよう、高齢者の介護に係る費用の平準化を図る仕組みの見直しが必要と思われる。</p> <p>○現行制度では、地方における介護職などの「創生の一環として都市部の高齢者の地方への移住支援施策に取り組みは取り組みほど、地方の都道府県及び市町村財政に負担を与えることとなる。</p> <p>○大都市に住む高齢者の多い地方に移住すると、将来的には移住先の市町村において介護を要する高齢者が増加し、介護保険の財政的な負担の増大や介護保険料の引き上げにつながる可能性があることから、高齢者の移住を要入れた場合の介護費用の負担のあり方について検討が必要とする。</p> <p>住地特例の具体的な見直しにあたっては、大都市からの移住者をどの範囲で把握し、管理するなど自治体の事務が複雑とならないよう、慎重な検討が必要とする。</p> <p>○国において、日本版CCRC推進の検討が進められているが、制度の円滑な導入に向けての課題として、元気な高齢者がCCRCに移住してきたとしても、移住先施設が住地特例対象外施設であった場合、受け入れ市町村の介護保険・医療保険負担が増加することから、それらの施設等に対しても住地特例の適用が必要である。</p> <p>○介護保険料が県下で7位であり金額でも上位となっております。そのため高齢者の移住者が増加すればするほど介護保険料に影響が出てきます。また、その移住して来た高齢者が施設に入所することにより従来から当市に居住している高齢者が施設に入れない事態が予測されることからぜひ移住者への住地特例を進めていただきたい。</p> <p>なお、本市においては、松山市に隣接しており、住環境に恵まれているため移住してくる人が多くなる予測されます。</p> <p>○都市部等の都市町村から、本市の住地特例施設ではない高齢者向け住宅、医療機関等に住所移転後、本市の介護保険施設に入所するケースが複数あり、国が進める高齢者が健康時から地方へ移住む「日本版CCRC」の普及するにあたり、地方の市町村の介護給付費の増大及び介護保険料の増に繋がると考えられるため、移住前市町村の介護給付費の負担など、住地特例適用制度の導入が必要と考えられる。</p> <p>○転入後しばらくして、要介護(要支援)認定となる方が多数確認されている。</p>	<p>【全国知事会】 高齢者の地方回帰を促進する「住地特例」制度を拡充するべき。</p> <p>【全国市長会】 検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握・管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考える。</p> <p>○調整交付金の仕組みや介護保険財政に与える影響等がどのようなものか具体的なデータに基づいて示した上で、日本版CCRC構想が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能となる費用負担の調整の仕組みの在り方等について引き続き検討していただきたい。</p> <p>○政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にした上で、住地特例制度を活用することはできないか。</p>	<p>○ 調整交付金に関し、モデル的にシミュレーションしたところ【別紙1】のとおりであり、高齢者人口の割合が異なっても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。</p> <p>○ また、徳島県と徳島県のある基礎自治体をもとに、移住があった場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果が【別紙2】の通りである。その結果によれば、徳島県では移住があった場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな違いは無い。また、ある基礎自治体については、次期制度改正に向け検討している調整交付金の配分方法の見直しにより、2035年(移住者が85歳になることを想定)以降も含めて、移住した場合の方が移住の無い場合よりほぼ低くなる見込みである。</p> <p>○ さらに、都道府県、市町村の負担金については、地方交付税措置の基準財政需要額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額も増加する仕組みとなっている。</p> <p>○ 以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料、地方負担分ともに適切な財政措置がなされると考えており、住地特例の拡大については、全国市長会等により懸念が示されているとおり、保険者の事務負担が増加することとなる(ご提案の適用対象となる移動を特定する場合も同様に、特定し管理する事務負担が増加することとなる)ことから、移住元の市町村の理解が得られるとは考えられず、上記の財政措置による対応が適当と考える。</p>	<p>○ 調整交付金に関し、モデル的にシミュレーションしたところ【別紙1】のとおりであり、高齢者人口の割合が異なっても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。</p> <p>○ また、徳島県と徳島県のある基礎自治体をもとに、移住があった場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果が【別紙2】の通りである。その結果によれば、徳島県では移住があった場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな違いは無い。また、ある基礎自治体については、次期制度改正に向け検討している調整交付金の配分方法の見直しにより、2035年(移住者が85歳になることを想定)以降も含めて、移住した場合の方が移住の無い場合よりほぼ低くなる見込みである。</p> <p>○ さらに、都道府県、市町村の負担金については、地方交付税措置の基準財政需要額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額も増加する仕組みとなっている。</p> <p>○ 以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料、地方負担分ともに適切な財政措置がなされると考えており、住地特例の拡大については、全国市長会等により懸念が示されているとおり、保険者の事務負担が増加することとなる(ご提案の適用対象となる移動を特定する場合も同様に、特定し管理する事務負担が増加することとなる)ことから、移住元の市町村の理解が得られるとは考えられず、上記の財政措置による対応が適当と考える。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (ii)要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金(122条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
315	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険制度に係る住所地特例の見直し	<p>障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直す。</p>	<p>【支障事例】 介護保険適用の複数の施設に継続して入所する場合、現在入所する施設の所在する市町村ではなく、元の居宅等のあった市町村が保険者となる(介護保険法第13条)。 一方、障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行の取扱いでは、適用除外施設の所在する市町村が保険者となる。(介護保険法施行法第11条) 適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。 なお、本件については、茨城県救護施設協議会から「平成27年度県社会福祉に関する要望書」として、県に提出されている。</p> <p>【制度改正の必要性】 本提案は、上記支障事例による市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化につながるるとともに、現状において適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して実施している市町村間の協議が不要となることから、地域の実態に即した制度の実施につながるものであり、地方分権に資するものである。</p> <p>【懸念の解消策】 適用除外施設は障害者総合支援法や生活保護法等に基づく施設であるため、これらの施設を経由した場合に介護保険法の住所地特例の適用の有無を把握することが事務的に困難になるのではないかと懸念が想定されるが、関係担当課や適用除外施設との連携により、該当者の有無を把握することは可能であり、事務上も特段の困難は生じないと考える。</p>	介護保険法第13条 介護保険法施行法第11条	厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	適用除外施設退所者の介護保険施設入所にかかる住所地特例の適用については、今後入退所者の状況等を含めて実態調査を予定しており、実態調査の結果を踏まえて見直しが可能か否かも含めて検討する。	適用除外施設の実態調査に当たっては、特に地域的偏在が著しい救護施設の所在する自治体の意向等が十分に反映されるよう配慮した調査をお願いします。	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>南富良野町、花巻市、天童市、遊佐町、石岡市、桐生市、埼玉県、富津市、袖ヶ浦市、神奈川県、平塚市、越前市、安曇野市、富士宮市、伊東市、半田市、城陽市、佐用町、海部市、秋市、新居浜市、熊本県、熊本市、阿蘇市、宮崎市、沖縄県、千葉県、高知県</p> <p>○適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進んでいる現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。 ○障害者支援施設及び介護施設が所在しており、当該介護保険適用除外施設を退所し引き続き介護保険施設に入所するケースがあり、保険者となっていることから、適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とする住所特例の見直しをすべきであるとする。 ○介護保険適用除外施設である看護施設があり、施設入所者が退所して介護施設に入所する事例もあります。このような場合、施設のある市町村の負担が多くなるから、前住地の市町村と協議を行い、介護保険の適用を行っています。このことから、御提案のとおり、前住地間の不均等の是正や給付の公平化のため、地域の実情に照らし、制度の見直しを待たせていただきたいと考えます。 ○障害者支援者施設が2つあり、適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所する事例があり保険給付の負担が生じている。他市町村同様に入所者の高齢化が進んでいる現状である。 ○65歳以上の他市町村の高齢受給者が市内介護施設に入所し、65歳に到達した時点で由市の被保険者となるため、介護給付費等の財政負担が生じる。 ○他市町村適用2号受給者が65歳に到達した場合、現行では当市の居住市町村が保険者となるが、他市町村適用を継続するよう、住所地特例を要する。 ○適用除外施設の所在する市内の市町村から、適用除外施設の入所者が退所し、その市町村が保険者となって介護費用を負担することは不平等の偏在が生じている。 ○適用除外施設(適用除外施設)が2施設あり、利用者の高齢化が進んでいる。今後介護状態となり介護施設へ入所する者も増加することとなる。 ○市内の適用除外施設に市外から入所している者が退所した場合、本市が保険者となるが、逆のケースの場合は、施設所在地の市町村が保険者となる。 ○介護保険の適用除外施設から、加齢に伴う介護が必要になる退所(介護保険施設)への入所は今後増加するものと思われる。施設所在地の市町村の負担が増える。加齢に伴う介護が必要になる退所(介護保険施設)への入所は今後増加するものと思われる。施設所在地の市町村の負担が増える。加齢に伴う介護が必要になる退所(介護保険施設)への入所は今後増加するものと思われる。施設所在地の市町村の負担が増える。 ○介護保険施設については介護保険における住所特例の取扱いが異なる。施設所在地の負担が大きくなるため、退所後に介護保険サービスの利用が必要となる度に、取扱いについて関係市町村と協議を行っている状況がある。 ○前住地間の不均等の是正や給付の公平化の観点から、介護保険施設と同様に、現状における適用除外施設についても、住所地特例施設として扱うことが望ましいと考えられる。 ○当該適用除外施設(入所者100人超)が存在し、入所者の大半は市外から入所している。 ○退所後に住所特例施設へ入所する本市の被保険者との引継ぎを行うこととなり介護給付費負担が大きい。 ○住所特例を要し退所後の保険者を入所前住所地を保険者とすることで、給付費負担の公平化及び適正化を図りたい。 ○介護保険適用除外施設が9箇所(平成27年3月現在)あり、退所者が引き続き介護保険施設に入所した場合は、退所時の支障事例が一定生じている(平成26年度介護認定審査会受給者数:1人(本市高齢者受給者数)0人、平成26年度介護認定審査会受給者数:7人(本市高齢者受給者数)3人)。 ○本市に関係のない人の給付費が大きく介護保険料に影響しています。適用除外施設の入所者の高齢化に伴い、適用除外施設からの住所地特例者が増え、前住地へ適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とする住所特例を要する。財政的負担も公平性を保つ必要がある。 ○今後、介護保険適用除外施設入所者の高齢化が進むことになり、これらの施設を退所し、介護保険施設へ入所する事例が生じると想定されることから、施設退所後は、入所後等を行う市町村の被保険者となる住所特例の見直しが必要と考えます。 ○昨年度1件あり、今年度においても1件今後該当する介護申請が出ている。いずれのケースも障害者支援施設での対応が困難であるため、介護施設への入所とつながり、前住地または前住地外から入所に併し転居していることから、利用する制度が変わることで実態が変化する場合は他利用者から見て公平性を欠くと懸念される。 ○他市町村から本市にある介護保険適用除外施設(労務特別介護施設)に入所した方が、当該施設を退所し、元の住所地にある介護保険適用施設に入所した場合、本市が保険者となる事例が生じた。このような事例が将来的に発生し、今後同様の事例が発生する可能性があるため、左欄と同様、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とする住所特例を見直すことを求める。 ○看護施設設置会から住所地特例制度の見直しを要している。 ○介護保険適用除外施設から市町村の介護保険施設等へ転所する場合は、適用除外施設所在地市町村が保険者となるため、最も適切な転所先が選ばれる他市町村の介護保険施設等へ転所を検討する際の判断の重要要因となって、入所者の選択を狭めている。 ○転入後しばらくして、要介護(要支援)認定となる方が多数確認されている。 ○適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠けるという観点から、制度改正の必要性もあると考える。 ○障害者支援施設(適用除外施設)が2施設あり、利用者の高齢化が進んでいる。今後介護状態となり介護施設へ入所する者も増加することとなる。 ○提案団体と同様、介護保険施設法第1条の規定により、看護施設等の介護保険適用除外施設から退所した者が、引き続き住所地のある介護保険施設等に入所した場合、当該適用除外施設の所在地の被保険者となることから、適用除外施設が所在する保険者の介護保険給付の負担となる。 ○適用除外施設(障害者施設)から退所して同一法人が経営する介護老人福祉施設に入所した事例あり。障害者施設には都内から措置されており、介護老人福祉施設には当該施設所在地の被保険者として入所した。当該事例が繰り返すことにより介護給付費が増加したため県へ制度の寄附を訴えた。</p>	<p>【全国知事会】 高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充するべき。 【全国市長会】 適用除外施設の偏在による所在市町村の保険給付の負担が過度に生じることがないよう、実態調査に基づく適切な検討を求める。</p>	<p>○適用除外施設退所者の介護保険施設入所に係る住所地特例の適用について、厚生労働省が実施を予定している入退所者の状況等を含めた実態調査を速やかに実施していただきたい。 ○実態調査の結果を踏まえるとともに、提案団体からは具体的な支障事例が明らかになっていることから、住所地特例を適用することに具体的な支障がないのであれば、必要な措置を講ずるべきではないか。</p>	<p>○実態調査については、現在調査票を送ったところであり、その結果を踏まえて対応を検討する。</p>	<p>6【厚生労働省】 (18) 介護保険法(平9法123) (19) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
262	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者総合支援法に基づき施設外において支援を行う場合の要件の緩和	<p>【提案の経緯・事情変更】 現状の要件では、施設外で就労する日数が少なくなり、工賃向上や一般就労への移行促進の妨げとなる可能性があるとの支障がある。</p> <p>【支障事例】 達成度評価に関しては、サービス管理責任者や同行する支援職員、利用者の共通月の利用日数のうち最低2日は事業所内における訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされているが、「最低2日」の要件を撤廃すること。</p> <p>なお、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべきだとの意見が出されている。</p> <p>【効果・必要性】 施設で就労する障害者の工賃向上や一般就労への移行が促進される。</p>	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)」における留意事項について」の一部改正について(障障発0331第3号平成27年3月31日)5(2)①ア	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	施設外就労については、利用者の施設外就労における問題点の把握・調整や個別支援計画の実施状況及び目標達成状況の確認、個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助などを行うため、2日は事業所に通所する必要があり、当該要件の撤廃は適切ではない。		利用者の施設外就労における問題点の把握・調整や、個別支援計画の目標達成状況の確認は、事業所に通所しなくとも、派遣先に直接出向き、現地で確認することが可能である。 問題点の把握や個別実施支援計画の実施状況等、必要な事項を把握できるのであれば、最低2日間、事業所に通所するという要件は必ずしも必要がないと思われる。また、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべきだとの意見が出されているが、貴省から明確な回答はなかったと理解している。 については、①派遣先での確認が不可能な理由、②2日間必要な理由(積算等)をご教示願いたい。
94	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法第7条第1項の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し	<p>【支障事例】 地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」とされているが、そのうち児童福祉に関する事項については、「条例で定めるところにより、同審議会が調査審議できる」と(同法第12条第1項)との特例規定がある。 最近の障害者施策の流れとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止)など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなっているため、本県の審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見た意見が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除かれているため、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。 また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に係る施策について、社会福祉審議会において横断的かつ一体的に議論することも求められている。</p> <p>【制度改正の必要性】 本県では、上記の支障事例を踏まえ、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。 なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉審議会は必置とされているのに対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉審議会は必置とされていないことから、地方社会福祉審議会の調査審議事項から除かなければならない理由はないものと考え。</p>	社会福祉法第7条第1項	厚生労働省	九州地方知事会	ご提案いただいた内容を踏まえ、検討する。		障害者福祉をはじめとした社会福祉全般について、地域の実情等に応じたよりよい議論ができるよう、制度改正を行う方向での前向きな検討をお願いしたい。
95	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法第11条第1項の規定による地方社会福祉審議会に属する専門分科会の設置の弾力化	<p>【支障事例】 本県では、社会福祉審議会に、専門分科会として民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法第11条第1項)を設置するとともに、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会(同法第2項)を設置している。 精神障害に関する議論では、その障害特性に特化したものだけでなく、障害者の高齢化や、親亡き後の問題、さらには地域移行の問題など、3障害共通の課題が多いが、現行法において同審議会が精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項全般を議論することができない上に、専門性が求められる個別分野に關して議論を行う必要があっても、精神障害者福祉に関する専門分科会を設置することができない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 専門分科会の設置について、弾力化を図り、地域の実情に応じて専門分科会の設置が可能とするため、同法第11条第1項の規定の見直しが必要である。</p>	社会福祉法第11条第1項	厚生労働省	九州地方知事会	ご提案いただいた内容を踏まえ、検討する。		障害者福祉をはじめとした社会福祉全般について、地域の実情等に応じたよりよい議論ができるよう、制度改正を行う方向での前向きな検討をお願いしたい。

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
茅ヶ崎市、豊田市	<p>○現時点では施設外就労の要件緩和についての問い合わせはないが、工賃向上や一般就労への移行促進の観点から、「最低2日」の要件緩和に賛同する。ただし、現在の「最低2日」の要件は、事業所内における訓練目標に対する達成度の評価及び個別支援計画の見直しを目的としており、この点は要件緩和の有無に関わらず必要であると考えられる。要件緩和と併せて、施設外就労の評価方法(評価を行ったかの確認方法を含める。)についても十分に検討を必要があると考えられる。</p>	<p>【全国市長会】 「最低2日」の要件について、障害者福祉の観点や工賃向上及び一般就労への移行促進の観点等から、適正な日数の検討を求める。</p>	/	<p>施設外就労を実施している利用者に係る事業所内での必要な支援にあたっては、 ・施設外就労先での就労状況を振り返ることにより、施設外就労を実施する上での課題や今後の取組における改善点等の共有 ・個別支援計画の実施状況等を確認するための面接相談の実施や個別支援計画に位置付けた達成目標等の見直し などを行うこととなり、こうした支援については、施設外就労先で行うべきものではなく、サービス管理責任者や施設外就労に同行する支援員、施設外就労を実施している利用者等一室に会して行うべきものである。 また、振り返りによる課題や改善点等の共有や個別支援計画の見直しによる利用者等への説明・同意などについては、1日で実施できるものではないため、最低2日は必要としているものである。</p>	<p>6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ウ)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型、B型)における施設外就労については、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている日数要件の緩和について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
茅ヶ崎市、豊橋市、豊田市、東大阪市	<p>○精神障害に関する事項の障害者福祉での取り扱い根拠が異なることにより、支障が生じているため、提案に賛同します。 ○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止)など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなっているため、審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見た意見が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項は県の設置する審議会で審議することとされているため、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。 したがって本改正により市町村で精神障害に関する事項が審議可能となれば、障害者基本法に基づき市町村障害福祉計画の策定においても意見聴取などの面で効果が見込まれる。 ○若年性認知症患者が精神障害者保健福祉手帳の発行を受けることもあり、地域包括ケアシステム関連施策の検討において、精神障害者を看過することはできない。 地方社会福祉審議会において必要とする必要まではないが、児童福祉同様の特例規定の新設により、審議会での議論が一層活発になる可能性はあると考えられる。 ○障害者総合支援法施行以降、3障害施策を総合的に検討する事項が増える一方であるにもかかわらず、社会福祉法の規定があるがために、市の中で社会福祉施策を総合的に審議する場に精神障害者福祉だけが含まれず、市全体の課題として横断的かつ一体的な議論となりにくい。</p>	<p>【全国知事会】 地方社会福祉審議会の調査審議事項については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 地方社会福祉審議会においても、精神障害者福祉について調査審議できるように検討を進めていると認識しているが、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。 ○ 精神障害者福祉に関して、どのような組織形態で調査審議を行うかについては、個別の地方自治体の事情に対応できるように柔軟な組織設計とすべきではないか(地方精神保健福祉審議会で調査審議することも可能にすべきではないか)。 ○ 地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)を受けて「社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と改正し、必置規制を弾力化して統合を可能とした一方、審議対象外の児童福祉に関する事項を審議対象とするか否かを条例に委任し審議対象とする場合は児童福祉審議会の必置規制を解除する規定が存続している。しかしながら、このような規定がなくとも必置規制を弾力化した審議会の統合は自治体の判断で可能であり、また、具体的規定がないと統合できないとの誤解を招くおそれがあることから削除すべきではないか。</p>	<p>精神障害者福祉に関する事項については、ご提案いただいた内容は十分理解しているところであり、社会福祉法の改正を検討している。</p>	<p>6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。</p>
茅ヶ崎市、豊橋市、豊田市	<p>○精神障害に関する事項の障害者福祉での取り扱い根拠が異なることにより、支障が生じているため、提案に賛同します。 ○現行法では、社会福祉審議会が精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項全般を議論することができない上に、専門性が求められる個別分野に関して議論を行う必要があっても、精神障害者福祉に関する専門分科会を設置することができない状況である。 ○地域の実情を施策に反映させるため、専門分科会の設置を可能とすることが望ましい。 ○若年性認知症患者が精神障害者保健福祉手帳の発行を受けることもあり、地域包括ケアシステム関連施策の検討において、精神障害者を看過することはできない。 地方社会福祉審議会において必要とする必要まではないが、児童福祉同様の特例規定の新設により、審議会での議論が一層活発になる可能性はあると考えられる。</p>	<p>【全国知事会】 地方社会福祉審議会の専門分科会の設置については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 地方社会福祉審議会においても、精神障害者福祉について調査審議できるように検討を進めていると認識しているが、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。 ○ 精神障害者福祉に関して、どのような組織形態で調査審議を行うかについては、個別の地方自治体の事情に対応できるように柔軟な組織設計とすべきではないか(地方精神保健福祉審議会で調査審議することも可能にすべきではないか)。 ○ 地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)を受けて「社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と改正し、必置規制を弾力化して統合を可能とした一方、審議対象外の児童福祉に関する事項を審議対象とするか否かを条例に委任し審議対象とする場合は児童福祉審議会の必置規制を解除する規定が存続している。しかしながら、このような規定がなくとも必置規制を弾力化した審議会の統合は自治体の判断で可能であり、また、具体的規定がないと統合できないとの誤解を招くおそれがあることから削除すべきではないか。</p>	<p>精神障害者福祉に関する事項については、ご提案いただいた内容は十分理解しているところであり、社会福祉法の改正を検討している。</p>	<p>[再掲] 6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
18	A	権限移譲	医療・福祉	保険医療機関の指定・監督権限の移譲	<p>【提案にあたっての基本的な考え方】</p> <p>人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p> <p>【制度改正の必要性等】</p> <p>関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。</p> <p>医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。</p> <p>広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>	健康保険法第65-66-68・71・73・78-80・81条 国民健康保険法第41・45条の二 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条 等	厚生労働省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>保険医療機関の指定については、医療提供体制の不足地域における体制の確保のために行うものではなく、国民皆保険の理念のもと、医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っている国が、全国ベースで公的医療保険における診療を任せるにふさわしい医療機関の指定を行うものであることから、保険医療機関の監督も含めて全国統一的な観点から国の責任において実施すべきものである。</p> <p>したがって、地域ごとの個々の特殊性や事情に応じて実施することは、かえって地域ごとの医療格差を生じさせ、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうおそれがあることから、都道府県に移譲することはできないと考えている。</p>	<p>現在、地域医療構想により医療提供体制の見直しが進められており、都道府県が主体となっており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病床機能報告制度を創設 ○都道府県は、地域医療構想を策定し、病床の機能分化・連携を推進 ○将来の医療需要や各医療機能の必要量についてデータ分析の検討など、医療費の適正化を図っていることが求められている。 また、平成30年度からは市町村国保を都道府県を中心とした運営体制に移行することが柱である医療制度改革法が成立したところである。 こうした中、地方において2025年を見据え、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められているところであるが、高齢化のさらなる進展と人口減少という大きな人口構造の変化に伴い、保健医療のニーズが増加・多様化する中で、地域によってその課題は大きく異なることから、都道府県が地域の医療機関等と一体となり、地域の実情や課題に応じた医療と介護の提供体制の整備に係る責任を果たすために、必要な権限を求めるものである。 また、一部の地域においては保険医療機関の指導監督が十分にできていないとの指摘もあったことから、国による統一性の確保のための基準の設定及び専門的・技術的支援を行った上で広域連合で実施することが適切であると考えている。 加えて、医療法人の認可権限、病院の開設許可権限及び介護保険制度における保険事業者の指定・監督を、現在は地方が実施している状況から鑑みて、医療保険について地域加算等の決定権限等診療報酬の決定権限の一部を関西広域連合に移譲するとともに、保険医療機関の指定・監督権限の移譲についても併せて求めるものである。 	
254	A	権限移譲	医療・福祉	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県は医療費適正化の推進主体と位置付けられ、さらなる実効ある取組の推進が求められている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>地域の実情に応じた適切な医療保険体制を構築するためには、必要とされる診療料(医)の適正配置の誘導を行いたいが、保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局の権限とされているため、取組みが進んでいない。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域が必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となり、パランスのとれた地域医療の提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。</p>	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	厚生労働省	兵庫県、和歌山県、徳島県	<p>保険医療機関等の指定・登録については、医療提供体制の不足地域における体制の確保のために行うものではなく、国民皆保険の理念のもと、医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っている国が、全国ベースで公的医療保険における診療を任せるにふさわしい医療機関等の指定・登録を行うものであることから、保険医療機関等の監督も含めて全国統一的な観点から国の責任において実施すべきものである。</p> <p>したがって、地域ごとの個々の特殊性や事情に応じて実施することは、かえって地域ごとの医療格差を生じさせ、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうおそれがあることから、都道府県に移譲することはできないと考えている。</p>	<p>都道府県は地域医療構想や地域医療費適正化計画の策定主体として医療費適正化に大きな責任を負っており、医療費水準や医療の提供に関する目標を設定し、実現することが求められている。しかし、医療機関の開設や医療法人の監督権限を有しているものの、保険医療機関等の指定・登録権限をもってならず、地域医療提供体制を整備するうえで主体性が阻害されている。</p> <p>本提案は、地域の実情に応じた適切な医療提供体制を構築するためのものであり、地域ごとの医療格差を生じさせたり、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうものではない。</p> <p>国が示す基準のもと、医療費適正化の推進主体である都道府県が、これまで以上に地域医療提供体制の整備を積極的かつ主体的に行うことができるよう、権限を移譲すべきである。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
		<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>	/	<p>○ そもそも、御指摘の都道府県単位の医療提供体制の見直しについては、医療法に基づく対応により行われているものであり、保険医療機関の指定権限を移譲することによって可能になる蓋然性が不明である。</p> <p>○ これは、保険医療機関の指定が、医療法に基づき保健所に病院・診療所の届出を行った医療機関について、保険医療機関として著しく不適当と認められない限り認められるものであることから明らかである。</p> <p>○ また、全国一律の医療保険制度において、その医療サービスを担う保険医療機関の指導及び監督に当たっては、全国一律の基準で行うべきであることから、仮に都道府県に移譲したとしても、地域の実情に応じた医療と介護の提供体制の整備に資するものではないと考えている。</p>	/
萩市	<p>○医療費適正化を推進する上で、病床数が多いことが一つの原因と考えられ、こうした現状を変えるには、県へ権限移譲が必要と考えられる。</p>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>	/	<p>○ そもそも、御指摘の都道府県単位の医療提供体制の見直し及び医療費の適正化については、医療法に基づく対応により行われているものであり、保険医療機関の指定権限を移譲することによって可能になる蓋然性が不明である。</p> <p>○ これは、保険医療機関の指定が、医療法に基づき保健所に病院・診療所の届出を行った医療機関について、保険医療機関として著しく不適当と認められない限り認められるものであることから明らかである。</p> <p>○ また、全国一律の医療保険制度において、その医療サービスを担う保険医療機関等の指導及び監督並びに処分に当たっては、全国一律の基準で行うべきであることから、仮に都道府県に移譲したとしても、地域の実情に応じた適切な医療提供体制の整備に資するものではないと考えている。</p>	/

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
49	日地方に対する規制緩和	医療・福祉	入院中の重度障害者に対するヘルパー派遣要件の緩和	<p>入院中の看護は、医療機関の看護職員のみによって行うという国の通知による規制ではないと対応が難しい。</p> <p>【制度改正の必要性】 入院中の看護については、国の通知により「医療機関の看護職員のみによって行われるもの」とされており、重度障害者が入院した際には、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護を利用することができない。 しかし、現実には、重度障害者のうち、意思疎通困難者などが入院した場合、医療機関で特別な看護体制が必要となることから、家族の付き添いを求められるケースもある。 重度障害者は、その障害や症状が多様多岐なため一人一人介護方法が異なり、特に意思疎通困難者の場合は通常の会話もできず、環境の変化でパニックを起こす場合もある。 家族も常時付き添うのは困難なため、日頃自宅で長時間介護を行っているヘルパーでないと対応が難しい。 重度ALS患者については、入院中のコミュニケーション支援者の付き添いが認められているが、市町村事業であるため、市町村によって対応が異なる。 また、ALS患者以外にも、脳性まひなど、他にも意思疎通が困難で支援を要する重度障害者もいる。 そこで、重度障害者のうち、意思疎通困難者など特別な支援が必要な人が入院した場合には、全国共通サービスである重度訪問介護等の利用による、障害特性に精通したヘルパーを派遣できるように、規制緩和が必要である。</p> <p>【支障事例】 障害者福祉団体によると、多忙な看護師が重度障害者の多種多様な状況に応じた対応をすることは困難である。また、家族も長時間の付き添いを行うことは、身体的・精神的負担が非常に大きい。やむなく患者自らがヘルパーを雇ったが、重度訪問介護等の利用できないため全額自己負担となった、という事例が示されており、長期間の入院になると患者側の負担が極めて重くなる。</p>	<p>保険医療機関及び保険医療費負担当規則第11条の2 保医発0305第1号 平成26年3月5日付け厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きについて」別添2の第2の4(6)7 保医発0701第1号 平成23年7月1日付け厚生労働省保険局医療課長通知「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」</p>	厚生労働省	埼玉県	<p>保険医療機関における看護サービスを充実させ、患者、家族の負担を伴う付添看護を解消するため、平成6年の健康保険法改正時に療養の給付の対象範囲の見直しを行い、入院患者に対する看護は入院している医療機関の看護職員が行うこととして付添看護の解消を図った。それに合わせて、療担規則も、(保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。)と改定した。</p> <p>入院中の患者に対するヘルパー派遣を認めると、当該医療機関で十分な看護サービスの提供がなされなくなる可能性がある。つまり、医療機関が、付き添いヘルパーに看護の代替を求める恐れがあり、付き添う側も線引きが曖昧になり、一部看護職員の業務を補充するような行為を行うようになる可能性が懸念されている。</p> <p>以上のことから、本件への対応は困難である。 なお、重度訪問介護については、居室において行う身体介護等のほか、外出時における移動中の介護等があり、身体介護については、居室以外でのサービス提供は想定していない。</p>	<p>意思疎通が困難な重度障害者や、知らない場所や人など環境の変化でパニックを起こしてしまう重度障害者の入院に当たって、医療機関で十分な看護ができないことから、家族が付き添いを求められるケースもある。 しかし、常時家族が付き添うことは困難であるため、やむなく日頃から介護を受けているヘルパーを患者自らが雇う方法もあるが、その場合は全額自己負担となり、かなりの金銭的負担が生じる。 これが重度訪問介護等のサービス利用が可能であれば、最低限の負担でサービスが利用でき、なおかつ、意思表示等の対応をヘルパーが的確にできることにより、適切な治療や入院療養ができる。 今回の提案は、あらゆる障害者についての入院中のヘルパー派遣を求めるものではなく、重度障害者のうちでも特に意思疎通が困難など特別な理由がある場合に限り、重度訪問介護等の利用によるヘルパー派遣が必要であり、実現に向けての検討をお願いするものである。</p>		
167	日地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問看護に関する診療報酬の相互連携によるサービス提供に対し、訪問看護療養費を支給できるように省令改正	<p>【制度の概要】 厚生労働省令により、保険者は、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるときは、訪問看護療養費を支給することができないこととされている。</p> <p>【本県の状況】 本県では、平成25年度から27年度において、2次医療圏単位(保健所管轄単位)で基幹型訪問看護ステーションを設置し、当該訪問看護ステーションを中心として1人の患者に対して同一日に複数のステーション間の連携による24時間365日の定期的な訪問看護が提供できる体制の整備をモデル事業として実施している。</p> <p>【支障事例】 モデル事業実施済みの圏域において、複数の訪問看護ステーションからサービス提供を受けた患者の事例では、日中はAステーションからの訪問看護を利用し、夜間(入眠前)は、Bステーションからの訪問看護を利用し、夜間の呼吸状態の安定や患者の心身の負担軽減の効果があつた。現行制度による患者の全額自己負担分サービスに対しては地域医療再生基金を利用し充当していたが、期間終了後は、患者の経済的負担が大きいことから、夜間のBステーションのサービス継続が困難となつた。</p> <p>【制度改正の必要性】 診療報酬上算定可能となれば、在宅療養・看取りの環境整備の推進が図られ、県民の福祉の向上につながる。 また県内の小規模訪問看護ステーションの割合は半数以上を占め、全国的にも同様のステーションの割合が6割を超えている現状において、全国各地でこうしたステーション間の連携による夜間・早朝のサービス提供の広がりが見られる。</p>	<p>健康保険法施行規則第69条 国民健康保険法施行規則第27条の2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第50条 平成26年3月5日付け保発0305第3号厚生労働省保険局長通知</p>	厚生労働省	滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	<p>平成26年度診療報酬改定において、24時間対応や看取りの件数、重症度の高い患者の受入等を要件とした機能強化型訪問看護ステーションの評価を創設したところ。御指摘の医療依存度の高い在宅療養者への24時間365日の定期的なサービス提供の実現については、こうした訪問看護ステーションの更なる普及を目指していくことにより、対応してまいりたい。</p> <p>なお、同一日に複数の訪問看護ステーションからの訪問を認めた場合、不要又は過剰なサービスが提供される可能性があることから、対応は困難である。</p>	<p>ご指摘の通り、平成26年度の診療報酬改定において、規模の大きい訪問看護ステーションを評価した機能強化型訪問看護ステーションが創設されたが、本県においては、全国的に常勤訪問看護師の確保が困難であり、看護職員の地域偏在も認められる。 常勤看護師の新規採用は極めて困難であり、設置主体の異なる訪問看護ステーションの合併等も非常に難しいが、国の方針である訪問看護ステーションの大規模化・多角化は急速には進まず、機能強化型訪問看護ステーションへの移行を県内すべての地域に進めることは非常に厳しい現状である。 そのため、本県で実施している基幹型訪問看護ステーション設置モデル事業において、複数訪問看護ステーションの連携による訪問看護の提供により、24時間365日の在宅療養が可能となる事例もあることから、新たに複数の訪問看護ステーションの相互連携による「連携型」の創設を提案したところである。 当該モデル事業における在宅療養者へのサービス提供の内容は、本人および家族からのニーズに基づきプランが立てられ、その内容について検討委員会に諮問し了解が得られたものであること。また、一般化された場合、患者・家族の費用負担や訪問看護ステーションの訪問看護師のマンパワーの面等も勘案し、かかりつけ医の指示書やケアマネジャーのケアプランに基づき計画的にサービス提供がされることから、不要または過剰なサービス提供がされる蓋然性は低いと考える。 なお、当該モデル事業では、昼間に加え早朝および夜間の定期的なサービス提供により、患者の症状の安定および家族の介護負担の軽減が図られたという成果が得られた。</p>		

厚生労働省 最終的な調整結果

<p>< 新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) ></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>〇重度障害者が急に入院することは容易に想定されることであり、その際、喫緊にヘルパーを必要とする場面も多々ありえる事と思われる。 〇意志の疎通が困難な障がい者が医療機関に入院した場合、当該障がい者の意思疎通に熟練した支援員が派遣されていることは、医療機関が適切で円滑な医療行為などが行えたと考えられるため、必要と考える。 〇老健介護の現状を踏まえると、意思疎通支援等の特別な介助を要する障害者等が増加することが見込まれる。従来の医療機関関係職員による支援が困難となっている現状を踏まえると、一定の基準のもとに給付を可能とする規制緩和が求められている。脳性まひ患者の入院に際し、意思疎通の困難さが医療機関から示され、支援者が出向いた実態が報告されている。 〇障害当事者団体からの要望の中で、常日頃よりヘルパーの介助を必要としている障害者にとっでは、病気がやがて、特に緊急に救急車で運ばれるような事態になったときには、ヘルパーが病院で付き添ってくれないことは大変不便であり、かつ不安であることが切実な課題となっている、との指摘がある。 〇提案団体と同様の支障事例により、家族、関係団体、障害福祉サービス事業所などから要望がある。常時介護が必要な重度障害者は、どこにいても介護は必要であり、障害福祉サービスの支給量の範囲内であれば入院中のヘルパー派遣ができるよう要件を緩和すべきと考える。 〇病院から家族の付き添いを求められる際に、家族のみでは対応できない世帯もあるため、規制緩和を求める。 〇通常の入院で家族も病院に泊まりこむ事例は散見される。その家族から「重度訪問介護を利用したい」という希望が出されたことはないが、潜在的ニーズはあると思われる。 〇入院中の福祉サービスの利用はできないかという問い合わせがある。現行制度での利用はできないことの説明はするが、介護者の負担は重くなっている実情がある。 〇ALS患者や人工呼吸器装着者、脳性まひ、重度知的障害など、意識疎通が困難な障害者が入院する場合、家族の付き添いが求められるケースはあり、家族等で対応できない場合は自費でヘルパーを雇う等対応してもらえない状況で経済的負担は大きい。なお、重度訪問介護で公的に認める場合には、サービス等利用計画や個別支援計画において看護と介護との明確な線引きは必要と考える。 〇重度障害児(者)が入院した場合、入院患者との意思疎通に支障をきたすとして、家族に対し24時間の付き添いが要請される事態が生じており、家族の大きな負担となっている。このような状況に対し、平成26年度には知的障害者の家族等を会員とする団体から、必要に応じて医療機関内において障害福祉サービスを利用できるよう、要請が出されているところである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 意思疎通支援等の特別な介助を要する障害者等は増加することが見込まれるなか、従来の医療機関関係職員による支援が困難となっている現状を踏まえると、一定の基準のもとに給付を可能とする規制緩和は必要と考える。</p>	<p>〇 重度訪問介護については、居宅において行う身体介護等のほか、外出時における移動中の介護等があり、身体介護については居宅以外でのサービス提供は想定していない。 〇 なお、聴覚障害や盲ろう、知的障害等がある、意思疎通が困難な者に対する入院中の意思疎通支援については、地域生活支援事業における意思疎通支援事業により、意思疎通支援者を派遣することにしている。</p>	<p>〇 重度訪問介護については、居宅において行う身体介護等のほか、外出時における移動中の介護等があり、身体介護については居宅以外でのサービス提供は想定していない。 〇 なお、聴覚障害や盲ろう、知的障害等がある、意思疎通が困難な者に対する入院中の意思疎通支援については、地域生活支援事業における意思疎通支援事業により、意思疎通支援者を派遣することにしている。</p>	<p>6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) 障害者であって意思疎通を図ることに支障がある者の入院については、当該障害者に意思疎通支援を行う者が付き添うことが可能であることを明確化することについて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>〇がんタミナルの患者に複数の訪問看護ステーションからサービス提供をうけていた事例があった。事前にAステーションから訪問看護を利用し、夕方家族がVtポートを入れ、しばらくたってから点滴漏れが発見され、Bステーションが訪問看護を実施した。患者・家族は緊急時対応がなされ、安心して在宅生活を継続された。現行制度では、Aステーションは訪問看護療養費を診療報酬上算定されるが、Bステーションは算定できず不公平を感じるがあった。</p>	<p>【全国市長会】 地域包括ケアの推進にあたっては訪問看護機能の充実が重要であるため、提案団体の意見を尊重されたい。</p>	<p>〇 そもそも訪問看護基本療養費は、適正かつ効率的な訪問看護の提供を推進する観点から、1人の患者に対し、1つの訪問看護ステーションが計画に基づき訪問看護を実施することを前提に、訪問回数ではなく1日分を包括的に評価しているところである。 〇 同一日に複数の訪問看護ステーションが訪問看護基本療養費を算定できるようにすることについては、報酬体系を根幹から見直す必要があり、関係者等の意見も踏まえて慎重に検討する必要があり、早急に結論を得ることは困難である。</p>	<p>〇 そもそも訪問看護基本療養費は、適正かつ効率的な訪問看護の提供を推進する観点から、1人の患者に対し、1つの訪問看護ステーションが計画に基づき訪問看護を実施することを前提に、訪問回数ではなく1日分を包括的に評価しているところである。 〇 同一日に複数の訪問看護ステーションが訪問看護基本療養費を算定できるようにすることについては、報酬体系を根幹から見直す必要があり、関係者等の意見も踏まえて慎重に検討する必要があり、早急に結論を得ることは困難である。</p>	<p>〇 そもそも訪問看護基本療養費は、適正かつ効率的な訪問看護の提供を推進する観点から、1人の患者に対し、1つの訪問看護ステーションが計画に基づき訪問看護を実施することを前提に、訪問回数ではなく1日分を包括的に評価しているところである。 〇 同一日に複数の訪問看護ステーションが訪問看護基本療養費を算定できるようにすることについては、報酬体系を根幹から見直す必要があり、関係者等の意見も踏まえて慎重に検討する必要があり、早急に結論を得ることは困難である。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
265	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の指定基準見直し及び再入院期間の延長	【提案の経緯・事情変更】 診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の対象については、“望ましい”基準になっていることから、本来急性期を担っていない病院も含まれているとの指摘がある(全国一般病床の53%がDPC対象病院となっている)。 また、現在の仕組みでは、DPC対象病院の退院患者が同じ病名で7日以内に再入院した際には、一連の入院とみなし入院日数を通算するため、入院期間を意図的に操作することによって、入院期間を不適切にリセットする事例があり、医療費が高額となる原因となっている。 【支障事例等】 本来、DPC制度は、医療費の抑制を目的とした制度であるにも関わらず、対象病院の中には、入院期間を意図的に操作し、入院期間を不適切にリセットし、診療報酬を得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障害の一つになっている。本県では、別途「健康保険法等に基づく保健医療機関等の指定・取消などの処分権限」の移譲を求めているが、現状、本来急性期を担っていない病院がDPC制度の対象となっている場合でも、これらの病院の処分等ができないこととなってしまうため、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 指定基準を“望ましい”基準ではなく、厳格にすることは、医療費適正化の観点から効果が高いと考えられる。	DPC制度への参加等の手続きについて(保健発0327第2号)厚生労働省告示(H26.3.5)	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	DPC制度は、特定機能病院を対象として導入された急性期入院医療を対象とする包括支払制度であるが、対象医療機関の選定基準については、中央社会保険医療協議会等における検討の中で適切に見直しを行ってきたところであり、対象医療機関は年々拡大してきているところである。引き続き、御指摘の同一疾病による再入院に係るルールも含め、中央社会保険医療協議会等において検討してまいりたい。 なお、DPC制度の対象医療機関の選定基準を厳格化することについては、出来高払いとなる医療機関を拡大することとなり、御指摘の医療費の適正化につながるものではないと考えている。	DPC制度は、医療費の抑制を目的とした制度であるにも関わらず、対象病院の中には、退院時期を意図的に操作し、再入院させるなど、診療報酬を不当に得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障害の一つになっている。 DPC制度の指定基準が望ましい基準になっており、急性期を担っていない病院も含まれているとの指摘があるが、DPC制度が創設された背景(急性期医療における出来高払い方式は、いわゆる過剰診療に傾きやすく、医療の質や効率性の評価が十分反映されていない)ことを考慮すれば、急性期医療を担っていない病院がDPC制度の対象医療機関とならないよう、選定基準を厳格化すべきである。 なお、出来高払いの医療機関の存在自体が医療費の増高につながるものではないと考えている。	
266	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療機関における看護職配置の機能に応じた配置の基準の設定	【提案の経緯・事情変更】 医療機関における看護職員配置について、診療報酬上届出制となっており、必ずしも医療機関の機能に見合ったものとなっておらず、看護職を配置さえすれば、病院の機能や患者の状況に関係なく、高点数を算定できるため医療費が高額となる原因となっている。 H27.5.26の経済財政諮問会議においても、 「2006年の制度改革において、急性期医療用の7対1病床が創設されたが、同病床の入院基本料から得られる病院の収益が他の病床よりも高いことから、高コストの病床構造が形成。こうした歪を是正するためには、一律の病床単価の改定では困難。7対1病床の入院基本料と他病床との価格体系を平準化するよう大胆に見直し、医療機関の病床設定行動を変化させるべき」との意見が出されている。 【支障事例】 現在、都道府県では、医療費適正化計画を推進しているが、看護職の配置については、診療報酬上届出制であるため、病院の機能や患者の状況に関係なく看護職を配置さえすれば高点数を算定でき、医療費適正化を図っている地方の支障となっている。本県では、別途、診療報酬の決定に関する権限の移譲を求めているが、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のためには、看護職の配置についても適正化を図ることができるよう、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 地域医療構想を策定し、病床の機能分化等を進めることに合わせ医療機関における看護職員配置について、病床の機能に見合ったものとするにより医療費適正化が図られるものと考えられる。 患者が状態に応じて適切な医療を受けられるよう、急性期病床における患者像を適切に評価する必要がある。	施設基準(厚生労働省告示)	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	診療報酬上、各医療機関・病棟が期待される役割を担い、機能を果たすよう、入院料の届出には種々の要件が設けられており、看護士の配置はその中の一つである。既に、入院している患者像に係る要件は多くの入院料に設けられており、本提案は現行制度で対応可能である。	本県の提案は、現行の制度は、看護職の配置について、診療報酬上届出制であるため、病院の機能や患者の状況に関係なく看護職を配置さえすれば高点数を算定できることから、本格的な急性期医療を提供していない病院が7対1基準で病床を運営するなど、診療報酬請求と病床機能との実態に齟齬が生じていることを指摘している。 都道府県は、地域医療構想において病床の機能分化等を進めていくが、国としても、医療費が高額となっている一因である医療機関における看護職員配置について、病床の機能に見合ったものにするべきである。	
96	A	権限移譲	医療・福祉	医療法第7条第1項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の権限に移譲済み。一方、同法第3項の規定による診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲	【制度改正の趣旨】 病院と診療所の取扱いを区別する理由が見当たらない。 【制度改正の経緯】 今般の法改正で、指定都市の市長が病院の開設許可等を行う場合、都道府県知事に協議し、同意を求めるとされているが、条例による事務処理特例制度を活用し、診療所の病床設置許可等の権限を指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求める仕組みがなく、病床の管理面から見た場合、整合性がとれていない。	医療法第7条第3項	厚生労働省	九州地方知事会	診療所の病床設置に係る許可権限等については、指定都市への移譲といった地方分権の視点だけではなく、有床診療所が地域で担っている医療機能を踏まえ、医療計画との整合性をとるためにはどのような仕組みがよいのかという視点もあることから、こうした視点も含めて今後検討していきたい。	有床診療所の役割については、昨年の医療法改正において第30条の7に規定される等重視する必要があるが、現行の医療計画における病床数の管理では、病院と有床診療所を区分していない状況。 そのため、有床診療所の病床設置等に係る許可事務の移譲についても、病院の開設許可と同様に、都道府県知事に同意を求めなければならないとすることで、医療計画との整合性が担保されると考えられるので、権限移譲を実現させる方向での前向きな検討をお願いしたい。 (参考)病院の開設許可権限については、平成27年度から県知事の同意を要件として、指定都市の市長に権限移譲されている。	

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
豊橋市、城陽市	<p>○【支障事例等】急性期を担っていないと思われる病院がDPC対象病院に含まれているという現状は当院でも感じている。</p> <p>急性期を担っている旧総合病院と専門性の高い診療科のみの病院、さらに亜急性・慢性期の患者を主に受け入れている病院では、施行する診療行為が異なることが明白であり、それらを一律に平準化することは偏りが生ずる原因と考えられる。</p> <p>7日以内の再入院期間の延長については、急性期病院である当院で再入院時期を意図的に操作することは不可能である。さらに現在、再入院の取扱いが診断群分類番号の上2桁(MDCコード)が同一の場合に一連とみなされている。これは旧総合病院の場合、まったく関係のない傷病名であってもMDCコードが同一であるというだけで一連にしなければならず、入院時に検査を多数必要としたとしても一連となった入院料しか算定できないため、その費用がまかなわれない現状がある。しかしながら、再入院期間を意図的に操作する病院がある現実に対し、それを回避できるような提案は必要であると考え。それには、現在診断群分類番号の上2桁(MDCコード)で判断しているが、上6桁(疾患コード)が同一である場合を一連とする取扱いにしようとして再入院までの期間を延長することにして欲しいと考える。</p> <p>【効果・必要性】 病院の特性に則したDPC対象病院としての指定基準の改善は医療費適正の観点から効果が高いと考えられる。</p> <p>入退院時期を意図的に操作できない、または操作する必要がないような制度への改善をすることで医療費の適正化が図られると考えられる。</p> <p>○現状で悪質な入院期間の操作が行われたケースを発見したことはない。ただし、発見に至らないケースの可能性は否定できない。現状、本市における医療費の給付は増加の一途をたどっており、医療費の適正化を図れるものについては実施を希望するものである。</p>			<p>○ そもそもDPC制度は、適切かつ効率的な医療の提供を促進する目的で導入された制度であり、医療費の適正化を目的とした制度ではない。</p> <p>○ DPC対象病院の基準を厳格化した場合には、出来高払いとなる医療機関を拡大することとなり、御指摘の医療費の適正化につながるものではないと考えている。</p> <p>○ 同一疾病による再入院については、平成26年度において「7日以内」の「同一MDC(診療科)」による再入院の場合に一連の入院とすることで厳格化されたところ。</p> <p>○ 平成26年度の改定を踏まえ集計データを提示したところ、DPC評価分科会においては「適正化が図られている」との判断であった。</p> <p>○ また、次回診療報酬改定に向けて、再入院の際の「入院の契機となった傷病名」を「詳細不明コード」を使用している場合には、新たに「一連の入院と見なす」ルールの導入を検討しているところである。</p> <p>○ 引き続き適切なDPC制度の運用に向けて中央社会保険医療協議会等において議論を行ってまいりたい。</p>	
豊橋市、岐阜県	<p>○中小の病院をきめ、各病院では看護師の人員確保に苦慮している状況が続いている。やはり地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のためには、看護職員配置について、病床の機能に見合ったものとする等、施設基準の運用改善を図る必要がある。</p> <p>○病院機能や患者状況に関係なく、看護職が多く配置されている病院もある。看護職配置については、病床機能に見合ったものにできるよう、配置基準の見直しをしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>○ 各医療機関・病棟が期待される役割を担い、その機能を果たすよう、入院料の届出については看護師の配置も含め、種々の要件を設けているところである。</p> <p>○ 御指摘の7対1入院基本料については、看護師の配置以外に、患者像の評価に係る「重症度、医療・看護必要度」や「在宅復帰率」等が要件となっており、入院医療の機能分化や連携の推進を図るため、適宜見直しが行われている。</p> <p>○ その他の入院料についても、同様に、必要に応じて患者像に係る要件を設けていることから、本提案は現行制度で対応可能である。</p>	
愛知県、秋市	<p>○診療所開設許可等事務は政令市で行い、それと同時に必要となる病床に係る許可等事務を都道府県で行うという面で煩雑な手続きになっている。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、診療所の病床設置等に係る都道府県の許可権限を指定都市へ移譲するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。</p>	<p>○年末の閣議決定を念頭において、指定都市の市長に権限を移譲する方向で引き続き検討を進めていただきたい。</p>	<p>診療所の病床設置等に係る許可については、病院の開設許可等の権限移譲と同様に、指定都市の市長から都道府県知事に協議し、同意を求めることとした上で、都道府県知事から指定都市の市長に権限を移譲する方向で検討していきたい。</p> <p>また、在宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等、医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載がある等の例外的場合における都道府県知事への届出についても指定都市の市長への届出とする方向で検討していきたい。</p>	<p>5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令第3条の3)</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
134	A	権限移譲	医療・福祉	診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可については、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床設置の届出に関する事務についても同様に、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項、医療法施行令第3条の3	厚生労働省	指定都市市長会	診療所の病床設置に係る許可権限等については、指定都市への移譲といった地方分権の視点だけではなく、有床診療所が地域で担っている医療機能を踏まえ、医療計画との整合性をとるためにはどのような仕組みがよいのかという視点もあることから、こうした視点も含めて今後検討していきたい。	提案内容の実現を求める。 また、医療計画との整合性については、道府県との協議や同意を要件とすること等で確保できるものと考えている。 医療計画において基準病床数が過剰時に届出される可能性のある特例による診療所の病床設置の届出については、個別診療所名が県の保健医療計画へ記載されたこと、又は記載されることが確実なことを指定都市が県に確認できた後、届出を受理する仕組みがよいと考える。	
306	A	権限移譲	医療・福祉	診療所の病床設置等に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可については、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項	厚生労働省	神戸市	診療所の病床設置に係る許可権限等については、指定都市への移譲といった地方分権の視点だけではなく、有床診療所が地域で担っている医療機能を踏まえ、医療計画との整合性をとるためにはどのような仕組みがよいのかという視点もあることから、こうした視点も含めて今後検討していきたい。	医療計画との整合性については、道府県との協議や同意を要件とすること等で確保できるものと考えている。	
51	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	基準病床数の廃止による地域医療構想における必要病床数への一本化	都道府県の病床数を規制している基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化すること。	医療法第30条の4第2項	厚生労働省	埼玉県	基準病床数の設定については、医療資源の地域偏在の改善を目的としており、現時点の病床数の総数である一方、地域医療構想の必要病床数は、将来の医療機能別の病床数の必要量であり、両者はその趣旨・目的や算定の時点が異なる。そのため、地域医療構想における将来の病床数の必要量への一本化を行うことは考えていない。 例えば、将来的に人口減少や医療需要が減少することが見込まれる地域で、現時点の病床数を減らすことは適切ではないし、将来の人口増加の推計のみで、現時点の需要に比べて過大な病床数を整備することは、医療資源を浪費することとなることから、実際の人口の動向を踏まえて、順次、基準病床数を見直すことによって対応していきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな病床を整備して稼働するには、建設工事などハード面だけでなくスタッフの確保も必要となり、相当の期間を要する。 地域医療構想での推計では本県では2025年までに大幅な医療需要の増加が見込まれており、受け入れる病床を県全体で4千床〜7千床程度増やし、かつ在宅等の変入体制も大幅に強化しないと県民に必要な医療を提供できないことになる。 また、基準病床数の見直しは既に本県では行っているが、圏域ごとの推計を行うと、基準病床数の算定では大幅な病床過剰となっている地域が地域医療構想の推計では大幅に病床不足が見込まれるなど、基準病床数の改定では対応できないケースもある。 厚生労働省からの回答では医療需要が減るどころの支障事例を挙げているが、本県のように医療需要が大幅に増える県には全く当てはまらず、体制の整備にプレーキをかけることになる。 このような地域に関しては、地域医療構想の策定と同時に基準病床数を必要病床数に置きかえ、早期に必要な医療体制の整備に着手できる環境を整えるべきと考える。 また、現行の基準病床数の算定式では介護施設の整備を進めると療養病床の基準病床数から減算することになっている。 	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>愛知県、萩市</p> <p>○診療所開設許可等事務は政令市で行い、それと同時に必要となる病床に係る許可等事務を都道府県で行うという面で煩雑な手続きになっている。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、診療所の病床設置等に係る都道府県の許可権限を指定都市へ移譲すべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。</p>	<p>○年末の閣議決定を念頭において、指定都市の市長に権限を移譲する方向で引き続き検討を進めていただきたい。</p>	<p>診療所の病床設置等に係る許可については、病院の開設許可等の権限移譲と同様に、指定都市の市長から都道府県知事に協議し、同意を求めることとした上で、都道府県知事から指定都市の市長に権限を移譲する方向で検討していきたい。 また、在宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等、医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載がある等の例外の場合における都道府県知事への届出についても指定都市の市長への届出とする方向で検討していきたい。</p>	<p>【再掲】 5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令第3条の3)</p>
<p>愛知県、萩市</p> <p>○診療所開設許可等事務は政令市で行い、それと同時に必要となる病床に係る許可等事務を都道府県で行うという面で煩雑な手続きになっている。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、診療所の病床設置等に係る都道府県の許可権限を指定都市へ移譲すべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。</p>	<p>○年末の閣議決定を念頭において、指定都市の市長に権限を移譲する方向で引き続き検討を進めていただきたい。</p>	<p>診療所の病床設置等に係る許可については、病院の開設許可等の権限移譲と同様に、指定都市の市長から都道府県知事に協議し、同意を求めることとした上で、都道府県知事から指定都市の市長に権限を移譲する方向で検討していきたい。 また、在宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等、医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載がある等の例外の場合における都道府県知事への届出についても指定都市の市長への届出とする方向で検討していきたい。</p>	<p>【再掲】 5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令第3条の3)</p>
<p>青森県、萩市、特別区長会</p> <p>○今後、医療機関において、病床数の減廃を含む医療機能の分化・連携を積極的に進めるうえで関係機関において混乱が生じないように、基準病床数と必要病床数の関係は国において早急に整理が必要と考える。 ○既存病床数が基準病床数を上回っているため、増床することができないという一方で、2025年の必要病床数推計によると市域全体で6~8千床も不足するとされている。県からは、基準病床数の見直しについて国からの方針が示されていないため、現行の医療計画期間内は基準病床数の範囲内で整備せざるを得ないと聞いているが、地域医療構想を実現するために、基準病床数と必要病床数との関係を早急に整理してほしいと考える。</p>	<p>【全国知事会】 基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべき。 【全国市長会】 地域医療構想の策定状況を踏まえ、検討されたい。</p>	<p>第一次回答で申し上げたとおり、基準病床数は、医療資源の地域偏在の改善を目的とした、現時点において地域で必要とされる病床数である一方、地域医療構想の必要病床数は、将来の医療機能別の病床数の必要量であり、両者はその趣旨・目的や算定の時点が異なる。 また、貴見にもあるとおり、両者を一本化するにあたっては、人口減少・医療需要減少地域で懸念される事項が存在する。 したがって、現時点では、基準病床数を廃止し、地域医療構想における将来の病床数の必要量への一本化を行うことは考えていないが、平成27年1月の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」にもあるように、基準病床数については、都道府県と地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進めて参りたい。 なお、今後の地域の人口増加・医療需要増加のために、医療法施行規則に基づく基準病床数の算定方法によることが適切でない場合には、医療法に基づき、厚生労働省に協議の上、これによらない病床数とすることが可能である。 療養病床の基準病床数の算定に当たっては、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、「介護施設で対応可能な数」を減じている。医療・介護を通じて適切かつ効率的な病床の確保を行う観点では、介護施設で対応可能な数を減算することは必要であると考えている。</p>	<p>第一次回答で申し上げたとおり、基準病床数は、医療資源の地域偏在の改善を目的とした、現時点において地域で必要とされる病床数である一方、地域医療構想の必要病床数は、将来の医療機能別の病床数の必要量であり、両者はその趣旨・目的や算定の時点が異なる。 また、貴見にもあるとおり、両者を一本化するにあたっては、人口減少・医療需要減少地域で懸念される事項が存在する。 したがって、現時点では、基準病床数を廃止し、地域医療構想における将来の病床数の必要量への一本化を行うことは考えていないが、平成27年1月の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」にもあるように、基準病床数については、都道府県と地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進めて参りたい。 なお、今後の地域の人口増加・医療需要増加のために、医療法施行規則に基づく基準病床数の算定方法によることが適切でない場合には、医療法に基づき、厚生労働省に協議の上、これによらない病床数とすることが可能である。 療養病床の基準病床数の算定に当たっては、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、「介護施設で対応可能な数」を減じている。医療・介護を通じて適切かつ効率的な病床の確保を行う観点では、介護施設で対応可能な数を減算することは必要であると考えている。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
75	日地方に対する規制緩和	医療・福祉	基準病床数の算定にあたっての都道府県知事の裁量の拡大	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実状に応じ設定することができるように緩和すべき。	<p>【現状】 現在、基準病床数については、国が定める基準に従い、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の人口規模や医療資源等の違いが反映されない仕組みとなっている。</p> <p>また、療養病床の算定に当たって、「介護施設で対応可能な数」を減じているが、国は特養への入所は原則介護3以上と制度の見直しを行ったにもかかわらず、本県が昨年度行った保健医療計画の療養病床の算定に当たっては、要介護1や2も含んだ数を減じることを求められている。</p> <p>【制度改正の必要性】 保健医療計画の一部である地域医療構想では、地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計を行うこととなっている。</p> <p>日本医師会や経産省の推計では、将来、療養病床が不足するという推計がされているが、現状の基準病床における療養病床の算定では、地域医療構想における地域の実情に応じた需要推計数に対応することができず、保健医療計画と地域医療構想の間で整合性を図ることができないことが予想される。</p> <p>また、昨年度の保健医療計画の策定において、県医師会の委員などから、介護保険の施設を増やすと、その分療養病床が減るといっては、医療機関と介護施設を同じものととらえており、おかしいとの意見が出ている。</p> <p>このことから、基準病床数の算定にあたっては、療養病床の算定における介護施設で対応できる数を知事の裁量（例えば「介護施設で対応可能な数」を減じる際に、地域の実情に応じ、特養への入所要件に合わせ、減じる数を要介護3以上入所者数に限るなど）とし、保健医療計画と地域医療構想で整合を図ることができるよう、地域の実態に精通した都道府県知事の裁量の範囲を拡大すること。</p>	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項、第7項、医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規程第30条の31第1項、第30条の32	厚生労働省	静岡県、三重県	<p>療養病床の基準病床数の算定に当たっては、「介護施設で対応可能な数」を減じることとなっているが、当該「介護施設で対応可能な数」については、医療法施行規則別表第六の規定に基づき、「当該区域に所在する介護施設（介護療養型医療施設を除く。）」に入所している者の数を下限として、当該区域における今後の介護サービスの進展等を勘案して都道府県知事が定める数」としている。</p> <p>これは、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、「介護施設で対応可能な数」を減じることとしている。また、特別養老老人ホームについて、原則介護区分3以上となるのは、新規入所者についてであり、従前からの入所者については、引き続き、要介護区分1及び2の方が含まれることから、その数を減ずるものである。</p>	<p>(本県の提案趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本医師会や経産省の推計では、将来、療養病床が不足するという推計がされ、現状の基準病床における療養病床の算定では、地域医療構想における地域の実情に応じた需要推計数に対応できず、保健医療計画と地域医療構想で整合性を図れないことが予想される。 ・昨年度の保健医療計画の策定において、県医師会の委員などから「介護保険の施設を増やすと、その分療養病床が減るといっては、医療機関と介護施設を同じものととらえており、おかしい」との意見が出ている。 ・療養病床に入院する患者の医療区分や介護施設の入所者の介護区分及び医療の必要度について、何ら考慮することなく療養病床から介護施設の入所者を減ずることは、相互の関係や相違が不明確な積算であって、地域の実情もまったく反映されないことから地方分権の考え方に反している。 ・このことから、基準病床数の算定にあたっては、療養病床の算定における介護施設で対応できる数を知事の裁量とし、保健医療計画と地域医療構想で整合を図ることができるよう地域の実態に精通した都道府県知事の裁量の範囲を拡大すべき。 	
28	日地方に対する規制緩和	医療・福祉	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求めている。</p> <p>(制度改正の必要性等) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」とされている。（医師法第2条、第17条）しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考えられる。との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものと考えられ、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入れ体制を整えておくことが必要であり、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）において、外国医療関係者による医療の提供の許可（第91条）について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。</p> <p>また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された養成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。</p>	医師法第17条 災害救助法第7条	厚生労働省 内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、医師法第2条及び第17条の規定により、外国の医師資格を有する者であっても、日本の医師免許を有していなければ、日本で医療行為を行うことは認められていない。しかし、東日本大震災は、医師法が想定していない緊急事態であり、外国の医師資格を有する者のご支援を受けて医療を提供するため、阪神・淡路大震災の例を踏まえ、外国の医師資格を有する者が被災者に対して必要最小限の医療行為を行ったとしても、医師法違反の違法性が阻却される旨の通知（平成23年3月14日厚生労働省医政局局長事務連絡）を发出した。今後、ご指摘を踏まえ、どのような対応ができるか検討していく。</p> <p>医療通訳の提供については、地方自治体・NPO等が、訪日外国人及び在住外国人の人数や使用言語といった地域の実情に応じた通訳派遣を行っており、また、地域によっては医療現場における医療通訳の利用が限定的であり、利用状況に対して医療通訳者数が多い自治体もあると承知している。こうしたことから、厚生労働省では、現場のニーズに応じて医療通訳が適切に提供される環境整備がより重要と考え、医療通訳を配置して周辺病院との連携を行う拠点病院に対する支援や外国人患者受入れ医療機関認証制度（JIMP）の普及に対する支援事業を進めている。地方自治体においては、上記のように国が進める医療機関の環境整備や地域の実情を踏まえつつ医療通訳の提供体制について検討していただきたいと考えている。</p>	<p>東日本大震災時には発災後3日目に厚生労働省医政局から通知が発出され、外国人医師の被災地での医療活動が可能になったものの、最も早く被災地入りした外国政府の医療チームでも、医療活動の開始は発災から18日後の3月29日であった。</p> <p>また、受入についても30カ国以上から医療支援の申し込みがあったにもかかわらず、調整に手間取りイギリス、ヨルダン、タイ、フィリピンの4カ国にとどまっている。こうしたことから、30年以内で70%程度の確率で発生するといわれている「南海トラフ巨大地震」等大規模災害に備え、災害発生時に速やかに医療救護活動を提供できるよう、事前の法的措置や都道府県知事の権限強化が早急に必要であると考えており、関係法令の見直しについて速やかに行っていただきたい。</p> <p>加えて、外国人医師の受入に不可欠な医療通訳の確保について、地域の実情を踏まえた医療通訳の提供体制を構築できるように、国が責任を持って、人材育成も含めた支援策について講じていただきたい。</p>		

厚生労働省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
岐阜県、福岡県、千葉県	<p>○まずもって基準病床数と地域医療構想における必要病床数の考え方について整理していただき、そのうえで、基準病床数が地域医療構想で算定される必要病床数と同様に、今後の病床整備の主たる場合においては、県において地域の実情に合わせて独自に算定が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>○本県においては、必要病床数(医療法第30条の4第2項第7号)が既存の病床数を上回ることも想定されているところ、仮に将来に向けて病床整備を図ろうとしても、現在の人口等をもとに算定される基準病床数の制約から整備を行うことができない。</p> <p>地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るためには、知事の裁量の拡大が必要である。</p>	<p>【全国知事会】 基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべき。</p> <p>【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。</p>		<p>基準病床数は、医療資源の地域偏在の改善を目的とした、現時点において地域で必要とされる病床数である一方、地域医療構想の必要病床数は、将来の医療機能別の病床数の必要量であり、両者はその趣旨・目的や算定の時点が異なる。このため、両者の算定方式や過程が異なる。</p> <p>なお、平成27年1月の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」にもあるように、基準病床数については、都道府県と地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進めて参りたい。</p> <p>療養病床の基準病床数の算定に当たっては、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、「介護施設で対応可能な数」を減じている。医療・介護を通じて適切かつ効率的な病床の確保を行う観点では、介護施設で対応可能な数を減算することは必要であると考えている。</p>	
神奈川県、萩市、高知県	<p>○大規模災害発生時には、国内の医療支援だけでは不足し、外国からの医療チームを受け入れる可能性は大いにあり得る。そうした事態に備え、日本の医師免許を有しない外国人医師が医療の従事を可能とするよう、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大をすることが必要である。また、海外の医療チームが効果的に被災地に派遣されるためには、国内のどの機関にコーディネート機能を持たせるかなど、具体的に定めておく必要がある。</p>			<p>第一次回答でもお答えしたとおり、災害発生時の速やかな医療救護活動の提供の在り方については、関係府省庁とも連携しつつ、どのような対応が可能であるのか検討してまいりたい。</p> <p>また、医療通訳の確保について、厚生労働省では医療通訳の育成のための標準的なカリキュラムを作成し、平成26年9月に公表するとともに、平成26年度から医療機関における医療通訳配置支援を実施しているところ、引き続き、医療提供時の言語コミュニケーションが円滑に行われるよう支援策を講じていく。</p>	<p>[再掲] 6【厚生労働省】 (14)災害対策基本法(昭36法223) 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
169	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	看護師等(保健師・助産師・看護師)の復職支援のための届出制度の義務化	「看護師復職支援のための届出制度」において、努力義務となっている看護師等の離職時等の届出を義務化する	看護師等の人材確保の促進に関する法律第16条の3	厚生労働省	石川県	<p>2025年に向けて、必要とされる看護職員を確保していくためには、潜在看護師等の把握は非常に重要であると認識している。</p> <p>このため、昨年改正された看護師等の人材確保の促進に関する法律において、看護師等免許保持者の届出制度を創設し、離職した看護師等への復職支援を強化することとしているが、届出について一律に義務化した場合、今後、まったく看護師等として就業する意思を持たない者まで届出を求めることとなること、ナースセンターへの届出を明確に拒否する看護師等に対しても届出を強要することになり、不当な関与となることなどから努力義務としている。この制度は未施行であることから、まずは本年10月からの改正法の施行を着実に進めたいと考えている。</p> <p>この届出制度については、看護師等免許保持者の努力義務であるが、以下のような取組とあわせて、届出制度の実効性を担保することとしている。</p> <p>① 病院等の開設者等は、届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めることとしている。</p> <p>② 法律上位置づけられた地域医療介護総合確保基金も活用しながら、就職あっせんや復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細かな対応ができるよう、都道府県ナースセンターが実施する業務を充実・改善し、届出のインセンティブを高めることとしている。</p> <p>なお、この制度については、改正法の公布後5年を目途として、その施行状況等を勘査し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっている。</p> <p>(参考)改正法の公布：平成26年6月25日</p>	<p>就業している看護師等については、2年ごとに業務従事者届けを県に提出することになっているものの、未就業の看護師等には届出制度がないことから、その実態を把握することが困難な状況となっており、未就業看護師等が潜在化するこなく再就業につなげることが課題となっている。</p> <p>このため、県では、平成24年度より、未就業看護師等の掘り起こしを進め、再就業に向けた情報提供など、さまざまな働きかけを通じて、再就業意欲を向上させてきた。</p> <p>こうしたなか、国は、本年10月から、今後の高齢化社会の進展などを踏まえ、未就業看護師等の把握に努め、再就業支援を強化するため、看護師等の離職時のナースセンターへの届出制度を新たに開始することとしているが、本県では、例年3月末の年度替わりに離職が多いことから試行的に本年4月から前倒してナースセンターが届出を受けているところである。</p> <p>この前倒しによる届出状況であるが、平成27年6月末現在で、病院等の開設者等からの聞き取りによる離職者等の件数は509件であったが、離職者等からの届出件数は440件となっている。</p> <p>こうしたことから、離職等した看護師等の実態を確実に把握できるとともに、再就業施策の対象となる看護師等を確実に把握でき、未就業看護師等の再就業に向けた施策ができるよう、本年10月から始まる「看護師復職支援のための届出制度」において、届出の努力義務を義務化することを提案する。</p> <p>なお、不当な関与となることから努力義務としているとのことであるが、医師法第6条第3項において全て医師免許保持者に2年に1度の届出を義務付けている例もあり、看護師等について届出を義務化しても不当な関与とはいえないのではないかと考える。</p>	
312	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	助産学実習に係る分規緩和	保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、「指定規則」)に定められた助産学実習中の分娩の取扱いについて、助産師数を十分に確保する観点から、学生一人あたりの分娩取扱い数を、現行の「10回程度」から「8回程度」に緩和すること。	保健師助産師看護師法第20条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条	厚生労働省	三重県、広島県	<p>助産師養成所の指定基準における分べんの介助回数、「分娩取扱件数の実態を踏まえ少子社会の中で可能であり、かつ、助産婦としての基礎的知識技術を身につける最低の線」として設定している。</p> <p>厚生労働省では、平成8年に関係審議会における有識者の議論も踏まえて、指定基準の分べんの介助回数を「10回以上」を「10回程度」と改めるとともに、養成所指定後の指導に当たっては、当初の予定通りの正常分べん数が確保できない場合における「9回」は「10回程度」に含まれるとの取り扱いとする等、適時の見直しを行ってきた。(参考)出生数の変化 268万人(昭和22年)→121万人(平成8年)→103万人(平成25年)</p> <p>助産師としての基礎的知識と技術を身につけるためには、諸外国の分娩取扱件数と比べても、現行の分べん取扱件数は妥当と考えており、ご提案にお応えすることは困難だが、今後、有識者や関係団体等のご意見を踏まえ、検討して参りたい。</p> <p>(参考)諸外国の例 ドイツ：40～50回 オランダ：40回 イギリス：40回 アメリカ：20回</p> <p>なお、分べん数の減少による実習施設の確保が困難なケースがあることは、厚生労働省においても承知している。このため、講習会の実施を通じた実習指導者の確保等により、病院のみならず助産所や診療所における実習の受け入れが促進されるよう努めていく。</p> <p>(参考) *病院以外の実習施設の助産師等を対象とした実習指導者講習会は、平成27年度には21都道府県で実施予定。 *診療所及び助産所での実習に当たっては、助産師養成所の助産師のうち、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができるとし、受け入れ施設側の負担を軽減。</p>	<p>既に提案に記載のとおり、「母性衛生(2012年7月号)」に掲載された論文「助産学実習における助産実践能力の習得に関する研究、大滝千文 他」において、助産実践能力習得段階の到達度は8例目までは上昇し、8例と10例では各評価項目の約半数で到達度の差が認められないとの研究報告がなされている。</p> <p>これをふまえて、我が国の実情に鑑み、「助産師としての基礎的知識技術を身につける最低の線」として能力習得に影響のない範囲で「8回以上」に変更することを提案する。</p> <p>なお、「9回」が「10回程度」に含まれるとの解釈については改めて通知等で周知されたい。</p>	

厚生労働省 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>東京都、豊橋市、中津市、特別区長会</p> <p>○離職等した看護師等に支援を行う際、最新の情報が届け出なければ復職等に必要な情報を提供することができない。離職等した看護師等だけを届出の対象とするのではなく、看護職員の実態把握等を行うためにも、すべての看護職員を届出制度の対象にすべきと考える。また、届出事項に変更があった場合に速やかに都道府県ナースセンターへ変更届を提出することも義務化する必要があると考える。</p> <p>○医療機関では、看護師等の確保が優先課題であり、ナースセンターからの看護師等の紹介件数が増加すれば、雇用の増加を期待できる。</p> <p>○保健師の育休等により、代替保健師を募集しても応募がなく、知人を通しての声かけでどうにか勤務してくれる保健師や看護師を見つけるという状況である。看護協会のナース人材バンクにも当市やその近隣市在住者の登録はゼロに等しい。「看護師復職支援のための届出制度」において、届出の努力義務を義務化すれば、代替保健師の確保が容易になるだけでなく、在宅保健師を活用した事業も企画できる。</p>			<p>第1次回答でもお示ししたとおり、届出について一律に義務化した場合、今後、まったく看護師等として就業する意思を持たない者まで届出を求められることになること、ナースセンターへの届出を明確に拒否する看護師等に対しても届出を強要することになり、不当な関与となることなどから努力義務としている。</p> <p>また、この制度は本年10月から施行されるが、改正法の公布後5年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっている。</p> <p>届出制度については、広く制度の周知を図り、より多くの離職中の看護師等免許保持者に登録していただくことが重要であると認識しており、引き続き、厚生労働省ホームページへの掲載や関係機関へのポスター配布等により制度の周知・広報を行ってまいりたい。</p> <p>なお、ご指摘の医師法の規定に基づき、医師は、2年に一度、氏名、住所等を届け出る義務が規定されているが、当該規定は、医師の分布及び業態を正確に把握する趣旨である。これに対し、看護師等のナースセンターに対する届出は、あくまで、離職した看護師等の就業支援等に役立てるものであり、両者は一概には比較できないと考えている。</p>	<p>6【厚生労働省】 (18)看護師等の人材確保の促進に関する法律(平4法86) 看護師等免許保持者の届出制度については、離職者の届出を促進し、看護師等の就業の促進を図る観点から、離職者に対する制度の周知・広報を平成27年度から徹底する。</p>
<p>山形県</p> <p>○分娩取り扱い施設の減少(平成20年より10施設減少)や、分娩件数の低下(平成20年10,196件→平成26年8,174件)がある。さらに、実習受入れ機関の減少に加え、実習受入れにおいては、休日、夜間は医療安全確保から拒否される機関もあり、分娩取り扱いの機会が減っている。このような状況から、助産学実習での分娩取り扱いを決められた期間(6~7週間)で10症例を行うのに大変苦慮している。また、カリキュラム上、実習期間の延長も困難であり、10回の分娩取り扱いを行うため、休日や、夜間も学生が待機していることがある。</p> <p>以上を踏まえ、分娩取り扱い件数の緩和など回数に縛られない教育環境を整える必要はあると考えるが、検討の際は、助産師の質の確保に留意し、取扱件数を減らすのではなく、例えば、講義・演習・実習の効果的な組み合わせを行い、卒業時の実践能力の到達目標に達する工夫や、就業後の新人助産師研修における分娩取り扱いに係る教育システムの構築も併せて行うことが重要であると考えます。</p> <p>○分娩取扱件数を確保するため、実習場所の複数確保や一部の学生の実習期間の延長を行うなどの対応をして、10回程度(少なくとも9回以上)はクリアさせているが、このことが実習施設及び学生双方にとって負担となっている。</p>	<p>【全国市長会】 地域における実習環境の状況に配慮し、取扱件数について適切な見直しを求める。</p>		<p>厚生労働省では、平成8年に看護職員の養成に関するカリキュラム等検討会での有識者の議論も踏まえて、指定基準の分べんの介助回数を「10回以上」を「10回程度」と改めた。その検討の際には、日本助産師会や全国助産師教育協議会等の関連団体から、分娩介助回数については、「10回以上」を維持するよう要望がだされていた経緯がある。</p> <p>ご提示いただいた研究論文「助産学実習における助産実践能力の習得に関する研究(産性衛生 53(2) 平成24年7月)」は、4大学に在籍する助産学生30名と指導者30名(大学で助産実習を担当する教員と臨床実習指導者)を対象としたものである。平成25年2月に実施した助産師国家試験の受験者数は2079名であり、当該論文は助産師学生の一部を対象としたものである。</p> <p>また、当初の予定通りの正常分べん数が確保できない場合における「9回」は「10回程度」に含まれるとの取り扱いとすることについては、平成17年の円より子議員より提出された「助産師に関する質問主意書」に対して回答した答弁書にてお示ししている。またそれについては、平成17年2月に各助産師養成所あてに厚生労働省医政局看護課より、助産師学校あてに文部科学省よりお示ししているところである。頂戴したご意見を踏まえ周知については検討して参りたい。</p> <p>参考)参議院議員円より子君提出助産師に関する質問に対する答弁書(抜粋)</p> <p>文部科学大臣又は厚生労働大臣は、助産師学校養成所の指定に当たっては、学生1人につき10回以上の分べん介助が可能であるか否かにより「10回程度」を満たすか否かの判断を行っており、また、指定後の指導に当たっては、医療機関における正常分べんの数は一定ではなく分べん介助の回数が当初の予定より下回ることがあるため、9回を下回った場合に、「10回程度」を満たないと判断している。</p> <p>現行の分べん取扱件数は妥当と考えており、10回を8回にするためのエビデンスが十分得られていない中で、分べん件数を8回にするといったご提案にお応えすることは困難である。また、全国助産師教育協議会からは、「国際助産師連盟(ICM)の示す助産師教育の世界基準では修業年限は1年6か月以上とあって日本の現状とは異なるため、助産師養成の修業年限について議論する検討会を設置してほしい旨の要望をお受けしている。分べん数の減少による実習施設の確保が困難なケースがあることは厚生労働省においても承知しており、そうした現代の状況も踏まえて、今後、有識者や関係団体等のご意見を踏まえ検討して参りたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (9)保健師助産師看護師法(昭23法203) 助産学実習の分べん取扱件数については、九回を下回った場合に、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭26文部省・厚生省令1)別表2に規定する「10回程度」を満たないと判断されることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
159	地方に対する規制緩和	医療・福祉	過誤調整方法(返納金)の運用変更可能な規制緩和	本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすること	<p>【支障事例】</p> <p>転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事案が後を絶たない。本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる</p> <p>これを解消するには被保険者が一旦、前保険者に保険者負担分を支払ったのち、加入中の保険者にその領収書とともに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠損はH21-H25で567件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。</p> <p>【制度改正の経緯】</p> <p>前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険者間での調整が出来るようになったが、委任事務は本人にとって利益がなく、手間がかかることから、処理が進んでいない。現状のまま被保険者異動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転出後の社保加入や他市町村国保への手続き不備等、機能しない可能性もある。また、マイナンバー活用による過誤調整の方針が閣議決定され、一定の改善可能性があることを理解する一方、マイナンバーカードが任意取得であること、再発行の際、手数料がかかること(本市での保険証再発行枚数は月300枚程)やカード発行に即時性がない事などから、当制度改正や今後の方針では不十分と言わざるを得ない状況である。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすることは、保険者の利益のみならず、被保険者の負担軽減に繋がるものであるため、国民健康保険法67条の改正により規制緩和をお願いしたい。</p>	国民健康保険法第7条・8条・9条・67条 厚生労働省平成26年12月5日通知	厚生労働省	岐阜市			

